

# 安芸市地域防災計画

( 一般対策編 )

令和8年5月修正

安芸市防災会議



# ～ 目 次 ～

## 第 1 章 総 則

第 1 節	計画の目的	1
第 2 節	計画の性格	1
第 3 節	重点を置くべき事項	1
第 4 節	計画の効果的な推進	2
第 5 節	安芸市の特性	
1	自然的条件	2
2	社会的条件	3
第 6 節	災害の特徴	
1	風水害	5
2	林野火災	5
第 7 節	計画の修正及び周知徹底	6
第 8 節	防災組織の整備	6
第 9 節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	
1	市の責務	7
2	関係機関等の責務	7
3	処理すべき事務及び業務の大綱	7
第 10 節	住民、事業所の責務	
1	住民の責務	13
2	事業所の責務	13

## 第 2 章 災害予防計画

第 1 節	災害に強いまちづくり	
1	防災まちづくり	15
2	建築物等災害予防計画	15
3	土砂災害等災害予防計画	16
4	風水害予防計画	17
5	ライフライン等の対策計画	20
6	火災予防計画	21
7	林野火災予防計画	21
8	危険物等災害予防計画	21
9	大規模災害対策 5 カ年計画	22

第2節	地域防災力の育成	
1	防災知識の日常化	23
2	実践的な防災訓練の実施	24
3	自主的な防災活動への支援	25
4	事業所による自主防災体制の整備	27
5	災害時要配慮者対策	28
6	消防団を中心とした地域の防災体制	32
7	自発的な支援への環境整備	33
第3節	人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策	
1	防災施設の限界と避難開始の時期	35
2	危険性の通知	36
3	避難を可能にするサインの整備	36
4	自主的な避難	37
5	避難計画	39
6	避難体制の整備	40
第4節	災害に備える体制の確立	
1	災害対策本部	44
2	災害通信整備計画	50
3	防災担当者の人材育成	51
4	実践的な防災訓練の実施	52
5	防災関係機関相互の連携体制	53
第5節	災害応急対策・復旧対策への備え	
1	緊急物資確保対策	54
2	消毒・保健衛生体制の整備	55
第3章	災害応急対策	
第1節	災害時応急活動	
1	活動体制の確立	57
第2節	情報の収集・伝達	
1	気象警報等の伝達	60
2	異常現象発見時の通報	62
3	勤務時間外における取扱い	63
第3節	災害状況等の調査及び報告	
1	被害状況の調査と調査実施者	64
2	被害状況の報告	64

第4節	通信連絡	
1	機能の確認と応急復旧	66
2	通常の状態における通信連絡	66
3	災害時における通信の確保	66
4	通信施設の種別及び設置場所	67
5	防災行政無線の整備	67
第5節	応援要請	
1	行政関係機関への応援要請	68
2	災害関係民間団体等に対する応援要請	70
第6節	広報活動	
1	広報実施責任者	71
2	災害広報	71
3	庁内広報	72
4	報道機関への協力	72
5	広報資料の作成、収集	72
第7節	警戒活動	
1	実施責任者	73
2	実施内容	73
第8節	避難及び避難場所	
1	実施責任者	74
2	避難指示等の判断基準	74
3	避難指示等の伝達方法	74
4	避難順位	74
5	携帯品の制限	74
6	避難の準備	75
7	避難の誘導	75
8	移送の方法	75
9	避難所の指示及び開設等	75
10	避難の後の警備	76
11	学校、社会福祉施設等における避難対策	76
第9節	救助活動	
1	消防活動	77
2	救急・救助活動	77
3	被災建築に対する応急危険度判定	79
4	被災宅地の応急危険度判定	79

第10節	救急医療	
1	医療救護の対象者	80
2	医療救護施設の設置	80
3	傷病者の搬送体制	82
4	応援の要請について	83
5	災害医療体制	83
第11節	緊急輸送活動	
1	実施責任者	84
2	輸送対象等	84
3	輸送方法	85
第12節	交通確保対策	
1	実施責任者	87
2	道路、橋梁の危険箇所の把握	87
3	応急措置	87
第13節	障害物除去	
1	障害物除去の対象	88
2	実施機関	88
3	除去した障害物の集積場所	88
第14節	災害警備対策	
1	任務	89
2	警備体制	89
3	社会秩序の維持活動	89
4	その他の災害警備活動等	89
第15節	飲料水、食糧、生活関連物資の供給	
1	飲料水の供給	90
2	食糧の供給	91
3	生活関連物資の供給	91
第16節	防疫、保健衛生計画	
1	実施内容	92
第17節	廃棄物処理	
1	実施内容	93
2	避難所の防疫措置	94
3	報告	94
第18節	行方不明者の捜索、遺体の処理・埋葬	
1	行方不明者及び遺体の捜索	95
2	遺体の処理、収容	95

3	遺体の埋葬	95
4	搜索、処理、埋葬については、次の記録を整備する	95
5	応援協力関係	96
第19節	犬、猫、特定動物等の保護及び管理	
1	市の活動	96
2	住民及び民間団体の活動	96
第20節	建築物・住宅応急対策	
1	応急仮設住宅の設置	97
2	公営住宅等への入居斡旋	97
3	住宅の応急修理	97
4	資材等の確保	97
第21節	ライフライン等施設の応急対策	
1	水道施設	98
2	下水道施設	98
3	電力施設	98
4	ガス施設	99
5	通信施設	100
第22節	教育対策	
1	施設・設備の応急復旧	102
2	応急教育対策	102
3	教材・学用品の調達及び配分方法	103
4	学校給食対策	103
5	教育実施者の確保	103
6	学校安全等	103
第23節	文化財保護対策	
1	被害の把握	104
2	被害の防止拡大	104
3	関係機関への情報連絡	104
4	歴史的建造物の保護	104
第24節	労務の供給	
1	実施責任者	105
2	民間協力体制	105
3	民間団体等への協力要請等	105
第25節	災害時要配慮者対策	
1	災害時要配慮者の範囲	107
2	在宅の要配慮者への支援	107

3	被災生活において、支援が必要な方に対して配慮を行う	107
第26節	災害応急金融対策	
1	実施機関	108
2	現金供給の確保及び決済の機能の維持	108
3	金融機関の業務運営の確保	108
4	非常金融措置の実施	108
第27節	災害応急融資	
1	実施機関	109
2	農林水産業関係者への融資	109
3	中小企業への融資	109
4	災害復興住宅建設等資金	109
5	被災私立学校災害復旧資金	109
6	被災医療機関等に対する災害復旧資金	109
7	母子・寡婦福祉資金	109
第28節	二次災害の防止	
1	水害・土砂災害対策	110
2	高潮・波浪等の対策	110
3	被災建築物の応急危険度判定	110
4	爆発等及び有害物質による二次災害対策	110
第29節	義援金・義援物資の受付・配分・配布	
1	義援金の受付	111
2	義援物資の受付	111
3	義援金の配分	111
4	義援金の配分方法	111
第30節	自発的支援の受け入れ	111
第31節	自衛隊への派遣要請	
1	災害派遣要請者	112
2	災害派遣の基準	112
3	派遣要請の手続き	113
4	派遣部隊の受入れ体制の整備	113
5	使用資機材の準備及び経費の負担区分	114
6	災害救助のための無償貸与及び譲与	114
7	災害派遣期間における権限	114
8	災害対策用臨時ヘリポート	114
第32節	災害救助法の適用	
1	適用基準	115

2	災害救助法の適用手続き	115
3	救助の種類	115
4	被害状況認定基準	115

## 第4章 火災及び事故災害対策

### 第1節 大規模な火事災害対策

1	火事災害の予防	116
2	火事災害の応急対策	118

### 第2節 林野火災対策

1	林野火災予防対策	119
2	火災気象通報	119
3	林野火災応急対策	119

### 第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

1	重大事故発生時の市及び関係機関の措置	123
2	市の災害対策本部の設置	124

### 第4節 道路災害対策

1	道路災害予防対策	125
2	道路災害応急対策	125

### 第5節 鉄道災害対策

1	鉄道災害予防対策	127
2	鉄道災害応急対策	127

### 第6節 海上災害（人身事故等）対策

1	海上災害予防対策	129
2	海上災害応急対策	130

### 第7節 海上における流出油等災害対策

1	予防対策	132
2	災害応急対策	134

### 第8節 陸上における流出油災害対策

1	予防対策	137
2	応急対策	137

### 第9節 危険物等災害対策

1	危険物等災害予防対策・応急対策	138
2	高圧ガス災害予防対策・応急対策	140
3	毒物劇物災害予防対策・応急対策	141
4	住民の安全確保のための体制整備	143

第10節	その他の災害対策	
1	健康危機	143
2	その他の原因による災害	143

## 第5章 災害復旧・復興計画

第1節	復旧・復興基本方向の決定	
1	基本方向	144
2	計画的復旧・復興	144
3	財産措置等	144
第2節	迅速な原状復旧の進め方	
1	被災施設の復旧等	144
2	災害廃棄物の処理	144
第3節	公共施設災害復旧計画	
1	災害復旧事業の種類	145
第4節	災害復旧に伴う財政援助及び助成計画	
1	激甚災害にかかる財政援助措置	146
第5節	災害復旧に対する融資、資金計画	
1	災害復旧に対する融資	148
2	被災者の生活の確保	148
3	国税等の徴収猶予及び減免の措置	148
第6節	復興計画	
1	復旧計画の進め方	149
2	被災者等の生活再建等の支援	150
3	被災者生活再建支援制度	151

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第42条の規定に基づき、本市にかかる各種の災害に対処するため、次の事項を定めて、市、関係機関、住民等がその全機能を発揮し、相互に有機的な関連をもって実施することにより、地域における住民の生命、身体及び財産を災害から護り、土地の保全と、市民生活の安全を確保することを目的とする。

- 1 市並びに市の地域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務又は業務の大綱
- 2 防災施設の整備、防災教育、防災訓練及びその他災害予防に関すること
- 3 災害の拡大を防止するための災害応急対策に関すること
- 4 災害復旧に関すること
- 5 その他防災に関して必要なこと

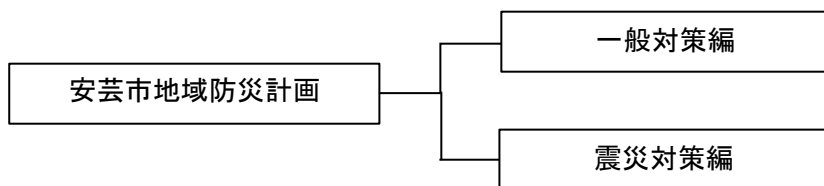
## 第2節 計画の性格

この計画は、本市の防災に関する基本計画であり、災害対策基本法第42条の規定に基づき、「安芸市地域防災計画」として市防災会議が作成する計画である。

本計画は、「一般対策編」「震災対策編」及び「付属資料」で構成する。

なお、「一般対策編」は、風水害対策を基礎に、各編に共通する事項も記述し、安芸市地域防災計画における基本的な計画である。

※土砂災害警戒避難体制については、別に定める「安芸市土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。



## 第3節 重点を置くべき事項

本市は災害が発生しやすい自然条件下にあり、これまで災害発生原因の制御、予測と耐災環境の整備に資源の投入を図ってきているが、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であり、時として多大な人命並びに財産を失ってきている。

このため、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を基本方針とし、とりわけ人命を守るための対策を最重視し、また、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、防災関係機関、事業者、住民が一体となって、さまざまな対策を組み合わせた防災対策を推進する。

自らの命、安全・財産を自ら守る「自助」、地域の安全等を自分たちで守る「共助」、公的機関が援助等を行う「公助」の理念に基づいた災害に強い地域社会づくりを進める。

#### 第4節 計画の効果的な推進

地域防災計画を効果的に推進するため、防災関係機関との連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 1 本計画に基づくアクションプラン（実践的応急活動要領 以下同じ。）の作成と訓練等を通じた職員への周知徹底
- 2 計画、アクションプランの定期的な点検
- 3 他の計画（開発計画、投資計画等）の防災の観点からのチェック

#### 第5節 安芸市の特性

##### 1 自然的条件

###### （1）位置及び面積

安芸市は、高知県の東部、北緯33度26分20秒～33度43分、東経133度49分～134度5分30秒に位置し、南は東西18.6Kmの海岸線により土佐湾に面し、南北は33.5Kmあり、北部は四国山地に連なり香美市、馬路村、徳島県那賀郡那賀町に接し、東は安田町、西は香南市、芸西村と接している。

面積は、317.16Km<sup>2</sup>である。

###### （2）地質・地形

安芸地方の四万十帯は、その大部分をしめる北側の北帯と、その南側をしめる南帯に分けられる。北帯と南帯をかぎるのは安芸構造線であり、同構造線以北の北帯は白亜系に属し、砂泥互層と混在岩（泥質岩中に枕状溶岩・チャートを含む）に大別できる。

地質構造は、主として北に傾斜した単斜構造を示し、多数の高角度逆断層によって区切られている。

四万十帯南帯には、上部白亜系の未区分層と古第三系の大山岬層が分布し、礫岩・砂岩・泥岩よりなり、その構造は1つの背斜と向斜に支配されている。

地形的範囲は、安芸山地より土佐湾にかけての山稜から海岸段丘及び低地にいたる地域である。北東部より南西方向に伸びる山地は、四国東南部の根幹の一部にあたる標高700～1200mの大起伏山地、それに次ぐ中小の起伏山地が海にせまり、大山岬等の海食崖を伴った岩石海岸に至っている。その間を開析している中小河川は、主として流下方向が北東から南西方向に向かっている。

安芸川、伊尾木川河口は高波で閉そくしやすく、付近の宅地、農地の一部に浸水被害もしばしば生じている。津波発生時の遡上にも注意が必要とされている。

段丘は室戸岬から連続分布し、発達した海岸段丘が特徴的で東部ほど高度が高く、西部に至るほど高度が下がり一部丘陵化している。

低地の分布は、海岸地帯に浜堤、砂州が形成され、その背後地には安芸川、伊尾木川の下流部に平野の形態を整えた扇状地性の低地が開けている。扇端部は湧水帯が分布する三角州性低地で、同時に浜堤の後背湿地であり、安芸市自然災害想定調査により液状化現象が発生することが指摘されている。

### (3) 気 候

令和2年は、平均気温17.9度、最低気温-1.1度、最高気温33.7度、降水量2,384.5mmとなっている。

日最大雨量は、梅雨期や台風期に記録されており、大雨時の震災では二次災害への対応も考慮する必要がある。

冬季(12月～2月)は月雨量100mm以下と乾燥しているので、火災被害の拡大への配慮が必要である。

また、応急対策上、夏季は高温多湿となり食中毒等に、冬季は最低気温がマイナスとなることへの対策等に留意する必要がある。

## 2 社会的条件

### (1) 人 口

本市の人口は、令和2年国勢調査によれば16,243人であり、人口の推移は微減傾向である。

世帯数は、7,307世帯で、一世帯当たりの人員は、2.2人と減少傾向にある。

特に山間部は、過疎化と並行して高齢化が進んでいるため、防災教育の充実や自主防災組織の育成を図り、被災時の応急対応に留意する必要がある。

地区別人口と世帯

(令和2年10月1日現在国勢調査)

地 区	世帯数	人 口			世帯当 り人員 (人)	面 積 (k m <sup>2</sup> )	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )
		総 数 (人)	男 (人)	女 (人)			
安 芸	3,204	6,376	3,070	3,306	2.0	5.26	1,212
伊尾木	610	1,314	632	682	2.2	21.19	62
川 北	1,115	2,847	1,309	1,538	2.6	10.53	270
東 川	107	199	91	108	1.9	160.84	1
土 居	764	1,833	872	961	2.4	2.58	710
井ノ口	785	1,814	870	944	2.3	8.75	207
畑 山	77	138	70	68	1.8	83.24	2
穴 内	252	632	304	328	2.5	10.13	62
赤 野	393	1090	536	554	2.8	4.82	226
計	7,307	16,243	7,754	8,489	2.2	317.16	51

(2) 建 物

令和3年5月1日現在、本市の建物数は課税家屋総数20,552棟で、このうち木造建物は、17,736棟となっており、木造率86.3%である。

防災上重要な施設の立地地域が液状化危険地域や地震動の増幅が心配される地域と重なっているため、ボーリング調査や地盤条件に基づく耐震診断と耐震性の強化が必要である。

また、地震時の河川堤防の液状化の診断とその防止対策についての検討が必要である。

建物の構造・用途別内訳

(令和3年5月1日現在)

木造家屋			非木造家屋		
種別	課税家屋数	構成比%	種別	課税家屋数	構成比%
専用住宅	9,506	46.2	住宅・アパート	945	4.6
共同住宅・寄宿舎	73	0.4	事務所・銀行・店舗	274	1.3
併用住宅	952	4.6	病院・ホテル等	25	0.1
事務所・銀行・店舗	198	1.0	工場・倉庫	1,068	5.2
病院・旅館等	24	0.2	その他	504	2.5
工場・倉庫	486	2.3			
その他	6,497	31.6			
計	17,736	86.3	計	2,816	13.7
総数	課税家屋数	20,552	構成比	100.0%	

(3) 道路

市街地への出入り口は、芸西村、安田町に通じる国道55号以外にはなく、過去にも陸の孤島となった経緯もあり、応急対策や復興対策上複数のルートの整備が望まれる。

市域は広く、県道及び市道の総数は9本と1,103本で、総延長84Kmと483Kmになっているが、幅員のせまい道路が多く、特に起伏の大きい山間地の道路は崩壊が発生しやすく計画的な、整備が望まれる。

このような地理的条件から支援や救援の経路がふさがれ、一時的に孤立する可能性が考えられるため、少なくとも3日間は生き延びられる防災体制が必要である。

第6節 災害の特徴

1 風水害

森林率88%の本市の山間部においては、集落の背後に急峻な山地が迫り、土砂災害の多発が予想される。また、年間降水量が多く、洪水による浸水被害や海岸部は、特に穴内、伊尾木海岸で侵食が進み、台風などによる高潮の被害も発生している。

2 林野火災

森林率が高い本市は、林野火災発生の可能性が高く、急峻な山地での水源の確保が困難なため、大規模な火災に発展することがある。

## 第7節 計画の修正及び周知徹底

本計画は災害に関する経験と対策の積み重ねにより、随時見直されるべき性格のものであり、災害対策基本法第42条の規定に基づいて毎年検討を加え、必要があると認めるときは、修正を加える。

また、本計画は、市職員・関係行政機関及びその他防災に関する主要施設管理者に周知徹底を図るよう措置する。

## 第8節 防災組織の整備

防災活動を総合的かつ有機的に行うために必要な体制を確立するとともに、防災に関係ある機関の防災対策上の組織の整備を図り、関係機関相互の連携と、自主防災組織の確立により災害対策の万全を期する。

### 1 安芸市防災会議

安芸市防災会議の組織及び運営に関しては、関係法令、安芸市防災会議条例の定めるところによる。

組織の概要は次のとおりであり、その運営については市の地域に係る総合的かつ計画的な防災を実現するため、これら関係法令に基づく事務の円滑な推進を図る。

防災会議の組織

会長 (市長)

委員 (安芸市防災会議条例第3条第5項の規定により選出されたもの)

防災会議の庶務 (危機管理課)

### 2 防災関係機関の防災に関する組織の整備

市の地域に係る防災に関係ある機関は、市地域防災計画を的確かつ円滑に実施するため、防災に関する組織を整備するものとする。

特に、南海地震対策の総合的な推進を図るための全庁的な組織「安芸市南海地震対策推進本部」を設置する。

### 3 防災関係機関相互の連携

防災施策の総合性から、防災に関係ある機関と相互に積極的な連絡、協調を図るものとする。

### 4 防災体制の確立

防災対策は、防災関係機関の個々又は相互の協力だけではその効果を十分に発揮できるものではなく、特に災害応急対策及び災害復旧の実施に当たっては、協力団体の

特徴、性格に応じた協力体制の確立に努めるものとする。

## 第9節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市の責務

市は、防災の基礎的的地方公共団体として、関係機関等の協力を得て、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有する。

### 2 関係機関等の責務

関係機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、自ら防災業務を実施するとともに、市の行う防災業務に対し協力責任を有する。

### 3 処理すべき事務及び業務の大綱

#### (1) 地方自治体

	事務又は業務
安芸市	ア 安芸市地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の勧告又は指示及び避難場所の開設 ケ 消防、水防その他応急措置 コ 被災者に対する救助及び救護等の措置 サ 緊急輸送の確保 シ 食糧、医薬品、その他物資の確保 ス 災害時の保健衛生及び応急教育 セ その他の災害発生の防御又は拡大防止のための措置 ソ 災害復旧・復興の実施
高知県	ア 地域防災計画の作成 イ 防災に関する組織の整備 ウ 防災知識の普及、教育及び防災訓練の実施 エ 自主防災組織の育成指導、その他県民の災害対策の促進 オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検 カ 防災のための施設、設備の整備及び点検 キ 災害に関する情報の収集、伝達及び広報 ク 避難の指示及び避難場所の開設の指示 ケ 水防その他応急措置

	<p>コ 被災者に対する救助及び救護等の措置</p> <p>サ 緊急輸送の確保</p> <p>シ 食糧、医療品、その他物資の確保</p> <p>ス 災害時の交通規制、社会秩序の維持、保健衛生及び応急教育の確保</p> <p>セ 防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整</p> <p>ソ その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置</p> <p>タ 災害復旧・復興の実施</p>
--	--

(2) 指定地方行政機関

四国管区警察局	<p>ア 管区内各警察の災害警察活動及び相互援助の指導調整</p> <p>イ 他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携</p> <p>ウ 管区内各警察及び管区内防災関係機関等からの災害情報の収集及び連絡</p> <p>エ 警察通信の確保及び統制</p> <p>オ 管区内各警察への気象予警報の伝達</p>
四国財務局 高知財務事務所	<p>ア 公共土木施設災害復旧事業査定立会</p> <p>イ 農林水産業施設に関する災害復旧事業査定立会</p> <p>ウ 災害時において金融情勢等の調査及び必要と認められる範囲内で、次の事項の実施を要請</p> <p>①災害関係の融資</p> <p>②預貯金の払い戻し及び中途契約</p> <p>③手形交換、休日営業等</p> <p>④保険金の支払の迅速化及び保険料の払込猶予</p> <p>⑤その他非金融措置</p> <p>エ 地方公共団体の災害復旧事業債の貸付</p> <p>オ 地方公共団体に対する短期資金の貸付</p> <p>カ 災害応急措置等の用に供する場合の国有財産の貸付</p>
四国厚生支局	<p>独立行政法人国立病院機構等関係機関との連絡調整</p>
中国四国農政局	<p>ア 海岸保全施設整備事業、農地防災事業及び地すべり防止対策事業による農地、農業用施設等の防災</p> <p>イ 農地保全施設又は農業水利施設の維持管理</p> <p>ウ 農作物に対する被害防止のための営農技術指導</p> <p>エ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農畜産物被害状況の取りまとめ、営農資材及び生鮮食品等の供給、病虫害の防除、家畜の衛生管理等の災害応急対策</p> <p>オ 農地、農業用施設、海岸保全施設及び農業共同施設についての災害復旧計画の樹立、災害復旧事業及び再度災害防止のための災害復旧事業と併せて実施する災害関連事業</p>

	カ 被害農林漁業者が必要とする天災融資法に基づく災害資金、農林漁業金融公庫資金等の融資
中国四国農政局 高知地域センター	災害時における応急食料の緊急引き渡し
四国森林管理局	ア 国有林野の治山、治水事業の実施並びに民有林直轄治山事業の実施 イ 国有保安林の整備保全 ウ 災害応急対策用木材（国有林）の需要調整
四国経済産業局	ア 被災商工業、鉱業等の事業者の業務の正常な運営確保 イ 災害時における防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保 ウ 災害時における電気、ガス、石油製品事業に係る応急対策等
中国四国産業保安監督部四国支部	ア 災害時における電気、ガス事業に係る応急対策等 イ 危険物等の保安の確保 ウ 鉱山における災害の防止 エ 鉱山における災害時の応急対策
四国運輸局高知運輸支局	ア 災害時における自動車による輸送の斡旋 イ 災害時における旅客及び物資の輸送を確保するため、船舶等の調達斡旋
大阪航空局高知空港事務所	ア 災害時における人員、応急物資空輸に対する利便確保 イ 航空保安施設等の防災対策としての管理体制の強化
高知海上保安部	ア 海上災害に関する警報等の伝達、警戒 イ 海上及び港湾施設等臨海部の被災状況調査 ウ 海上における人命救助 エ 避難者、救援物資等の緊急輸送 オ 係留海岸付近、航路及びその周辺海域の水深調査 カ 海上における流出油事故に関する防除措置 キ 船舶交通の制限・禁止及び整理・指導 ク 危険物積載船舶に対する移動の命令、航行の制限・禁止及び荷役の中止 ケ 海上治安の維持 コ 海上における特異事業の調査
高知地方气象台	ア 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の発表並びに関係機関への伝達 イ 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集並びに発表 ウ 災害発生が予想される場合あるいは災害発生時における気象状況推移及び予想の解説 エ 防災関係機関と連携した防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発

四国総合通信局	<p>ア 各種非常通信訓練の実施及びその指導</p> <p>イ 高知地区非常通信協議会の育成指導</p> <p>ウ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策並びに非常通信の運用管理</p> <p>エ 災害時における電気通信、放送施設等の被害及び措置状況の収集</p> <p>オ 災害時における通信機器の供給の確保</p>
高知労働局	<p>ア 事業場施設及び労働者の被災状況の把握</p> <p>イ 二次災害発生のおそれのある事業場に対する災害防止の指導</p> <p>ウ 災害応急、復旧工事等に従事する、労働者の安全衛生の確保及び健康管理についての指導</p> <p>エ 被災事業場の作業再開時の安全衛生施設等に関する危険防止上必要な指導</p> <p>オ 労働条件の確保に向けた総合相談</p> <p>カ 事業場の閉鎖時による賃金未払い労働者に対する未払い金立替払い</p> <p>キ 被災労働者に対する労災保険給付</p> <p>ク 労働保険料の納付に関する特例措置</p> <p>ケ 雇用保険の失業認定</p> <p>コ 被災事業所離職者に対する求職者給付</p>
四国地方整備局	<p>ア 直轄河川、海岸、砂防、ダム、道路等の施設の保全及びその災害復旧</p> <p>イ 水防警報指定河川について、水防警報の発表、伝達</p> <p>ウ 洪水予報指定河川について、洪水予報の発表、伝達</p> <p>エ 直轄河川の水質事故対策、通報等</p> <p>オ 直轄ダムの放流等通知</p> <p>カ 港湾・海岸・空港の建設、改良による災害防止</p> <p>キ 港湾・海岸・空港の災害応急対策</p> <p>ク 港湾・海岸・空港の災害復旧事業及び流出油の防除</p> <p>ケ 災害関連情報の伝達・提供</p> <p>コ 災害ポテンシャル情報等に関する普及・啓発活動</p> <p>サ 公共土木施設の応急対策・復旧、地域の復興等に関する応援・支援</p>
中国四国防衛局	<p>ア 災害時における防衛省本省及び自衛隊との連絡調整</p> <p>イ 災害時における米軍部隊との連絡調整</p>

(3) 自衛隊

<p>ア 災害派遣に必要な基礎資料の調査及び収集</p> <p>イ 市が実施する防災訓練への協力</p>
--

ウ	災害派遣の実施（被害状況の把握、避難の援助、避難者等の捜索・救助、水防活動、消防活動、道路の啓開、応急医療、救護及び防除、通信支援、人員物資の輸送、給食、給水及び入浴支援、宿泊支援、危険物の保安及び除去）
エ	災害救助のため、防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与

(4) 指定公共機関

日本放送協会	ア 住民に対する防災知識の普及及び警報等の周知徹底 イ 災害時における広報活動及び災害状況等の速報 ウ 生活情報、安否情報の提供 エ 社会福祉事業団等による義援金品の募集協力
NTT 西日本(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常電話の確保及び気象警報等の伝達
(株)NTT DOCOMO 四国	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
ソフトバンク(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
楽天モバイル(株)	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害非常通話の確保
日本郵便(株)	ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付 イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除 ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除 エ 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄附金の配分 オ 被災者の救助を目的とする寄附金送金のための料金免除 カ 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取り扱い キ 逡信病院の医療救助活動 ク 簡易保健福祉事業団に対する災害救護活動の要請 ケ 被災地域地方公共団体に対する簡易保険積立て金による短期融資
日本銀行	ア 現金の確保決済機能の維持 イ 金融機関の業務運営の確保 ウ 非常金融措置の実施
日本赤十字社	ア 災害時における医療救護 イ 遺体の処理及び助産 ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置 エ 被災地応急救護班の編成、派遣の措置 オ 被災地に対する救援物資の配付 カ 義援金の募集受付 キ 防災ボランティアの登録及び育成 ク 防災ボランティアの活動調整 ケ 各種ボランティアの調整、派遣
西日本高速道路(株)	管理する道路等の保全及び災害復旧

四国旅客鉄道(株)	ア 鉄道施設等の保全 イ 救援物資および避難者の輸送協力
四国電力送配電(株)	ア 電力施設の保全、保安 イ 電力の供給
KDDI(株) 高松テクニカルセンター	ア 電気通信設備の保全及びその災害復旧 イ 災害時における通信の疎通確保
四国ガス(株)(一社) 高知県LPガス協会	ア ガス施設の保全、保安 イ ガスの供給 ウ 避難所への支援
(株)高知放送 (株)テレビ高知 高知さんさんテレビ(株) (株)エフエム高知	ア 気象警報等の放送 イ 災害時における広報活動 ウ 住民に対する災害応急対策等の周知徹底 エ 住民に対する防災知識の普及 オ 生活情報・安否情報の提供
土佐くろしお鉄道(株)	ア 鉄道施設等の保全 イ 救助物資及び避難者の輸送の協力
とさでん交通 (一社)高知県バス協会	災害時における軌道又は旅客自動車による救助物資並びに避難者等の輸送の協力
(一社)高知県トラック協会	災害時における貨物自動車による救助物資等の輸送の協力
(一社)高知県医師会	ア 災害時における救急医療活動 イ 大規模災害時には、「高知県災害時医療救護計画」に基づき各都市医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会及び県救急医療情報センターと協力のうえ救急医療活動を行う
(一社)高知県建設業協会	災害時における公共土木施設及び公共施設等への応急対策業務への協力に関する事
(公財)高知県消防協会	ア 防災・防火思想の普及に関する事 イ 消防団員等の教養・訓練及び教育に関する事 ウ 災害時要配慮者等の避難支援への協力に関する事
(公社)高知県看護協会	ア 災害看護に関する事 イ 災害時要配慮者等の健康対策に関する事
(社福)高知県社会福祉協議会	ア 災害時要配慮者対策等の地域の防災対策への協力に関する事 イ 災害時の福祉施設の人材のあっせんに関する事 ウ 災害ボランティアに関する事 エ 生活困窮者に対する生活福祉資金の貸付に関する事
(株)高知新聞社	ア 県民に対する防災知識の普及に関する事 イ 災害時における広報活動 ウ 生活情報、安否情報の提供

## (5) 公共的団体

### ア 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合

- (ア) 市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に関すること
- (イ) 生産物の災害応急対策の指導に関すること
- (ウ) 被災組合員に対する融資及び資機材斡旋に関すること
- (エ) 生産物の需給調整に関すること

### イ 商工会議所

- (ア) 商工業者への融資斡旋に関すること
- (イ) 災害時における中央資金源の導入に関すること
- (ウ) 救助用物資、復旧資機材の確保、協力及び斡旋に関すること
- (エ) 物価安定についての協力に関すること

### ウ 厚生、医療、社会事業団体

- (ア) 避難施設の整備と避難等の訓練に関すること
- (イ) 災害時のり災者の保護、医療救護及び収容に関すること

### エ 文化、教育事業団体

- (ア) 災害時における炊き出し、り災者の救助、救護に関すること
- (イ) 救助金品の募集及び配分並びに連絡に関すること

### オ その他の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

それぞれの業務に関する防災管理及び応急対策、災害復旧に関すること

## 第10節 住民、事業所の責務

### 1 住民の責務

自らの安全は自ら守るのが防災の基本であり、住民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心掛けるとともに、災害発生時には要配慮者とともに早めに避難をするよう行動する。被害が発生した場合は、初期消火、負傷者への援助や防災関係機関が行う防災活動への協力を努めるものとする。

### 2 事業所の責務

事業所は、災害時に果たす役割を十分認識し、災害時に重要業務を継続するための業務継続計画（BCP）の策定・運用、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・耐浪化、予想被害からの復旧計画、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取り組みを継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

## 災害時に果たす役割

- ア 従業員や利用者等の安全確保
- イ 事業の継続
- ウ 地域への貢献・地域との共生
- エ 二次災害の防止

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 災害に強いまちづくり

#### 1 防災まちづくり

防災まちづくりにおいては次の点に特に注意することとする。

##### (1) 災害に強い市街地の形成

市街地の形成においては、災害発生時の応急活動の効果的な実施や被害の拡大防止を常に考慮する。

所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

##### (2) 風水害を予防する施設整備

治山、治水、海岸保全、急傾斜地崩壊対策、農地防災等の事業による風水害対策を実施する。その場合は、災害が発生しても、その効果が粘り強く発揮できるようにする。

##### (3) 建築物の安全確保（詳細は、震災対策編第2章第15節）

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、該当施設の耐震計画を作成し、優先順位を定め計画を実施することとする。

民間住宅の耐震化については、耐震診断の推進等により、耐震改修・建替の促進を図る。

##### (4) ライフライン施設等の機能確保

電気、ガス、上下水道、電話等の各ライフライン事業者は、洪水や地震に対する機能の確保に努めるとともに、災害発生時には、早期復旧できる体制を構築する。

##### (5) 危険物施設等の安全確保

発火性又は引火性を有する物品を製造、貯蔵、取扱いをする危険物施設など災害発生時に周辺住民に危険を及ぼす施設への安全確保指導を強化する。

##### (6) 液状化への取り組み

液状化への危険度が高い地域の調査を検討する。

#### 2 災害に強い土地利用の推進

計画的な開発、環境整備を推進し、災害に強い土地利用を図る。

(1) 公園、緑地等の整備対策

市街地の公園、緑地、縁道等は災害時の避難路、避難地、消防活動等の拠点として果たす役割が大きく、計画的な整備及び維持管理を促進する。

(2) 浸水防除施設対策

宅地造成開発の指導、施設整備等により浸水対策を促進する。

ア 宅地造成の安全性の強化

市街地及びその背後地では、安全性の高い宅地造成が行われるよう適切な指導を実施する。

イ 下水道等の整備

市内の排水不良地区の解消等のため、都市下水路及び公共下水道事業、下排水路事業の整備促進を図る。

ウ 防災上重要な施設

駅など不特定多数の者が使用する施設、学校、行政関連施設の応急対策上重要な施設、災害時要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等については、風水害に対する施設の安全性の確保に配慮する。

(3) 土地利用に関する規制、誘導

市街地形成の誘導、建築の制限等により安全な土地利用を図る。

ア 安全な都市環境形成の誘導

市及び県は、安全な都市環境の形成を誘導するため、用途地域制度等の積極的な活用を図る。

イ 災害危険区域での建築行為の禁止等

(ア) 土砂災害警戒区域等の指定

土砂災害警戒区域等を災害危険区域として指定し、建築基準法に基づいてその区域内における住居の用に供する建築物の建築行為の禁止若しくは制限をする。

(イ) がけ地付近の建築物についての制限

建築基準法第40条に基づく条例の規定により、がけ地付近の建築物の建築行為の制限をする。

3 土砂災害等災害予防計画

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域について住民等への周知に努める。(土砂災害警戒区域等については高知県 URL 参照)

土石流、地すべり、がけくずれの災害を防止するため、土砂災害危険箇所の現況を把握し、災害防止対策を推進する。

また、山地における災害と、農地及び農業用施設の災害を防止するための

施設整備についても検討する。

(1) 地すべり防止対策

市域内においては、地すべりによる災害は梅雨期、夏季には特に災害発生が予想されるので、その防止対策を強力に推進する。

(2) 土砂災害等防災対策

関係機関等は、常に危険地域の実態の把握に努めるとともに、降雨期には地域住民と協力し、防災パトロール、排水等の応急対策が実施できる体制を確立する。

ア 治山

市域内の山林は、281 Km<sup>2</sup>であるが、実態を把握し、山地の崩壊に起因する災害を防止するため、山腹崩壊地、荒廃溪流の復旧並びに崩壊危険地の予防事業を強化し、上流山地の土砂流出を防止する。

イ 保安林の整備・強化

市域内の土砂流出防備保安林は、全森林の12.4%が指定されているが、関係機関と協議して基本的な計画を作成し、長期的、総合的整備策の推進を図る。

(3) 急傾斜地崩壊防止対策

がけくずれ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限度にとどめるために、事前措置として危険箇所の把握と防災パトロールを関係機関が協力し、定期的に年1回以上実施する。

(4) 農地及び農業用施設災害防止対策

規模が大きい地すべり、冠水、ため池整備や農地の侵食及び崩壊、用排水路等の農地防災事業について検討する。

4 風水害予防計画

風水害を防止し、又は拡大を防止するため、各種防災事業の総合的かつ計画的な実施、河川の維持管理、台風等の気象状況の早期把握、危険箇所の早期発見、住民への情報伝達体制の整備、適切な避難誘導等災害を未然に防ぐ活動体制を確立する。

(1) 水害の予防対策

ア 河川・海岸の維持管理

(ア) 河川・海岸巡視の実施

河川（水路含む）及び海岸の管理者は、日頃から高知県水防計画及び安芸市水防計画に基づき、河川堤防等の巡視に努め、危険箇所の早期発見及び海岸の不法使用等を取り締まり、河川等の良好な維持管理を図るとともに、危険と認められた箇所については、早急に応急対策

を実施し、必要な修復をする。

また、異常降雨等により河川の水位が上昇しているとき、又は指定河川については水防警報が発せられたとき、危険区域について堤防巡視を行うものとし、当該区域ごとに消防団員を配置するものとする。

(イ) 河川管理施設等の維持管理（ダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め等）

河川管理施設等は、水位、流量、地形、地質、河川及び波等の状況及び自重、水圧等予想される荷重を考慮し、安全を確保するための措置を講ずる。

また、洪水を調節又は分流させる施設、治水上特に重要な内水排除施設又は高潮等の防止若しくは流水調整施設等の操作規則を定め、その維持管理の徹底を図る。

(ウ) ダム、堰、水門等の施設に危険箇所を認めた場合の措置

施設の危険箇所を発見したとき、並びに住民から通報を受けたときは、直ちに管轄する河川管理者及び施設管理者に通報する。

また、河川管理者から通知を受けたときは、住民及び施設管理者に通知する。

(エ) ため池、可動ゲート等農業用施設の維持管理

施設の管理者は、平常から点検、整備を十分行い、危険箇所の早期発見等所要の予防措置を講ずる。

(オ) 水防資機材の点検配備

水害の起こるおそれのある場合は、予め水防倉庫内格納資機材の点検を行い、出水状況に応じて水防作業に便利な位置に配備を行う。

イ 土砂災害の予防措置

土砂災害警戒区域等の情報について住民に周知するなど、防災知識の普及啓発に努める。土砂災害警戒情報等の情報を参考に避難指示等の発令を行い土砂災害から人命を守る。

(2) 台風災害の予防対策

ア 火災の予防措置

第2章第1節6の火災予防計画に準ずる。

イ 家屋その他建築物の倒壊防止、緊急措置の徹底

家屋その他建築物の管理者に次の措置の徹底を図る。

(ア) 戸、窓、壁等には、筋かい、支柱等の補強材による応急的な補強工事を行う。

(イ) 倒壊のおそれがある建物は、ひかえ柱（つつかえ柱）を取りつける、ロープを張る、大きな筋かいを打ちつける等の補強を行う。

(ウ) 煙突、看板、塀、立木等を針金等で補強する。

(エ) 電灯引込み線がたるんでいないかを点検し、破損した物は直ちに電力会社に連絡する。

(3) 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

ア 洪水浸水想定区域の指定状況

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

現在、本市に係る浸水想定区域図は資料編別表13のとおりである。

イ 洪水予報、水位到達情報の伝達方法

安芸市水防計画第4章予報及び警報参照

ウ 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路

水害（河川氾濫、内水氾濫等）に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な指定緊急避難場所を選定する。（資料編別表2参照）避難経路については、水害の危険性があるなど、避難経路として適さない区間を明示することや、水害等のおそれがある区域から避難する際の避難方向を示すことなど、地域の実情に応じて適切に対応する。この結果は洪水ハザードマップを活用し、周知に努める。

エ 洪水、内水に係る避難訓練の実施

洪水、内水に関する避難訓練は、毎年一回以上実施する。避難訓練にあたっては関係行政機関と連携し、情報伝達、避難誘導、避難場所開設等を行うなど実践的な避難訓練となるよう努める。また、自治会・自治防災組織や防災関係機関と連携し、訓練の指導及び支援を行うなど住民が主体となった避難訓練となるよう努める。

オ 要配慮者利用施設

(ア) 要配慮者利用施設の把握

洪水浸水想定区域内の社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称、所在地及び水害に関する情報の伝達等に関する事項を定める。これらの施設に対しては、早い段階からの情報提供が重要であることから、電話、メール等の手段を複数組み合わせ確実に周知がなされるよう、情報伝達体制の確立に努めるものとする。また、水害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

確立に努めるものとする。また、水害防止施設の整備による安全性の確保や、要配慮者の円滑な避難のための避難支援体制の充実・強化等の対策を講ずる必要があることから、これらの施設の立地条件やハード対策の状況について定期的に把握しておく。

なお、本市における対象施設は、「安芸市水防計画付属資料 8 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧」のとおりで、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るものとする。

(イ) 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画等  
水防法第15条第1項の規定により安芸市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の避難確保計画作成や避難訓練の実施などについて支援する。

#### カ ハザードマップの作成及び周知

洪水浸水想定区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を作成、配布し、インターネットなどにより広く情報提供に努めることとする。

### 5 ライフライン等の対策計画

各施設管理者は、洪水、地震、津波に対する機能維持を図り、さらに応急復旧体制の整備を図る。

また、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

#### (1) 電力

ア 水力発電設備、送電設備、変電設備、配電設備等については、平時から災害を考慮した対策を講ずる。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

ウ 災害復旧用資機材（移動用変圧器、発電機車等）を確保するとともに、緊急時の輸送体制を整備する。

エ 避難施設、公共機関、病院等への優先復旧について計画を策定する。

オ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

#### (2) ガス

ア LPガス容器について、転倒流出防止措置及びガス漏えい防止措置を実施する。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

#### (3) 上水道

ア 管路の耐震化を図る。特に防災上重要施設について重点的に整備を図る。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

ウ 災害時に必要な応急給水に使用する給水タンク、その他資機材等の整備を図る。

エ 施設、設備の管理図書の分散、整備を図る。

(4) 下水道

ア 特に重要な管路や処理場については、バックアップ機能の導入を検討する。(施設の複数化や雨水管渠の活用等)

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。

エ 施設、設備等の管理図書の分散、保管を図る。

(5) 通信

ア 通信施設の建設に際しては、災害を考慮した対策を講ずるものとし、主要な伝送路は多ルート化を図る。

イ 被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努める。

ウ 災害時に必要な応急復旧資機材を備蓄、整備し、輸送体制を確保する。

エ 施設、設備等の管理図書の分散、整備を図る。

6 火災予防計画

第4章第1節1「火事災害の予防」参照参照

7 林野火災予防計画

第4章第2節1「林野火災予防対策」参照

8 危険物等災害予防計画

石油類、高圧ガス、火薬類、毒物劇物等による災害を防止するため、次の予防対策を推進する。

(1) 危険物施設等の状況

市内に設置されている危険物施設の設置状況は、付属資料のとおりである。

(2) 施設の安全化指導

危険物による災害の発生及び被害の拡大を防止するため、これら危険物の安全化について、関係消防機関等と連携し指導する。

(3) 保安教育及び訓練の実施

危険物の製造者、取扱者、危険物の施設管理者、従業員に対し、保安管理技術の向上を図るため、関係消防機関等と連携し講習会等を実施する。

危険物の製造者、管理者は、自主的な保安教育計画を作成し、これに基づく従業員に対する保安教育の実施を図る。

(4) 設備、資機材等の整備

危険物の製造者、管理者は、危険物火災等に対応するため、化学消火剤等の設備、資機材等を備蓄するよう努める。

9 大規模災害対策5ヵ年計画

大規模災害に備え、緊急に整備すべき施設等の整備計画は、「安芸市大規模災害対策5ヵ年計画(平成29年度～平成33年度)」(令和3年9月改定)に定めるところによる。

## 第2節 地域防災力の育成

防災教育等を通じた防災知識の普及と、実践的な防災訓練の実施を進めることにより「自らの安全は自ら守る」ひとづくりを図る。

自主防災組織を育成し、消防団を中心とした地域防災力の向上を図る。特に、災害時要配慮者の特性や被災時の男女共同参画の視点に立って、地域の多様な視点等を反映した地域づくりを実施する。

また、ボランティア等自発的な支援への環境整備を図る。

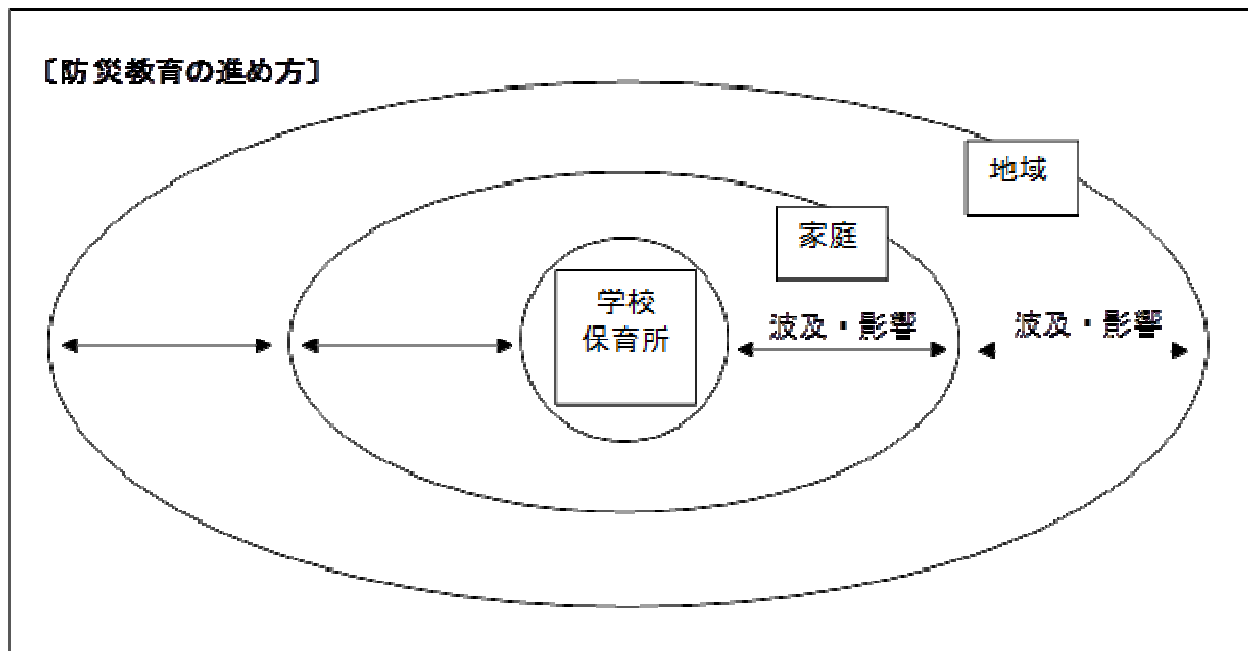
### 1 防災知識の日常化

#### (1) 防災教育の実施

市民全体が防災に関する知識を常識として持つための取り組みを進める。

ア これから社会の中心となる若い世代を中心とし、防災に対する正しい知識と行動を身につけるための防災教育を推進する。

イ 学校（保育所）現場での取り組みを家庭、地域へと広げたり、地域コミュニティにおける多様な主体の中で消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育を進めることにより、市全体の防災力の向上を図る。



ウ 発達段階に応じた学習プログラム、教材の研究・開発を推進する。

エ 学校（保育所）、家庭、地域が一体となった防災への取り組みを推進する。

オ 民間幼稚園等も含め教職員、保育士の防災研修を推進する。

## (2) 災害教訓の伝承

- ア 過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を収集・整理し、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努める。
- イ 災害に関する石碑やモニュメント等の自然災害伝承碑が持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。
- ウ 災害教訓の伝承の重要性について啓発を行い、住民が災害教訓を伝承する取り組みを支援する者とし、住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

## (3) 防災に関する広報の実施

- ア 市及び防災関係機関は、自ら実施する取り組みや住民の意識を高めるための広報を様々な媒体を活用し、実施する。
- イ 広報内容の例

- (知識)
  - 各機関の実施する防災対策
  - 災害の基礎知識
  - 地域の災害特性・危険場所
  
- (災害への備え)
  - 指定緊急避難場所や避難経路の確認
  - 家具等の固定、家屋・塀・擁壁等の安全対策
  - 防災訓練、地域の自主防災組織活動への参加
  - 2～3日分の食糧、飲料水、物資の備蓄
  - 非常持ち出し品（懐中電灯、ラジオ等）の準備
  
- (災害時の行動)
  - 身の安全の確保方法、救助、応急手当の方法
  - 要配慮者への支援
  - 情報の収集方法

## (4) 危険物を有する施設等における防災研修

危険物を有する施設、病院、ホテル、旅館、大規模小売店舗等の安全管理や緊急時の対応に関する防災研修を推進する。

## (5) 防犯の視点を取り入れた防災研修

被災地において、窃盗などの犯罪の多発が予想されることから、自主防災組織等に対して、被災地での犯罪事例の紹介や犯罪活動のノウハウ取得などに関する防災研修を推進する。

## 2 実践的な防災訓練の実施

地域の災害特性を考慮し、実状に応じた実践的な防災訓練を実施する。

訓練後には地域防災計画の点検や評価を行うとともに、必要に応じて計画の見直し等を行う。

### (1) 初動体制の確立訓練の実施

災害発生時の各種の被害を想定し、初動体制を確立するための訓練を実施する。

### (2) 現地訓練の実施

災害発生時に実際に行うことの検証を目的として、現場訓練を実施する。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等災害時要配慮者に十分配慮し、地域において災害時要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めます。

また、関係機関や関係者との連携を十分に考慮して実施する。

### (3) 情報収集・伝達等に関する訓練の実施

情報通信機器の操作の習熟、情報の内容精査及び取りまとめ、収集情報の広報を目的に訓練を実施する。

### (4) 図上訓練の実施

様々な被害シナリオを想定し、応急対策能力を高めるための図上訓練を住民及び関係機関と連携し、実施する。

## 3 自主的な防災活動への支援

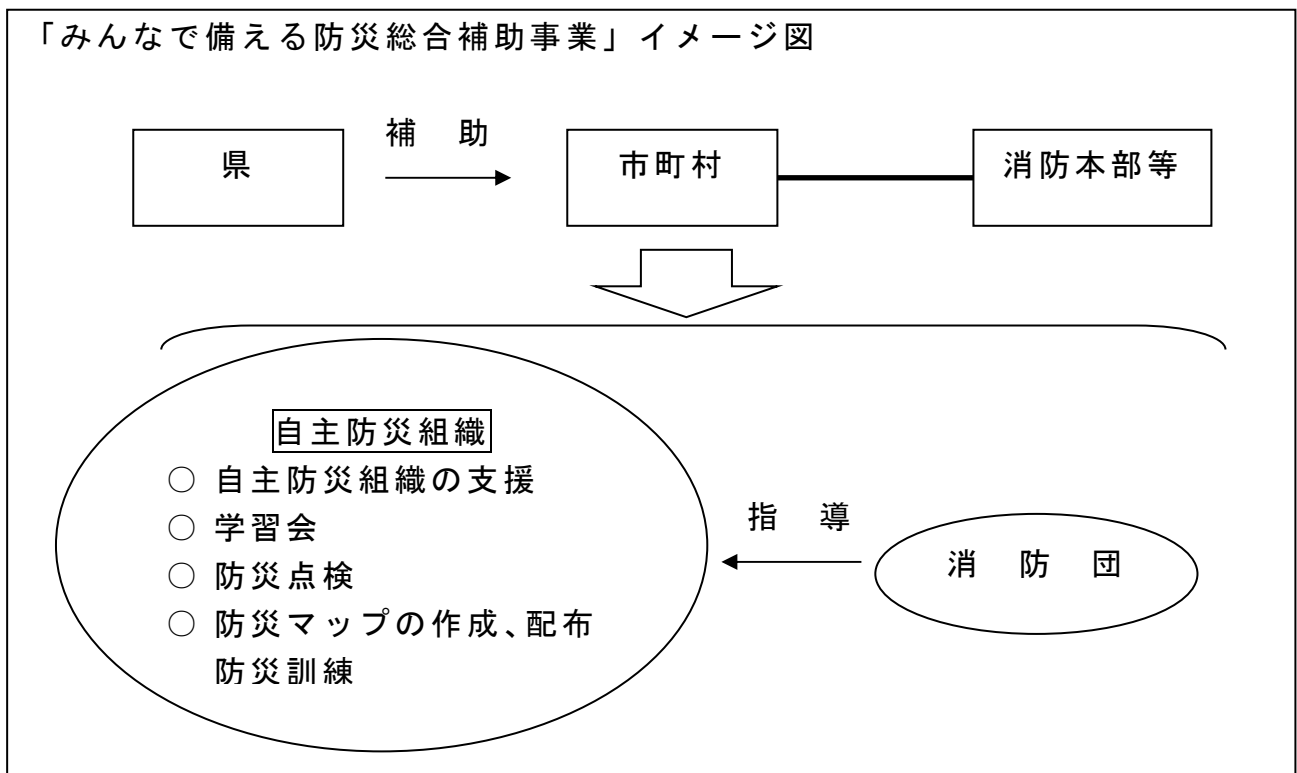
災害から命を守るためには、「自らの安全は自ら守る」という意識のもとに、住民自らが自主的に身を守る行動をすることが重要となる。

そのため、地域住民又は施設関係者等による自主的な防災活動への支援を行う。

### (1) 自主防災組織の育成

地域ごとの自主防災組織の設立や研修、訓練に対して支援を行う。

「みんなで備える防災総合補助事業」イメージ図



(2) 自主防災活動のリーダーの育成

地域での自主的な防災活動のリーダーとなる者を対象とし、研修を実施する。

(3) 自主防災組織の育成手法

ア 地域の危険性に関する情報（被害想定、危険箇所等）の提供

イ 自主防災組織の必要性についての広報

ウ 防災訓練、研修会等の実施への支援

エ 活動拠点施設の整備支援

(4) 自主防災組織の役割と活動内容

ア 自主防災組織の役割

自主防災組織の「重要な役割」として欠かせないもの

○地域で起こる災害について正しい知識を広める取組み

○災害発生時に安全に避難する取組み（詳細は第3節 4）

○高齢者等要配慮者への支援

イ 自主防災組織の活動

上記「重要な役割」以外の取組みは、自主防災組織で話し合っ、どの活動を行うのか決める

(ア) 平常時の活動

- 災害時に関する知識の普及
- 地域における危険箇所の把握と周知
- 地域における防災施設（消防水利、避難所等）の把握と周知
- 防災訓練の実施
- 高齢者、障害者等要配慮者の把握
- 家庭における防災点検の実施
- 情報収集、伝達体制の確認
- 物資（防災資機材、非常食、医薬品等）の備蓄、点検

(イ) 災害時の活動

- 集団避難、要配慮者の避難誘導
- 地域住民の安否確認
- 救出、救護
- 初期消火活動
- 情報の収集、伝達
- 給食、給水の実施及び協力
- 避難所の運営に対する協力

(5) 自主防災組織と消防団連携

自主防災組織と消防団との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

(6) 自主防災組織と防犯活動団体の連携

防災訓練や研修などを通じ、自主防災組織と防犯活動団体との連携を促進することにより、地域コミュニティの防災体制の充実・強化を図る。

4 事業所による自主防災体制の整備

事業所は、災害時に顧客の安全を確保する等の社会的責任を果たすため、防災施設の整備、自主防災組織の育成に努める。

(1) 災害時に事業所が果たす役割

- ア 従業員、顧客の安全確保
- イ 地域の防災活動、防災関係機関の応急対策活動への協力
- ウ 事業の継続
- エ 二次災害の防止

(2) 事業所の自衛防災組織の活動

- ア 平常時の自衛防災組織の活動
  - (ア) 防災訓練の実施
  - (イ) 施設及び設備等の整備
  - (ウ) 従業員の防災に関する教育の実施

- (エ) 防災マニュアル（災害時行動マニュアル）の作成
- (オ) 地域の防災訓練への参加、地域の自主防災組織との協力
- イ 災害時の自衛防災組織の活動
  - (ア) 情報の収集・伝達
  - (イ) 避難誘導
  - (ウ) 救出・救護
  - (エ) 地域の防災活動及び防災関係機関の行う応急活動への協力
- (3) 県及び市の支援

県及び市は、事業所が災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）策定やその他の防災活動に資する情報提供等を進める。

## 5 災害時要配慮者対策

災害発生時に身を守るために支援が必要な者への支援の検討を進める。

また、対策を進めるにあたっては本人の意志、プライバシーの保護、災害時要配慮者の特性及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への留意が必要となる。

### ○災害時要配慮者とは

災害発生時に身を守るために支援が必要な者を「災害時要配慮者」とする。

災害時要配慮者の範囲としては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等で次のような者である。

- ①要介護状態や障害等の理由により、発生時の避難行動に支援が必要な者
- ②避難途中に障害等を負い、避難支援が必要となった者
- ③避難後に避難所等での生活に支援が必要となった者
- ④防災知識の習得が困難な者

○上記のうち、在宅等で①に該当する者を「避難行動要支援者」といい、その避難支援を行うために市が作成する名簿を「避難行動要支援者名簿」という。また、避難行動要支援者本人からの同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する者を「避難支援等関係者」という。

### (1) 在宅等の避難行動要支援者等への支援

#### ア 避難行動要支援者

下記の条件を有する在宅等の者を避難行動要支援者として、避難行動要支援者名簿に登録する。

- (ア) 介護保険の要介護3以上の者
- (イ) 身体障害者（身体障害者手帳1・2級）で支援を要する者
- (ウ) 知的障害者で支援を要する者
- (エ) 精神障害者で支援を要する者
- (オ) 難病患者で支援を要する者
- (カ) 65歳以上の者のみの世帯で支援を要する者
- (キ) 妊産婦及び乳幼児で支援を要する者
- (ク) その他の支援を要する者

#### イ 避難行動等関係者

避難行動要支援者の避難を支援する者で、消防機関、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者を避難支援等関係者とする。

#### ウ 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する下記の事項を記載し、又は記録する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) その他市長が必要と認める事項

#### エ 避難行動要支援者名簿情報の提供

避難行動要支援者本人からの本人の同意を得て、災害時に避難行動要支援者の避難を支援する「避難支援等関係者」に平常時から台帳情報を提供する。

また、現に災害が発生し、又は発生のおそれがあり避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、市は本人の同意の有無に関わらず、避難支援等の実施に必要な限度で、台帳情報を避難支援等関係者に提供することができる。

#### オ 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新の情報を保管しておくこととする。

#### カ 避難行動要支援者名簿の作成に必要な個人情報及び入手方法

避難行動要支援者名簿の作成にあたり、避難行動要支援者を把握するため、市の関係部署で把握している情報の集約に努める。また、市が把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成に必要と認められる時は、県知事その他の者に対して、情報提供を求める。

#### キ 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、避難行動要支援者

の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する仕組みを構築し、台帳情報を最新の状態に保つ。

#### ク 避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために市が求める措置

平常時に避難支援等関係者に対して、避難行動要支援者名簿の提供に際し、情報漏えいを防止するために以下の措置を講じる。

- (ア) 避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供すること。
- (イ) 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられることを十分に説明すること。
- (ウ) 施錠可能な場所へ避難行動要支援者名簿を保管するように指導すること。
- (エ) 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導すること。
- (オ) 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体の場合、その団体内で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定すること。
- (カ) 避難行動要支援者名簿情報の取扱状況を報告させること。
- (キ) 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報取扱に関する研修を開催すること。

#### ケ 避難行動要支援者が円滑に避難、立退きのための通知又は警告の配慮

避難行動要支援者が円滑に避難するため又は避難支援等関係者が避難行動要支援者名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように、通知又は警告の発令及び伝達にあたっては、以下の事項を配慮する。

- (ア) 高齢者や障害者等にも分かりやすい言葉や表現、説明等により一人ひとりに的確に伝わるようにすること。
- (イ) 障害の種類及び程度に応じて障害者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- (ウ) 外国人に対する情報提供について検討する。

#### コ 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は避難行動要支援者の避難を支援するが、避難支援等関係者本人や家族等の生命、身体を守ることが大前提となる。

#### サ 地域住民による支援

自主防災組織等で避難行動要支援者とともに避難する計画を検討する。

## シ 市及び防災関係機関における支援体制の確立

(ア) 避難行動要支援者の所在の把握

(イ) 災害発生時の避難支援

(ウ) 災害発生時の避難誘導、安否確認及び救出

○避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行なうため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティアなどの多様な組織等と連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難支援計画等の避難誘導体制を整備する。

○消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。

(エ) 平常時及び災害発生時の情報提供

○障害の種類及び程度に応じて障害者が防災に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

○緊急時の連絡方法について検討する。

○外国人に対する情報提供の方法について検討する。

(オ) 長期の避難

避難所の設備の整備や応急仮設住宅への入居について、災害時要配慮者に配慮した計画を策定する。

## (2) 社会福祉施設等における防災対策

### ア 実態把握と継続的な防災対策

(ア) 安全対策シート等により施設の防災対策の実態を把握する。

(イ) 実態を把握したうえで、防災上の課題について優先順位を整理のうえ、防災対策マニュアルを整備し、防災対策に取り組む。

(ウ) 職員一人ひとりが災害時に適切な行動がとれるように、職員全体が参加した防災対策に継続的に取り組む。

### イ 施設・設備の安全確保対策

(ア) 施設の耐震化に努める。

(イ) 高台への移転や建て替えを検討する。

(ウ) 立地環境、建物の構造及び入居者の状況等を踏まえた適切な安全確保対策を実施する。

○火災報知器、スプリンクラー、緊急地震速報受信機等の整備

○非常用電源、備蓄物資及び防災用資機材の設置場所の嵩上げ等

○垂直避難のための器具、救難艇、ライフジャケット等の整備

- その他法令等で定める設備
- (エ) 安全管理に努める。
  - 危険物の管理
  - 家具、書棚等の転倒防止対策
- ウ 施設入所者の避難対策
  - (ア) 地域の災害特性の把握
    - 施設の立地する地域の災害について、正しい知識及び対応の方法について習得に努める。
  - (イ) 施設入所者の避難計画の作成
    - 夜間、休日における災害の発生や状況によっては2度避難することを想定する等、現実的な避難誘導計画を防災マニュアル等の中で作成する。
    - 夜間の勤務者数での訓練等実践的な避難訓練を実施する。
    - 災害時に職員が的確な判断ができるよう図上訓練を実施する。
    - 消防団や自主防災組織等と連携した避難体制づくりを進める。
- エ 長期的な避難と広域連携
  - (ア) 入所者等一人ひとりについて、他事業所へ引き継ぐための情報を整理するとともに、避難生活に必要な薬品や器具等を整備する。
  - (イ) 広域的な避難に備え、県内及び他の都道府県の同種又は類似の施設との相互の避難と受け入れに関する災害協定の締結に努める。
- オ 介護職員等の応援派遣体制・受援体制の整備
  - (ア) 避難生活の長期化に備え、介護職員等の応援派遣体制の整備に努める。
  - (イ) 各施設は、他事業所等から支援を受けることを想定し、必要な受援マニュアル等の整備に努める。
- カ 防災関係機関との連携
  - (ア) 市は、災害時要配慮者入所施設等の被災状況を想定し、防災関係機関及び施設管理者との連絡体制を確立する。
  - (イ) 消防機関は、施設の安全確保対策、避難対策について指導・助言を行う。

## 6 消防団を中心とした地域の防災体制

消防団の活動能力の向上を図るため、団員確保等の体制整備、教育訓練及び活動環境の整備を行う。また、消防団を中心とした地域の防災体制づくりを進める。

### (1) 体制整備

青年層・女性層の消防団への参加を促進する等により消防団員の確保を図る。

(2) 教育訓練

消防団の消防活動技術の向上を図るとともに、平常時の住民に対する防災啓発や訓練指導の活動が増加していることから、指導者としての力量を高める教育を行う。

(3) 環境整備

消防団の施設・装備を充実し、活動環境の整備に努める。

被雇用者（サラリーマン）消防団員の消防団活動を整備するため、勤務時間中の災害出動等について、事業所の理解・協力が得られるように努める。

(4) 住民に対する消防団活動の周知

市広報紙等を活用し、消防団活動の周知を図る。

(5) 自主防災組織との連携

消防団は地域の防災リーダー及び防災コーディネーターとして、地域の自主防災組織の育成、避難訓練の実施等について指導的役割を果たす。

7 自発的な支援への環境整備

大規模災害時には、本来なら自らが実施すべきことが、被災したために、実施できなくなる場合があり、そうした場合には、被災していない者やボランティア等の自発的な支援が被災した者たちの大きな助けとなる。こうした自発的な支援の環境整備を進める。

(1) 関係者相互の連携の強化

NPO、ボランティア団体、社会福祉協議会、日本赤十字社、行政等災害発生時に連携する必要がある関係者で、定期的に、災害発生時の役割分担等応急対策事項に関して協議を行う。

(2) 自発的な支援を担う人材の育成

ボランティアリーダーやボランティアコーディネーター等自発的な支援を担う人材の育成を行う。

(3) ボランティアの受入れと活動支援

災害発生時に設置する「ボランティア活動支援本部」の体制を整備する。

**ボランティア活動本部**

○組織員（市、県、日本赤十字社高知県支部、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等）

○活動内容

行政の災害対策本部と連携し、次の活動をする。

- ・ボランティアの要請、受入れ、登録
- ・ボランティアに対するニーズの把握
- ・ボランティアに対する情報提供
- ・活動の調整、指示
- ・活動に必要な物資の確保と配布

(4) ボランティアの活動拠点

市は、災害時に備え次の計画を策定する。

- ア ボランティア活動のための拠点のあつせん又は提供
- イ 必要な資機材の貸し出し

(5) 日本赤十字社高知県支部

日本赤十字社高知県支部は、次の活動を推進する。

- ・防災ボランティア組織の育成強化
- ・訓練の実施
- ・ボランティアの事前登録
- ・他団体と連携した各種防災活動への協力

(6) (社福) 高知県社会福祉協議会

(社福) 高知県社会福祉協議会は、次の活動を推進する。

- ア 市町村の災害ボランティアセンター設置・運営に向けた体制強化の支援
- イ 県域における災害ボランティア関係団体の連携体制の構築
- ウ 高知県災害ボランティア活動支援本部設置・運営に向けた体制強化

### 第3節 人的被害の発生を未然に防ぐ避難対策

防災施設管理者、住民、市の役割を明らかにして避難対策の基本的な方向を示す。

#### 1 防災施設の限界と避難開始の時期

災害に対する防災施設の限界と、限界を越えた場合に被害の及ぶ範囲を明らかにし、住民が安全に避難できる基準づくりを進める。

##### (1) 防災施設の限界点

ア 防災施設の管理者は、防災施設の限界点を設定するよう努める。

イ 防災施設の限界点の考え方

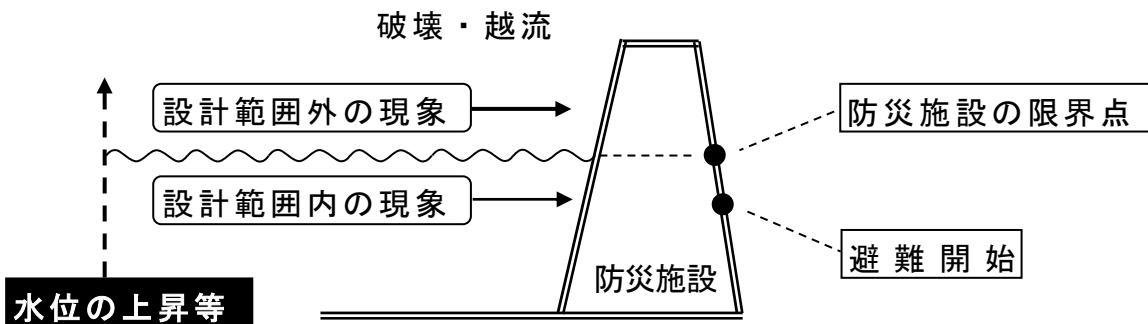
自然現象が、施設の防御能力を超えることで災害は発生する。施設で防ぐことができなくなるときの災害の大きさ（水位等）について、日常から把握しておくとともに関係機関、消防団及び地域住民に周知し、施設が限界に達する前に住民が安全に避難できるようにする。

防災施設の  
限界点

防災施設の設計範囲を超える現象が起き、災害発生の危険が高まる極限点を「防災施設の限界点」に設定する。

避難開始点

防災施設の限界点に達する手前の段階で設定する。



##### (2) 被害の及ぶ範囲

防災施設の管理者は、被害の及ぶ範囲を明らかにするよう努める。

### (3) 避難開始の基準

ア 防災施設の管理者は、避難開始の点を設定するよう努める。

ため池等農業用施設	施設ごとの避難開始条件の設定
土砂災害防止施設	警戒避難基準雨量の設定
海岸保全施設	高潮・波浪に対する避難開始条件の設定
河川堤防等	避難指示等基準水位の設定
道路	交通規制開始雨量の設定

イ 避難開始の時期がわかりやすい表現

防災施設の管理者は、雨量や水位等を使って、住民にもわかりやすい表現で避難開始の時期を示す。

## 2 危険性の通知

防災施設の危険性に関する情報について、平時と緊急時における情報提供のあり方について基本的な方向を示す。

### (1) 事前の通知

市は、施設管理者から施設の限界点と避難開始等の危険性に関する情報を把握するとともに、対象となる地域の住民に周知する。

### (2) 緊急時の情報提供

ア 施設管理者は、災害が発生し又は災害が発生するおそれがあり、避難開始点に達することが予測される時は市等関係機関に通知するものとする。

イ 施設管理者は、自動的に、直接住民に避難開始を知らせる設備や、住民が避難開始の時期を読み取れる設備等の整備を進める。

## 3 避難を可能にするサインの整備

平時と緊急時に避難開始時期等を知らせるサインの整備を進める。

### (1) 平時から危険性を知らせるサイン

ア サインの種類（例示）

(ア) 標識

(イ) 避難開始時期を印した水位表示板等

(ウ) 過去の災害を伝える津波の碑等のモニュメントや浸水位表示柱

(エ) ハザードマップ等啓発用資料

イ サインに含めるべき内容（例示）

(ア) 危険性があることの警告

(イ) 災害に関する知識

(ウ) 避難開始の時期

(エ) 被害の及ぶ範囲

(2) 指定緊急避難場所を知らせるサイン

ア サインの種類 (例示)

- (ア) 指定緊急避難場所を示す標識
- (イ) 避難誘導標識
- (ウ) 夜間に発光する誘導灯や表示板

イ サインに含めるべき内容 (例示)

- (ア) 指定緊急避難場所の所在地・名称
- (イ) 避難経路

(3) 避難の開始を知らせるサイン

ア サインの種類 (例示)

- (ア) 防災行政無線や可変道路標示板等施設管理者が状況を判断してから通知するための施設
- (イ) 水位と連動したサイレン等避難開始を自動的に知らせる設備
- (ウ) 住民が避難開始時期を読み取れる水位表示板等の標識

イ サインに含めるべき内容 (例示)

- (ア) 避難開始時期の到来
- (イ) 安全な避難の実施に必要な事項

4 自主的な避難

住民は、災害から安全に避難できるよう、避難開始のサインづくりや避難方法の検討に取り組む。

(1) 避難方法についての話し合い

ア 住民は、自主防災組織の取組み等を通じ、次のような取組みを進める。

- (ア) 地域の災害についての正しい知識の取得
- (イ) 地域の危険箇所の調査
- (ウ) 緊急避難場所の検討
- (エ) 避難経路の検討
- (オ) 要配慮者と一緒に避難する計画づくり

イ 住民は、市の避難誘導計画づくりに参画するものとする。

(2) 避難開始のサインづくり

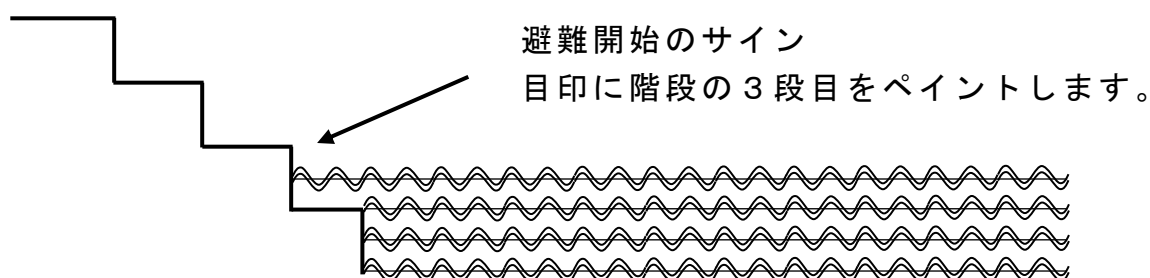
ア 避難開始のサインとは

- (ア) 現在の科学技術では、土砂災害の発生等を予測することは困難である。行政が科学的に避難開始時期を示せるケースは少ないので、住民はいつ避難を始めたら間に合うのか分からない。
- (イ) 行政は、観測機器の整備を進めているが、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民の方がはるかに早く、正確に危険を察

知することができる。

(ウ) 住民が自らの経験等から決める避難開始の基準を「避難開始の目安」とし、災害が発生し又は災害が発生するおそれがある地域の住民が自らの判断で避難する取組みを進めようとするものである。

(例) 避難開始のサイン「〇〇川の階段の上から3段目が浸かったら」



ア 住民は自主防災組織の取組み等を通じ、避難開始のサインづくりを進める。

(ア) 過去に起きた災害の体験等から住民同士で話し合っ避難開始のサインをつくる。

○災害の体験等

- ・過去の洪水の浸水位、雨量
- ・土砂災害が起きたときの雨量
- ・津波浸水位置を示す石碑
- ・災害の前兆現象（沢の濁りや落石等）
- ・防災関係機関の助言
  - 河川等の施設管理者の助言
  - 防災関係機関の調査（津波浸水予測等）
  - 気象警報
  - 土砂災害警戒情報

(イ) 避難開始のサインは、地域に周知する。

(ウ) 災害時に確認するための「サイン」を、水路等に取り付ける。

イ 市及び防災施設の管理者は、住民のサインづくりを支援する。

(ア) 避難開始のサインの設定に対する助言

(イ) 「サイン」取り付けへの協力

## 5 避難計画

市は、避難計画を予め策定する。

### (1) 住民との話し合い

#### ア 地域の危険性の周知

防災マップ等を活用し、地域住民に災害の特性を説明する。

○洪水、土砂災害警戒区域、津波浸水予測等

#### イ 緊急避難場所の選定等

市は、住民の意見を反映して緊急避難場所の選定等を行う。

○緊急避難場所の選定

○避難経路

○住民等への連絡方法

○その他必要な事項

### (2) 避難計画の作成

#### ア 災害発生時の地域の状況についての情報収集体制

市は、防災情報協力員を設ける等により、被災地の状況を早期に把握する体制づくりに努める。

#### イ 警戒を呼びかける広報活動

市は、災害の種類ごとに警戒を呼びかける基準又は条件の設定に努める。

市は、気象警報、土砂災害警戒情報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、その伝達内容等について予め検討する。

#### ウ 避難指示等の判断基準

##### (ア) 避難指示等の判断・伝達マニュアルの作成

市は、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難指示等の判断・伝達マニュアルを作成する。なお、避難指示等の発令基準については、水位・雨量・潮位等の数値や警報・土砂災害警戒情報の防災情報を用いた客観的・具体的な基準とする。

##### (イ) 施設管理者の助言

防災施設の管理者は、市の避難指示等の基準に対し助言を行う。

##### (ウ) 避難指示等の発令基準

土砂災害による避難指示等発令の判断基準、避難指示等の発令の際の助言については、別に定める「安芸市土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

#### エ 消防団による避難誘導の計画

市は、消防本部と連携し、消防団による住民の避難誘導の計画を作成するよう努める。

オ 土砂災害警戒区域の指定がある場合

別に定める「安芸市土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

カ 市は、ア～オを避難計画としてまとめ、住民及び関係機関に周知する。

(3) 消防本部・警察署との連携

ア 消防本部

(ア) 市の避難計画作成を支援する。

(イ) 市の避難計画と整合のとれた消防職員の活動を計画する。

イ 警察署

市の避難計画を把握し、整合のとれた支援策を検討する。

(4) 避難訓練の実施

市は、消防本部と連携し住民と消防団による避難訓練を実施する。

(5) 避難についての広報

市は広報紙等により避難計画を周知する。

6 避難体制の整備

市は、緊急的な避難や長期間の避難に対応できる指定緊急避難場所（津波避難タワー等）、避難所の整備等を進める。

(1) 一時的な避難（指定緊急避難場所）

ア 災害種別に応じた指定緊急避難場所を選定する。

指定緊急避難場所選定の基準

- 避難者一人当たりの面積が、概ね1㎡以上であること
- 昼間人口も考慮し要避難地区のすべての住民を収容できること
- 危険な地域を避けること
  - ・土砂災害、浸水等が予測される地域
  - ・危険物等が備蓄されている施設の付近等
  - ・耐震性が確保されていない建物の付近等
  - ・その他

(火災に対する指定緊急避難場所)

- 耐火輻射熱を考慮し、純木造密集市街地から300m以上、建ぺい率5%程度の疎開地では200m、耐火建築物からは50m以上離れていること

イ 指定緊急避難場所へ通じる避難路を選定する。

避難路の選定基準

○危険のない所

- ・土砂災害、浸水等が予測されていない地域
- ・延焼の危険性のある建物や危険物施設が近くにないこと
- ・地下に危険な埋設物がないこと
- ・耐震性の確保されていない建物が沿線にないこと

○自動車の交通量がなるべく少ないこと

○指定緊急避難場所まで複数の道路を確保すること

○避難路は相互に交差しないこと

ウ 地域住民の参画

指定緊急避難場所や避難路の選定は、地域住民の参画を得て行う。

エ 広域避難場所

(ア) 大規模な市街地の火災により生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難場所として指定する。

(イ) 広域避難場所と避難経路の指定基準

(広域避難所)

- ・広い面積を有する場所であること以外は指定緊急避難場所と同様

(避難経路)

- ・基本的に2車線で歩道を有する道路

オ 避難誘導や指定緊急避難場所のサインの設置を推進する。

(ア) 避難所(場所)を示すサイン、案内板の設置

(イ) 指定緊急避難場所へ誘導するサインの設置

(ウ) 誘導灯等夜間に確認できるサインの設置

(2) 長期的な避難(指定避難所、避難所、福祉避難所)

ア 一定期間の避難生活ができる施設を避難所に選定し、指定する。

長期的な避難所選定基準

○耐震構造有する等安全な建物であること

○避難者一人当たりの面積が、概ね2㎡以上であること

○水や食糧の供給が容易で、トイレの利用ができること

イ 避難所の運営方法について予め定めておく。

(ア) 避難所の管理運営に関すること

(イ) 避難住民への支援に関すること

ウ 避難所については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成し、必要な施設・設備・機器の整備に努める。

(ア) 市で整備できない品目については、関係機関と応急支援に関する協定の締結により対応する。

(イ) 貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、LPガス、衛星携帯電話等・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、空調、洋式トイレ、テレビ、ラジオ、ポータブル発電機、炊き出し用機器等

エ 災害時要配慮者に配慮して、福祉避難所の確保の他、被災地以外の地域にあるものも含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等の避難所として借り上げるなど多様な避難所の確保に努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等の必要な配慮をするよう努める。

#### オ 避難所の感染症対策

(ア) 感染症対策について、避難者の健康管理、避難所の衛生管理や適切な空間の確保等に努める。

(イ) マスク、消毒液に加え、パーティション等の感染症対策に必要な物資の備蓄を促進する。

(ウ) 感染症患者が発生した場合の対応を含め、平常時から防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、可能な限り多くの避難所を開設できるよう旅館やホテル等と事前に協議し、併せて避難者に検温や問診を行う等避難者の健康状態を確認することや避難所内の清掃や消毒、清潔保持、衛生管理を適切に行う。また、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は、個室を確保する等、避難者の健康管理や衛生管理、感染症患者や発熱者への対応等に取り組み、これらのことが円滑に行えるよう感染症等発生前から関係機関との調整に努める。

カ 感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

キ 避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

ク 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。

#### (3) 応急仮設住宅供給体制の整備

ア 建設可能な用地を把握しておく。

イ 建設に要する資機材について調達計画を作成する。

ウ 関係団体と連携し、供給可能量等を把握しておく。

#### (4) 防災上重要な施設の避難計画

防災上重要な施設の管理者は次に示す避難計画を作成し、関係職員に周知すると同時に訓練を実施し万全を期す。

ア 学校

(ア) 地域の特性等を考慮する。

避難の場所、避難経路、避難誘導、指示伝達の方法

(イ) 義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

イ 教育行政機関

義務教育の生徒を集団的に避難させる場合を想定する。

避難路の選定、収容施設の確保並びに保健・衛生及び給食等の方法

ウ 病院

患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合を想定する。

収容施設の確保、移送の方法、保健、衛生、入院患者に対する実施方法

エ 興行場、駅、その他不特定多数の者の利用する施設

多数の避難者の集中や混乱に配慮した避難誘導計画

## 第4節 災害に備える体制の確立

市及び防災関係機関は、災害の発生が予測されるとき、又は災害が発生したときにおいて、迅速な初動活動体制の確立や、効率的な災害応急対策、復旧活動の推進が図られるよう、平時から防災活動体制の整備、充実に努める。

### 1 災害対策本部

#### (1) 安芸市災害対策本部の設置及び解散

##### ア 設置

安芸市災害対策本部は、災害対策基本法第23条のこの規定に基づき、市の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長(本部長)の判断により設置できるものとし、その基準は、概ね次のとおりとする。なお、安芸市水防計画による「安芸市水防本部」は、災害対策本部が設置された場合は統合されるものとし、その分掌事務を処理する。

- (ア) 災害が広範な地域にわたり、又は拡大するおそれがあるとき。
- (イ) 安芸市に暴風、大雨、洪水、高潮の警報が発令され、応急対策の必要が認められたとき。
- (ウ) 地震、津波時の設置については震災対策編第3章災害応急対策計画において定める。
- (エ) 災害救助法が適用される災害が発生したとき。
- (オ) 災害の種類、状況等により、関係機関が協力し組織的に災害応急対策を実施する必要があるとき。
- (カ) 大規模地震対策特別措置法に基づき内閣総理大臣から警戒宣言が発令されたとき。

##### イ 災害対策本部の設置場所等

- (ア) 本部は本庁舎に置く。
- (イ) 本部設置にあわせ、情報収集・伝達及び災害復旧を円滑に実施するため、当該地域の公共施設に、地区防災の拠点として現地災害対策本部を設置することができるものとする。

##### ウ 解散

本部長は、次の要件に該当するときは、本部を解散する。

- (ア) 災害が発生するおそれ、若しくは拡大するおそれがなくなったと認められたとき。
- (イ) 災害発生後における、災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

##### エ 設置及び解散の通知

本部長は、災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちにその

旨を通知及び公表する。

オ 本部の標示・腕章

(ア) 本部室には、「安芸市災害対策本部」の標示をする。

(イ) 本部長、副本部長及びその他の職員は災害応急活動に従事するとき  
は腕章（資料編別表 8）又は防災服（ベスト）を帯用する。

通知及び公表先	通知及び公表の方法	責任者
市防災会議	文書又は有線電話	総務部総務班長
各 部 班	庁内放送、又は有線電話	〃
県本部又は支部	防災行政無線電話、又は有線電話	〃

(2) 安芸市災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務等

安芸市災害対策本部の設置、組織、運営及び所掌事務は、「安芸市災害対策本部条例」、「安芸市災害対策本部運営規則」に定めるところによるが、原則として行政組織を主体に機能別に定め、その概要は別表資料編 6～7 のとおりとする。

(3) 組織

ア 本部長

(ア) 本部長は、市長とする。

(イ) 本部長は、災害対策本部を総括し、所属の部員を指揮監督する。

イ 副本部長

(ア) 副本部長は、副市長、教育長、消防長とする。

(イ) 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故ある時はその職務を代理し、  
本部長の特命事項を処理する。

ウ 各部

(ア) 本部に総務部、厚生部、衛生部、経済部、土木部、教育部、防衛部を置く。

(イ) 各部に部長を置き、本部長の命を受け、職員を指揮監督する。

(ウ) 部に班を置き、班に班長を置く。

エ 本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び各部長（部長に事故あるときは、  
代行者として副部長）をもって構成する。

オ 事務局

本部に事務局を置き、事務局長は危機管理課長とする。

(4) 運営

ア 本部長は、災害の規模、状況等に応じて必要と認められる場合は、災害  
対策本部会議を開催する。

イ 本部会議は、各部の体制及び応急対策等必要な事項について協議する。

#### (5) 事務分掌

ア 災害対策本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりとする。

- (ア) 気象情報その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達
- (イ) 災害応急対策の実施または民心安定上必要な広報
- (ウ) 水防その他の応急措置
- (エ) 被災者の救助、救護、その他の保護
- (オ) 施設及び設備の応急復旧
- (カ) 防疫その他の保健衛生
- (キ) 犯罪の予防、交通の規制、その他災害地における社会秩序の維持
- (ク) 緊急輸送の確保及び調整
- (ケ) 国その他の防災関係機関に対する災害応急対策の実施又は支援の要請
- (コ) ボランティアの受入れの調整
- (サ) その他災害の発生への防衛または拡大の防止

イ 災害救助法が適用され、県知事から次の救助の実施を委任されたときは、市長が救助を行う。

- (ア) 避難所、応急仮設住宅の設置
- (イ) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (ウ) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (エ) 医療及び助産
- (オ) 被災住宅の応急修理
- (カ) 学用品の給与
- (キ) 遺体の捜索、収容及び埋葬
- (ク) 障害物の除去

#### (6) 防災資機材の整備・備蓄、交代要員の確保

発災当初は物資の調達が相当困難になると予想されるため、車両の燃料の確保、災害対策本部職員用の食料、寝具等の備蓄及び災害対応の長期化に伴う交代要員の確保をしておく。

#### (7) 配備基準と動員体制

災害の発生が予想され、又は発生した場合は、災害応急対策を的確迅速に実施するため、それぞれ平素から所要の組織及び出動体制を確立しておく。

動員にあたっては、災害の規模・種類等を考慮し、災害対策本部設置前においては市長、設置後においては本部長の司令により行う。

#### ア 配備の区分

配備体制を確立するための配備基準及び配備内容は、次のとおりとする。

る。

区 分	配 備 の 基 準	配 備 の 内 容	動 員 の 基 準
防災担当 待機 (準備体制)	安芸市に気象等警報が 発表されているが、第 1 配備に至らないと判 断されるとき。	小人員による気象等情 報の収集にあたる。状況 により、第 1 配備に移行 できる体制	災害対策本部開設に 即応できるよう、最小 限の必要人員
第 1 配備 (警戒体制)	災害の発生が予想され るとき。	小人員による情報連絡 活動及び警戒にあたる。 状況により、第 2 配備に 移行できる体制	各部責任者及び最小 限の必要人員
第 2 配備 (嚴重警戒 体制)	①相当規模の災害発生 が予想されるとき。 ②比較的軽微な規模の 災害が発生したとき。	情報の収集、講ずべき防 災の手段等警戒体制を とるとともに、小災害に 対処し、災害の拡大を防 止する。状況によつて は、支障なく第 3 配備に 移行できる体制	各部連絡責任者、各部 班長及び各班におい て特別に必要と認め られる人員
第 3 配備 (非常体制)	①大規模の災害発生が 免れないと予想される とき。 ②現に甚大な災害が発 生したとき。 ③その他、本部長が必 要と認めるとき。	災害情報の収集に努め、 必要な応急対策を実施 する。事態の推移に伴 い、直ちに第 4 配備に移 行できる体制。	関係各部（班）におい て更に必要と認めら れる人員
第 4 配備 (緊急非常 体制)	異常な大災害が発生 し、又は発生するおそ れのある場合で第 3 配 備では処理できないと 認められるとき。	災害応急対策に市の全 機能をあげて処理し、あ るいは関係機関団体の 応援を求めて対処でき る体制。	全職員

## イ 動員要領及び伝達系統

### (ア) 勤務時間内

- 配備体制の基準に該当する気象情報その他災害情報を受理したときは、事務局長は直ちに本部長に連絡するとともに、本部会議の開催、又は関係部長と協議により、配備区分に従って配備体制をとる。

この場合には、庁内放送、電話、メール、口頭等により次の事項を明確に伝達する。

- ・ 配備の種類
- ・ 本部開設又は招集の時間
- ・ 本部の位置

○各部長は、連絡を受けた時は、直ちに関係職員に連絡し、所定の配備による事務又は業務に従事させるとともに事務局長を通じて本部長に報告する。

(イ) 勤務時間外

○当直者は、次に掲げる情報を察知したときは直ちに危機管理課長及び消防署に連絡する。

- ・ 災害が発生し、又はそのおそれのある通報が関係機関、一般市民からあったとき。
- ・ 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、高潮又は津波警報の発令が関係機関から通報されたとき。
- ・ 前号に掲げる警報のほか、災害のおそれのある気象情報、異常現象等の通報があったとき。

○危機管理課長は、当直者から連絡を受けたときは、必要に応じて消防長及び関係課長に連絡、協議し、情報収集に努め、市長に情報報告を行い、その指示により災害対策本部の設置及び配備体制等を各部長に連絡する。

○各部長は、部所属の各班員の住所及び連絡方法を把握しておき、直ちに動員できる措置をとるものとする。この場合において、職員の配備状況の報告は、平常執務時に準じて行う。

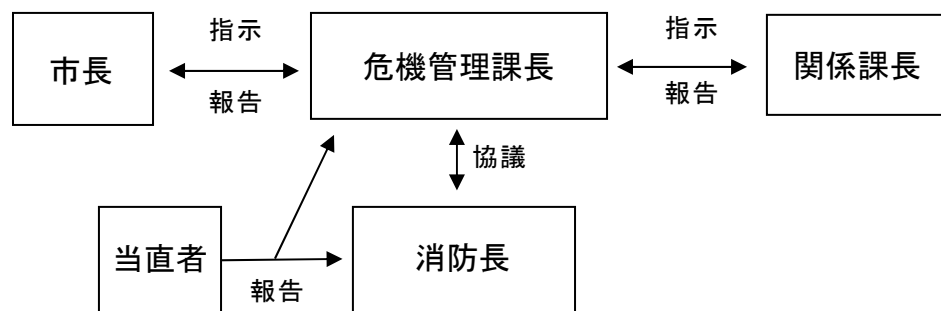
○招集は、電話、携帯電話、携帯メール、広報車等状況に応じて通知する。

・招集文、電文（携帯メール等）は、次の略文による。

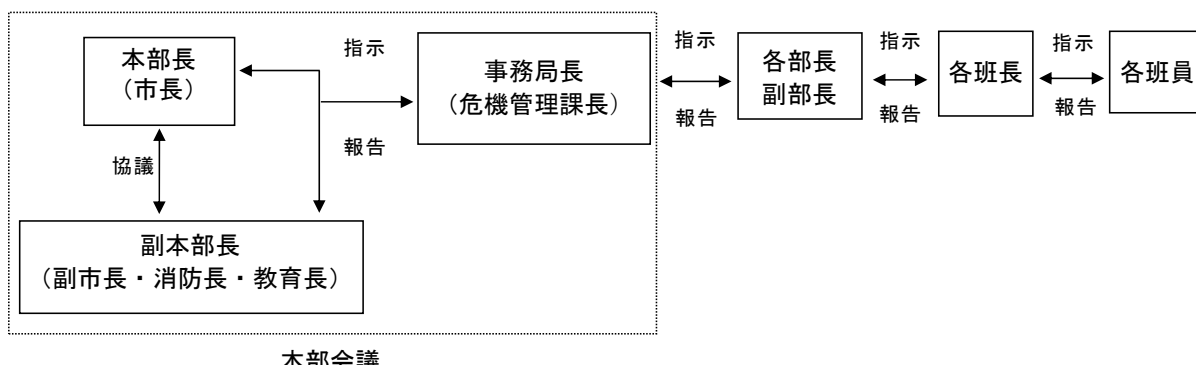
略 文	内 容
災害の危険あり。 準備のため登庁せよ。 安芸市	公共交通機関利用の通勤者はこれらを利用して登庁する。（最終便後の場合は、翌朝始発便で登庁）近距離で登庁可能な者は登庁
災害が発生した。 対策のため登庁せよ。 安芸市	
災害が発生した。 直ちに、登庁せよ。 安芸市	昼夜の別、交通機関の有無を問わず最も短時間に登庁できる方法で登庁する。

○職員は、休日又は勤務時間外において、災害の発生が予想され、又は災害が発生し、災害対策本部が設置される事態と推察されるときは、指示を待たず自らの判断により登庁し、災害対策事務に支障のないように努めなければならない。

#### 準備体制又は初動体制における伝達系統



## 災害対策本部設置時における伝達系統



### (ウ) 職員の応援

各部長は、自部の各班がその所掌事務を処理するにあたり職員が不足し、自部内他班の職員を動員してもなお不足するときは、応援職員要請書により本部長に要請する。ただし、緊急を要する場合は、事後提出する。この場合において、本部長は、他の部班の職員に応援を命ずる。

応 援 職 員 要 請 書									
平成 年 月 日 時 分									
災害対策本部長あて							〇〇部長 印		
期 間	平成	年	月	日	～	平成	年	月	日
勤務(従事)場所									
勤務(従事)内容									
必要人員									
携行品									
集合日時・場所									
その他参考事項									

## 2 災害通信整備計画

災害発生時に気象等の観測情報、被害情報を迅速に収集するとともに、相

互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から情報の収集・伝達体制の確立や施設の整備に努める。

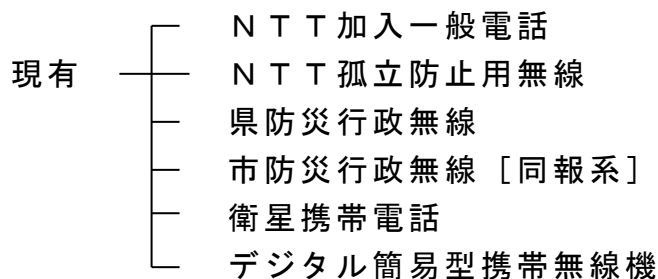
また、住民への情報提供を行う。

(1) 災害通信系統図の作成

防災計画上の災害通信系統図は、付属資料のとおりである。

(2) 災害通信施設の設備充実

ア 通信施設の整備



イ 通信機器の維持補修

各通信機器は、常に最高の状態で使用できるよう、その保守点検に努めるものとする。また、機器に故障が生じた場合は、遅滞なく修理し活用できるよう努める。

ウ 停電時の電源確保

停電時の通信を中断なく確保するため、発電機を設置する。

エ 独自の防災情報システムの整備充実

地域住民に、正確な情報を迅速に提供できるよう、市独自の防災情報システムの構築を検討する。

3 防災担当者の人材育成

災害対応力を向上するため、職員への防災研修・訓練を実施する。

(1) 職員に対する防災研修

ア 研修の内容

(ア) 市地域防災計画、各機関の防災業務計画等

市地域防災計画が的確有効に活用されるように、その内容、運用等を周知徹底させる。また、各機関の防災業務についても把握する。

(イ) 非常参集の方法

(ウ) 気象、南海地震その他災害の特性についての知識

(エ) 過去の災害の事例

(オ) 災害関係法令等

- (カ) 防災体制と対策
- (キ) その他必要な事項

イ 実施方法

研修会の実施等

(2) 職員を対象とした防災訓練

ア 訓練の内容

- (ア) 応急対策を立案するための図上訓練
- (イ) 救急救命等必要な実技訓練
- (ウ) その他必要な事項

イ 実施方法

講習会、演習等

4 実践的な防災訓練の実施

防災関係機関相互の連携体制を確認し、住民の防災意識の向上を図るため各種の防災訓練を実施する。

現場訓練は、地域の災害特性を考慮し、可能な限り被害を想定する現地で実施する等実状に即した実践的な内容とする。

また、住民が地域で行う避難訓練等を支援する。

(1) 現場訓練実施にあたっての留意事項

- ア 地域の災害特性を考慮し、実践的な訓練種目を選定する。
- イ 可能な限り、被害を想定する現地において実施し、各防災関係機関の応急対策計画が実践的なものか検証する。

(2) 訓練の内容

ア 総合防災訓練

県、自衛隊等防災関係機関、学校、民間企業、自主防災組織、ボランティア団体及び地域住民等の地域に関係する多様な主体と連携して総合防災訓練を実施する。

イ 消防訓練

消防関係機関は、消防活動の円滑な遂行を図るため、消防訓練を実施するとともに必要に応じて消防機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

ウ 水防訓練

水防関係機関は、水防活動の円滑な遂行を図るため、水防訓練を実施するとともに必要に応じて水防関係機関相互が、緊密な連携のもとに合同訓練を実施する。

エ 情報収集伝達訓練

緊急時における情報の収集、伝達を的確に行うため、情報収集伝達訓練、非常通信訓練を実施する。

#### オ 図上訓練

(ア)組織内での情報伝達や指揮命令系統の確認と防災関係機関相互の連携が図られるよう、図上訓練を実施する。

(イ)応急対策能力を高めるための図上訓練(計画立案)を実施する。

#### カ 自主防災組織等の住民が実施する訓練

自主防災組織が地域において実施する津波避難等の訓練を支援する。

#### (3) 訓練の評価

訓練終了後には訓練成果を取りまとめ、課題を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

#### (4) 防災訓練の際の交通規制

防災訓練の効率的な運営を図るため、特に必要と認めるときは、県公安委員会は、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、道路における歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

### 5 防災関係機関相互の連携体制

市、県等の防災関係機関は、広域的な連携及び自衛隊との連携体制の整備を図る。

#### (1) 広域応援体制の整備

##### ア 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

「緊急消防援助隊」による人命救助活動等の支援体制及び受け入れ体制の整備を図る。

##### イ 市町村等相互の応援体制の整備

市町村等は相互応援体制の整備を進める。

○「高知県内広域消防相互応援協定」

○「市町村災害時相互応援協定」

##### ウ 警察災害派遣隊の整備

警察は、緊急かつ広域的な救助活動等を行う「高知県警察災害派遣隊」を編成・運用し、体制の整備を図る。

##### エ 防災関係機関の相互応援体制の整備

各防災関係機関は、相互応援の協定を締結する等平時から連携強化に努める。

#### (2) 市、県と自衛隊の連携

市、県と自衛隊は、おのおのの計画の調整を図り、協力関係について定

めておく等連携体制の強化を図る。

- 適切な役割分担
- 相互の情報連絡体制の充実
- 共同の防災訓練の実施

(3) 市、県と民間事業者の連携

市、県は、民間事業者等と協定締結するなどし、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。

- 被災情報の整理、支援物資の管理等

## 第5節 災害応急対策・復旧対策への備え

災害発生時に迅速に対応するため、必要な計画、体制、施設設備等の整備等  
を図るとともに、訓練を実施することにより実効性を検証する。

### 1 緊急物資確保対策

災害発生直後に必要な緊急物資の確保体制を整備する。

#### (1) 個人備蓄の推進

防災知識の広報に努め、飲料水、食糧の個人備蓄を推進する。

○一人当たり必要量の目安

- |      |     |       |
|------|-----|-------|
| ・飲料水 | 3日分 | 6リットル |
| ・食糧  | 3日分 |       |

#### (2) 給水体制の整備

ア 応急給水の確保（3日間の供給を可能にする。）

（ア）給水拠点の整備（水道施設の耐震化、ポンプ設備の停電対策等）

（イ）応急給水に利用する備蓄水量（配水池、非常用貯水槽等）の確保

（ウ）パック水の備蓄

イ 供給体制の整備

給水車の配備、給水用資機材の備蓄

#### (3) 食糧・生活必需品の確保

ア 流通備蓄の把握

流通在庫を調査する。

イ 調達体制の整備

災害発生時の供給について事業者と協定を結ぶ等調達の体制を整備する。

ウ 備蓄品目・量の決定

- (ア) 備蓄品目・量を決定し備蓄に努める。
- (イ) 地域の特性を考慮のうえ、重要物資を選定して確保に努める。

○重要物資の例

- ・飲料水、食料
- ・粉ミルク
- ・毛布
- ・衛生用品（おむつ、生理用品）
- ・仮設トイレ

(4) 備蓄・供給体制の整備

ア 市町村の相互応援

給水の相互応援等について検討する。

イ 市と県の連携

- (ア) 市と県は連携して備蓄目標を設定する。
- (イ) 市は、供給計画を県に報告する。

ウ 市の役割

- (ア) 避難所及びその周辺で地域完結型の備蓄施設を確保し、避難生活に必要な物資の備蓄を進める。
- (イ) 孤立する可能性がある地区への備蓄を進める。
- (ウ) 配布計画を作成する。

エ 県の役割

- (ア) 流通備蓄の供給能力（在庫量）について定期的に調査する。
- (イ) 交通網の途絶を想定し、分散備蓄を進める。
- (ウ) 他県の備蓄量を把握し、相互応援の実施方法について検討する。
- (エ) 大規模な災害により、市町村が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資が確実に迅速に届けられる体制の整備を図る。
- (オ) 市町村の物資集配所を把握し輸送計画を予め作成する。

オ その他の防災関係機関

- (ア) 農林水産省  
玄米の備蓄
- (イ) 四国経済産業局  
生活必需品などの調達体制の整備
- (ウ) 日本赤十字社高知支部  
毛布、日用品などの備蓄

2 消毒・保健衛生体制の整備

災害発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、災害ゴミ及びし尿の処理体制についての整備を図る。

(1) 消毒・保健衛生体制の整備

ア 平時から災害時における消毒及び保健衛生体制の確立を図るため、次の事項について体制を整備する。

- 消毒体制
- 消毒方法
- 薬剤及び資機材の整備

イ 市は、消毒用薬剤及び資機材の災害時の調達について計画する。

(2) ごみ処理体制の整備

市は、「ごみ」処理計画を作成する。

- 被害状況に応じた「ごみ」の量の推計
- 「ごみ」の迅速な回収と処理の計画
- 災害ボランティアとの連携
- 人員、車両が不足する場合は、近隣市町村、県及び民間団体への応援要請を行います。

(3) し尿処理体制の整備

市は、し尿処理計画を作成する。

- 処理量の推計
- 仮設トイレ等の配置計画
- 回収用車両の調達等
- 人員、車両が不足する場合は、近隣市町村、県及び民間団体への応援要請を行う。

## 第3章 災害応急対策

災害発生時の応急対策に関する基本的考え方と実施する項目について明らかにする。実施する項目については、行動計画等を作成し、毎年、必ず訓練などにより検証を行う。

### 第1節 災害時応急活動

体制の確立、応急活動として実施すべき事項について明らかにする。

#### 1 活動体制の確立

効果的な応急活動を実施するために、迅速な初動体制の確立を図る。

##### (1) 初動体制の確立

ア 市域内に災害の発生するおそれがある場合及び災害が発生した場合、予め定める動員計画により職員を非常召集し、初動の活動体制を整える。

##### イ 初動活動体制

市は、本計画第2章第4節に定める「配備基準」により配備体制をとる。

##### ウ 職員災害時対応マニュアルに基づいた職員の参集

参集までに要する時間を想定し、初動対応行動計画策定

##### (2) 活動体制の拡大

ア 被害の規模が拡大するなど、情勢の変化に応じ、さらに高度な配備へ移行し、活動体制の拡大を行う。

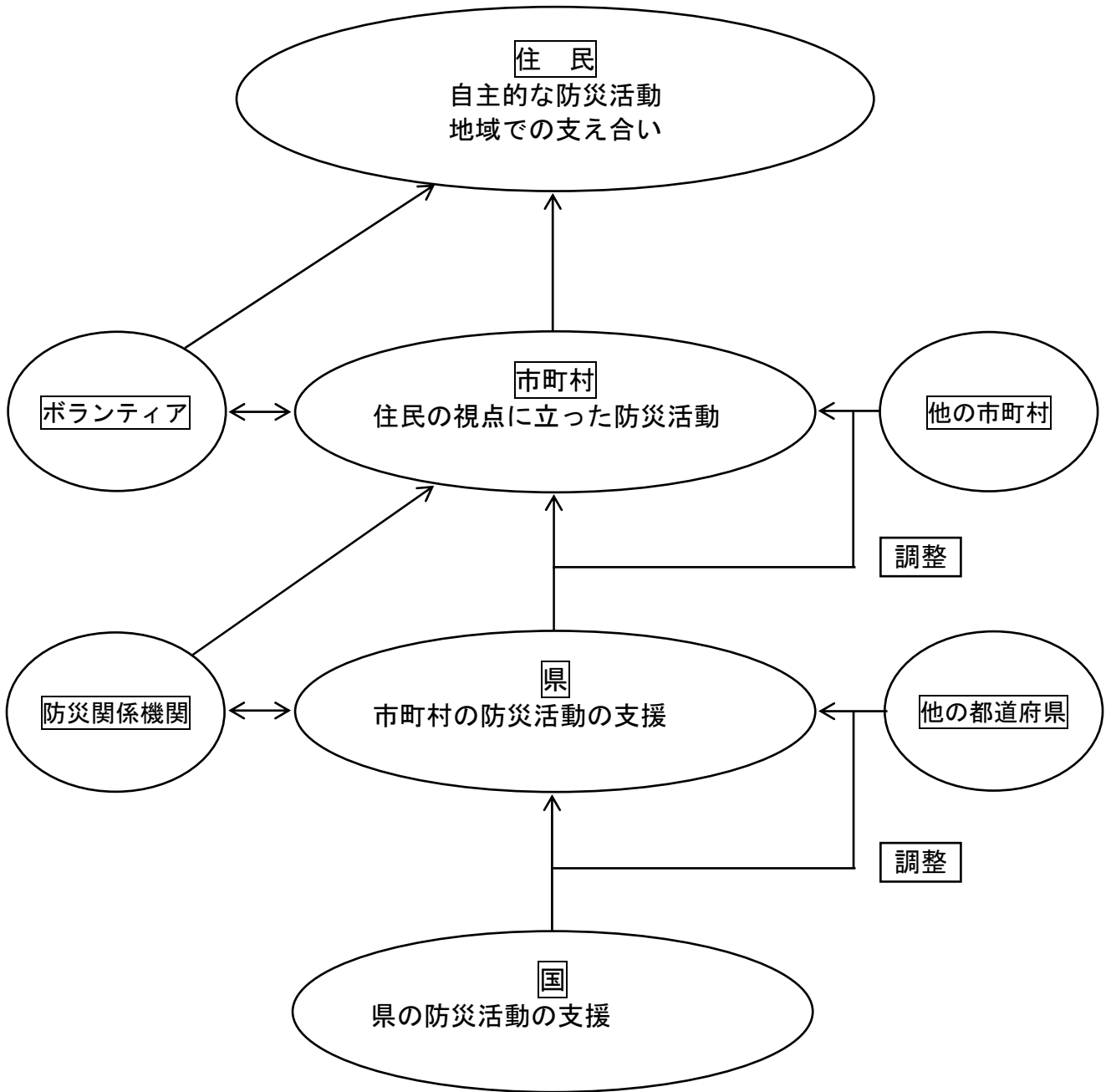
##### イ 安芸市災害対策本部の設置

市は、大規模な災害が発生したときは、災害対策本部を設置して応急対策を実施する。なお、「安芸市水防本部」は、災害対策本部の一部として吸収されるものとする。



【防災関係機関の活動体制】

→ 応援  
↔ 協力



## 第2節 情報の収集・伝達

災害応急対策活動のため、気象予報、警報及び災害情報等の収集に万全を期すとともに、速やかに関係機関及び住民に伝達、周知する。

### 1 気象予警報等の伝達

#### (1) 気象予警報等

##### ア 気象予警報等の発表

高知地方気象台は、気象現象等により災害が発生するおそれがある場合には、気象予警報を発表して注意を喚起し、警戒を促す。

##### イ 予警報等の種類と発表基準（別表1、別表2）

- (ア) 注意報 県内のいずれかの地域において災害が発生するおそれがある場合に発表する。
- (イ) 警報 県内のいずれかの地域において重大な災害が発生するおそれがある場合に発表する。
- (ウ) 特別警報 県内のいずれかの地域において数十年に一度の災害が発生するおそれがある場合に発表する。
- (エ) 気象情報 顕著な現象が予想される場合に発表する予告的情報と、注意報・警報が発表されている場合などに注意報・警報の内容を補完するために発表する補完的情報があり、台風や大雨、高波に関する気象情報や、記録的短時間大雨情報等がある。

##### ウ 予警報等の地域区分

災害が発生すると予想される地域を技術的に特定し、それが防災上必要と考えられた場合には、高知地方気象台より、注意報・警報を発表する。

##### エ 土砂災害警戒情報

土砂災害の恐れがある場合には、高知地方気象台と高知県土木部防災砂防課とが連携して、市に土砂災害警戒情報を発表する。

なお、土砂災害警戒情報が通知された場合の処置は、別に定める「安芸市土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

(別表1)

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在  
発表官署 高知地方気象台

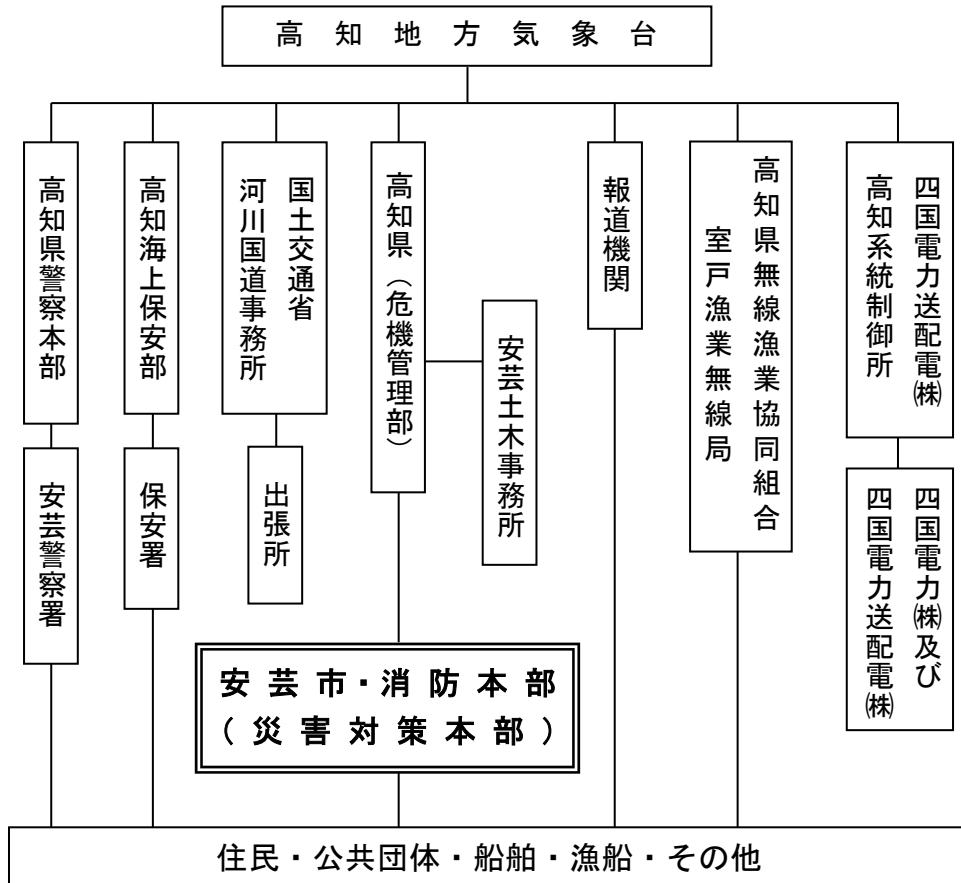
安芸市	府県予報区 一次細分区域 市町村等をまとめた地域	高知県 東部 安芸			
特別警報	レベル5大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-1の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合		
	レベル5高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル5高潮特別警報の基準値に到達することが予想される場合		
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合			
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合			
	波浪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合			
危険警報	レベル4大雨	表面雨量指数基準	別紙1-3の対象格子において別紙1-1のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-4の対象河川の格子において別紙1-2のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル4土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表)		
	レベル4高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね6時間前までに発表)		
警報	レベル3大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル3土砂災害	複合基準 <sup>*1</sup>		別紙1-2のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合	
		60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-2のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合(おおむね3~6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表)		
	レベル3高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね12時間前までに発表)		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
		海上	25m/s 雪を伴う		
大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm			
波浪	有義波高	6.0m			
注意報	レベル2大雨	表面雨量指数基準	別紙1-1のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
		流域雨量指数基準	別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合		
		複合基準 <sup>*1</sup>		別紙1-2のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合	
	レベル2土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙2-3のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合		
	レベル2高潮	水位(高潮予報区間に限る)又は潮位	別紙4のレベル4高潮危険警報の基準値に到達することが予想される場合(基準値に到達することが予想される場合に、おおむね18時間前までに発表)		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度60%			
なだれ	積雪の深さが50cm以上あり次のいずれか				
	1 降雪の深さ20cm以上				
	2 最高気温が2℃以上				
低温	3 かなりの降雨				
	最低気温-4℃以下 <sup>*2</sup>				
霜	晩霜期 最低気温3℃以下				
着水					
着雪	24時間降雪の深さ:20cm以上 気温:-2℃~2℃				
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、安芸市に關係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3			

\*1 表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

\*2 気温は高知地方気象台の値。

(2) 気象予警報等の伝達

気象台及び県から通報を受けた市は、市防災行政無線、広報車等を利用し、住民に対して予警報等を伝達する。また、自主防災組織等の住民組織と連携して広く周知するものとし、災害時要配慮者への周知については、特に配慮する。



2 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがあるような次の現象を発見した者は、その旨を遅滞なく市長、施設管理者、警察官、海上保安官に通報しなければならない。通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨を速やかに市長に、また市長は必要に応じ高知地方気象台、県（危機管理部）及び関係機関に通報するとともに、連携して住民への周知徹底を図る。

(1) 水害（河川、海岸、ため池等）

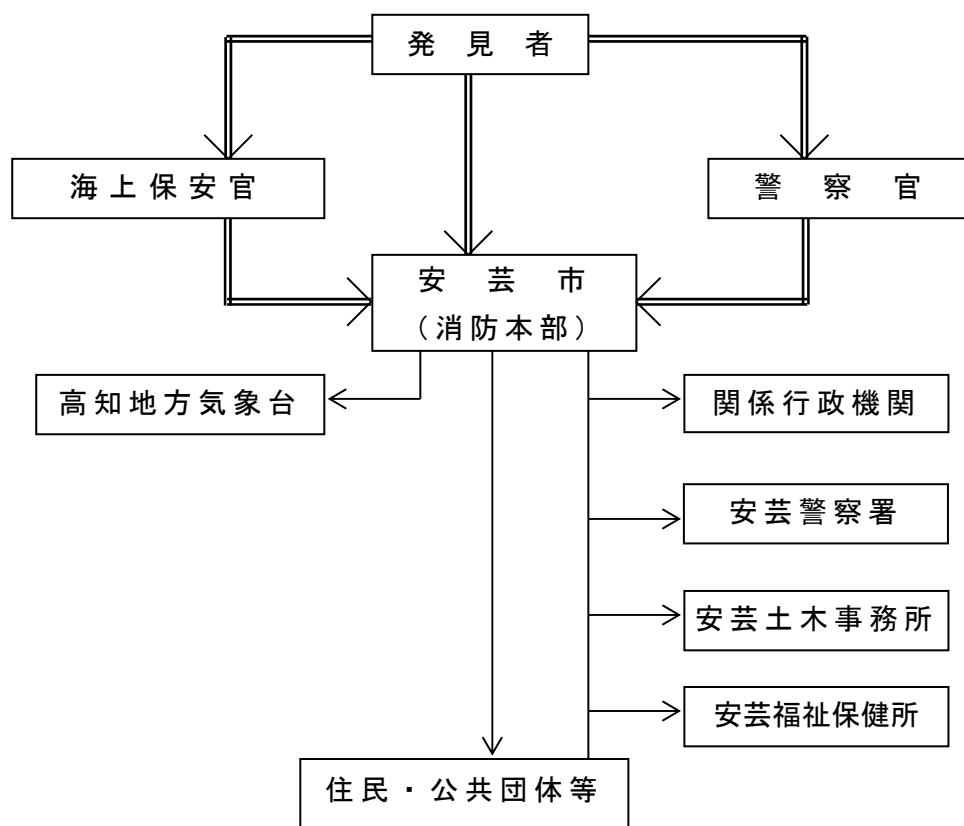
堤防の亀裂又は欠け・崩れ・堤防からの溢水等。

(2) 土砂災害・山地災害

山鳴り、降雨時の川の水位の低下及び流れの濁りや流木の混在、地面のひび割れ、沢や井戸水の濁り、斜面からの水の吹き出し、湧き水の濁り又は量の変化、がけの亀裂、小石の落下等。

### (3) 異常気象現象

異常潮位、異常波浪、竜巻等異常な気象現象等。



### 3 勤務時間外における取扱い

- (1) 夜間・早朝・休日等勤務時間外における気象予警報、通報は当直者又は消防署が受理する。
- (2) 消防署員は受理した気象予警報等を直ちに消防署長に報告し、指示を受ける。
- (3) 市役所当直者に連絡のあった場合は、消防署に連絡するとともに、防災担当課長に報告する。

### 第3節 災害状況等の調査及び報告

災害応急対策活動の実施のため、災害情報の収集に努めるとともに、速やかに関係諸機関に伝達する。

#### 1 被害状況の調査と調査実施者

- (1) 被害状況の調査は、災害応急対策活動及び災害救助法適用の判断並びに適用後の措置等の基本となるものなので、調査担当係相互の連絡を密にし、各部（班）の協力により、調査の脱漏重複のないよう十分注意するとともに、速やかに実施する。
- (2) 被害状況の調査実施については、災害対策本部設置前にあつては各課で所管事項について調査し、防災担当課において取りまとめるものとし、同本部設置後にあつては、各部において調査し、本部事務局情報班において取りまとめる。
- (3) 被害が甚大であり市において被害調査が実施できないとき、又は調査に技術を要するため市が単独ではできないときは、関係機関等に応援を求めて行う。
- (4) 防災関係機関は、災害発生後、直ちに情報収集を行って被害状況を把握し、所管する施設に重大な被害がある場合は、県へ報告する。

#### 2 被害状況の報告

##### (1) 県への報告

- ア 市は、災害状況を県に報告をする。
- イ 通信途絶等により、県に報告ができない場合には、消防庁に直接報告をする。県と連絡がとれるようになった後は、県に報告する。
- ウ 報告は、高知県防災情報マルチネットワークシステムを優先利用する。

##### 国（総務省消防庁）の連絡先

平日（9：30～17：45）

- ・ 消防庁窓口：消防庁応急対策室
- ・ NTT回線：03-5253-7527（電話）
- ・ NTT回線：03-5253-7537（FAX）

夜間（上記以外）

- ・ 消防庁窓口：宿直室
- ・ NTT回線：03-5253-7777（電話）
- ・ NTT回線：03-5253-7553（FAX）

(2) 報告すべき災害は、概ね次のとおりとする。

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 法令等により県知事に報告しなければならないと定められているもの
- ウ 市が災害対策本部を設置したもの
- エ 災害が当初は軽微であっても、今後拡大発展するおそれのあるとき。
- オ 災害による被害に対して、国の特別の財政援助を要するもの
- カ 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるとき。
- キ その他特に県から報告を指示されたもの

(3) 報告事項

- ア 災害の概況  
災害が発生した場所、日時、種別等の概況
- イ 被害の概況  
特に死者、行方不明者、被災者の状況
- ウ 応急対策の状況  
特に救助、避難、警戒等の状況
- エ 市対策本部（水防本部を含む）を設置又は解散したとき
- オ 市長が自ら災害に関する警報を発したとき
- カ 避難の勧告、指示を行なったとき及び避難所を開設したとき
- キ そのほか必要事項

(4) 報告の種類、様式

- ア 通常報告  
各部は、被害状況を毎日取りまとめ総務部に報告し、総務部はその結果を取りまとめ本部長に報告する。
- イ 緊急報告  
市長は、人身・家屋等に被害が発生したとき又は発生するおそれがあるとき並びに避難等の応急対策を実施したときは、直ちに次の事項について報告するものとする。
  - (ア) 発生日時
  - (イ) 発生場所
  - (ウ) 災害の状況、応急措置の概要
  - (エ) その他参考となる事項
- ウ 中間報告及び確定報告  
市長は、災害の拡大に伴う被害の状況を調査し、集計のつど報告するとともに、被害が確定したときは遅滞なく確定報告を行うものとする。

#### (5) 災害の被害認定基準

この計画における被害の程度、区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか、被害状況認定基準（資料編別表9）による。

### 第4節 通信連絡

災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、通信連絡が迅速かつ円滑に実施できるよう、機能の確認および復旧、災害情報の収集、その他災害応急対策等の通信連絡については、次のとおりとする。

#### 1 機能の確認と応急復旧

- (1) 県、市等の防災関係機関は災害発生後直ちに、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行う。
- (2) NTT 西日本株式会社は、電気通信設備が被災した場合、防災関係機関等の災害対策用の通信の確保を優先して、応急復旧に努める。ss

#### 2 通常の状態における通信連絡

通常の状態における通信連絡は、NTT回線、市防災行政無線及び県防災行政無線を活用して行う。

#### 3 災害時における通信の確保

高知県防災行政無線の通信網に属する機関については、原則として防災行政無線によって通信連絡を行うものとする。

##### (1) 公衆電気通信施設の利用

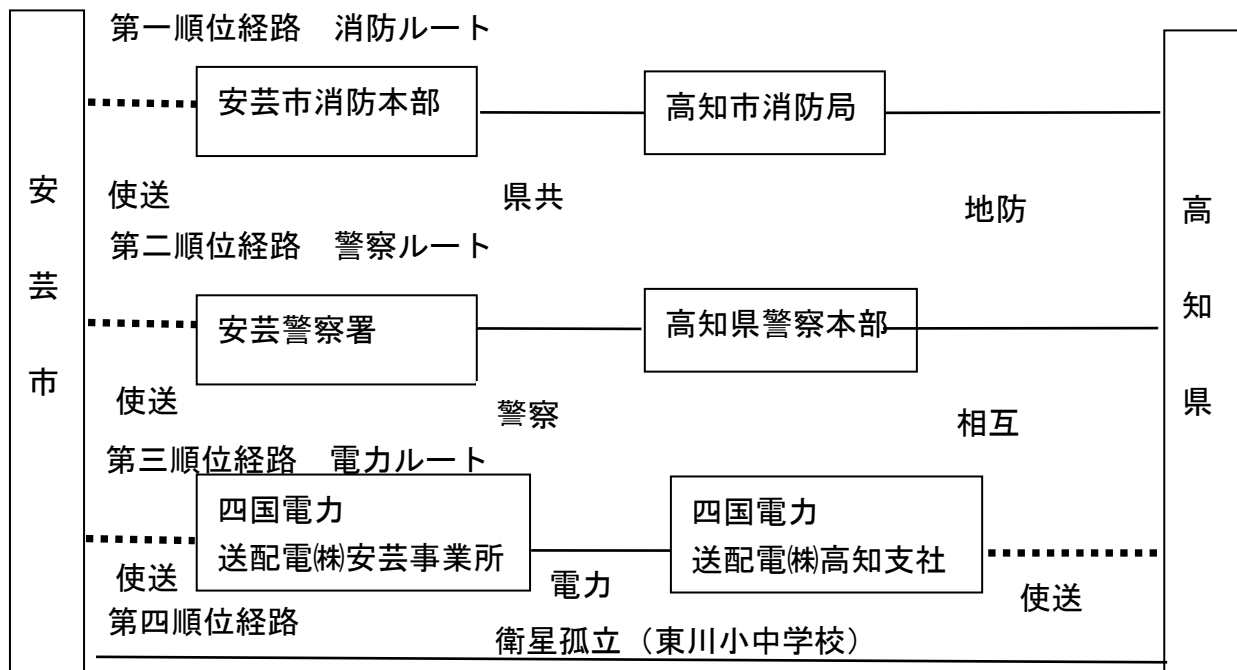
###### ア 電話及び電報

電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関の専用電話を利用し、これにより通信を行う。

###### イ NTT 孤立防止用無線電話

##### (2) 非常無線通信の運用

災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合、又これを利用することが著しく困難な場合は、次に記載する他の無線施設者に依頼し非常無線通信により行う。



#### 4 通信施設の種別及び設置場所

##### (1) 有線通信施設

N T T加入一般電話

##### (2) 無線通信施設

ア 安芸警察署

イ 四国電力送配電(株)安芸事業所

ウ アマチュア無線局

#### 5 防災行政無線の整備

災害情報の迅速かつ的確な伝達を図るため、同報系防災行政無線が整備されている。

## 第5節 応援要請

本部長は、自らの対応能力では、対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。

また、応援の要請がなくとも被害の状況から支援が必要と思われる場合は、自主的な応援活動を心掛ける。

応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、常に内容の検証を行う。

### 1 行政関係機関への応援要請

#### (1) 応援要請の種別

##### [市]

- 他の市町村への応援要請（災害対策基本法第67条、高知縣市町村災害時相互応援協定等）
- 県への応援要請（災害対策基本法第68条、68条の2）
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第29条第2項）
- 他の都道府県の市町村による回転翼航空機を用いた消防に関する応援要請（大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱）
- 緊急消防援助隊への応援要請（緊急消防援助隊要請要綱第6条）

##### [消防機関]

- 他の消防機関への要請（高知県内広域消防相互応援協定等）

##### [警察本部]

- 警察災害派遣隊への要請（警察庁及び四国管区警察局の指示、調整に基づき要請措置を実施）
- 他の都道府県警察等への要請（警察法第60条第1項）

##### [県]

- 国等への要請（応急対策職員派遣制度に基づき、市町村における応援職員のニーズ等を速やかに把握し、総務省及びブロック幹事県に要請）
- 他の都道府県への要請（災害対策基本法第74条、四国四県の災害の広域応援に関する協定、中国・四国地方の災害時相互応援に関する協定、全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定）
- 自衛隊への災害派遣要請（自衛隊法第83条第1項）
- 消防庁への緊急消防援助隊等の要請（消防組織法第44条）  
受入れは、緊急消防援助隊要綱の受援計画に基づく
- 指定行政機関等への職員の派遣要請（災害対策基本法第1項）
- 指定行政機関及び指定地方行政機関等への要請（応急措置の実施の要請）

[指定行政機関、指定地方行政機関]

○指定行政機関、指定地方行政機関、県及び市町村への要請（災害対策基本法第80条第2項）

緊急消防援助隊の応援要請先及び連絡先

○県知事への応援要請先

- ・高知県庁：危機管理部消防政策課
- ・NTT回線：088-823-9318
- ・NTT回線：088-823-9253（FAX）
- ・県防災行政無線電話：72-2092
- ・県防災行政無線電話：72-9253（FAX）

○消防庁長官への応援要請先（県知事と連絡が取れない場合）

平日（9：30～17：45）

- ・消防庁窓口：消防庁応急対策室
- ・NTT回線：03-5253-7527（電話）
- ・NTT回線：03-5253-7537（FAX）

夜間（上記以外）

- ・消防庁窓口：宿直室
- ・NTT回線：03-5253-7777（電話）
- ・NTT回線：03-5253-7553（FAX）

(2) 要請の基準

本部長は、次に該当すると認められたときは、他の地方公共団体等の長に対して応援を要請する。

- ア 各班及び各部門の相互応援をもってしても、応急対策の実施が困難であり、他の地方公共団体等の応援が必要と認められる場合
- イ 特別な技術、知識、経験等を要する職員が不足し、他の地方公共団体等の職員の応援を必要とする場合
- ウ その他本部長が応援要請の必要があると認めた場合

(3) 応援の方法

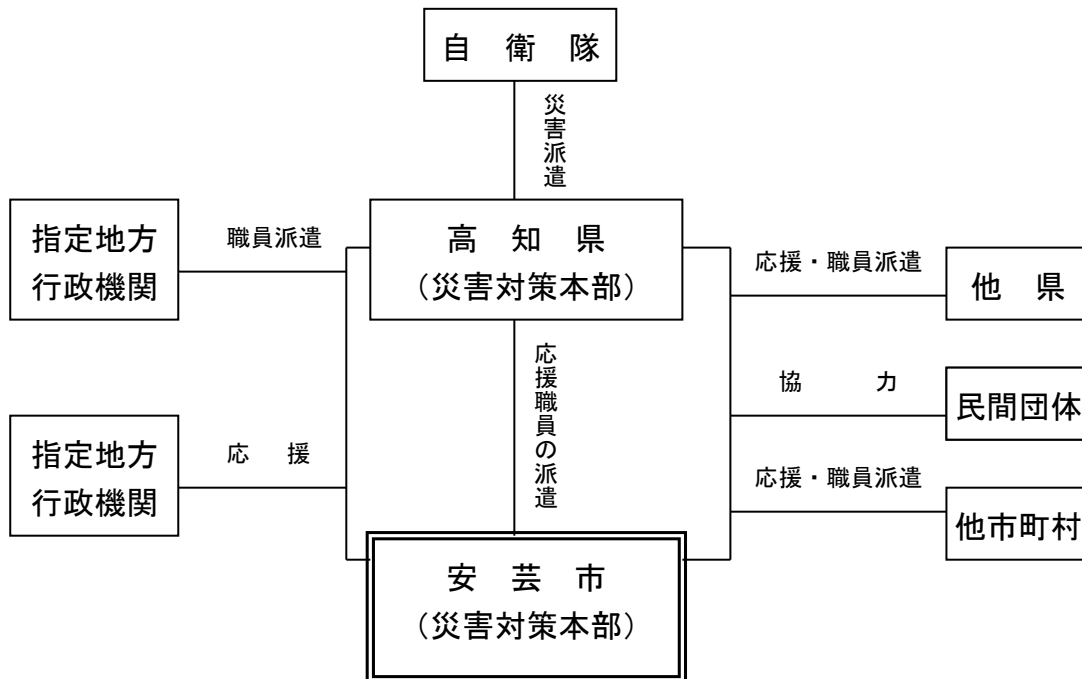
応援又は応援のあつせんを求める場合は、口頭又は電話でもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(4) 自衛隊に対する災害派遣要請

自衛隊の派遣を要請する場合は、本計画第3章第30節自衛隊への派遣要請に基づき県知事へ要請する。

## 2 災害関係民間団体等に対する応援要請

災害発生時に、市内にある防災関係民間団体に対する応援要請を円滑かつ適切に実施するため、これらの団体に応援要請方法について定めておく。(付属資料BⅢの2参照)



## 第6節 広報活動

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、適切にして迅速に情報を提供し、広報活動を行うことにより、災害復旧対策活動を効果的に実施し、民心の安定を図るとともに、その被害拡大防止のため、次により災害広報活動を行う。

特に、被災地区住民に対してはあらゆる方法を講じて、遅滞なく詳細な情報を提供する。

### 1 広報実施責任者

広報責任者は情報班長とする。

### 2 災害広報

広報は、有線放送、広報車、消防無線、報道機関及び印刷物等（ポスター、チラシ、広報紙等）により積極的に行う。

#### (1) 防災関係機関の体制並びに活動状況

#### (2) 気象情報

余震関連情報等

#### (3) 被害状況の概要

ア 人的、物的被害

イ 公共施設被害等

#### (4) 安否情報

死亡者の情報

#### (5) 市民に対する協力要請及び注意事項

#### (6) 災害応急対策の実施事項

#### (7) 生活情報

ア 電気、電話、ガス、水道等の復旧状況

イ 避難所情報

#### (8) 住宅情報

ア 仮設住宅

イ 住宅復興制度

#### (9) 医療情報

ア 診療可能施設

イ 心のケア相談

#### (10) 福祉情報

ア 救援物資

イ 義援金

ウ 貸し付け制度

(11) 交通関連情報

ア 道路規制

イ バス、鉄道、船舶、航空機の状況

(12) 環境情報

災害ごみ

(13) ボランティア活動情報

(14) その他必要な事項

ア 融資制度

イ 各種支援制度

ウ 各種相談窓口

3 庁内広報

各種の問い合わせに対応できる総合的な問い合わせ窓口を設置する。又、住民からの問い合わせに対し、誤った情報の提供による混乱のないよう、適宜の方法により、職員に対し災害の規模、今後の動向及び予想を知らせる。

4 報道機関への協力

報道機関に対する広報資料の積極的な提供により、住民への広報を図る。なお、放送局における市からの放送要請は、県における「災害時における放送要請に関する協定」に準じる。

5 広報資料の作成、収集

本章第2節情報の収集及び伝達計画により、各班が収集した情報資料その他必要に応じ被災現地にて取材した資料をもとに広報資料を作成する。

## 第7節 警戒活動

市、県はじめ防災関係機関は、被害の発生を防ぐため、警戒活動を行う。

### 1 実施責任者 各機関

### 2 実施内容

警戒活動について、本計画にない事項は、安芸市水防計画に基づいて実施する。

#### (1) 気象等の観測情報の収集・通報

県、国土交通省四国地方整備局及び高知地方気象台と連携して気象等の観測情報を収集し、状況に応じた警戒体制をとる。

##### ア 河川・ため池水位

(ア) 市は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したとき、又は洪水予報、水防警報を受けたときは、観測した河川の水位を県及び関係機関へ通報する。

(イ) ため池管理者は、ため池水位が通報水位に達し、後に通報水位を下回るまで、市及び県に水位状況を通報するものとする。

##### イ 潮位

(ア) 市は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は異常な越波を認められた時は、その状況を県に通報する。

#### (2) 水防活動

ア 市は、消防団に準備又は出動の命令を出し次の水防活動を行う。

(ア) 水防に必要な資機材の点検整備

(イ) 市域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報

(ウ) 重要箇所を中心とした巡回

(エ) 異常を発見したときの水防作業と県への通報

(オ) 防潮扉等の遅滞のない操作及び防潮扉等の管理者に対する閉鎖の応援

##### イ 在港船舶の対策指導

市又は県は高知海上保安部と連携して、港内の在港船舶の対策指導を行う。

#### (3) 災害警戒活動

ア 市及び県は危険箇所においてパトロールを実施し、前兆現象の把握に努める。

イ 市は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を設定する。

ウ 市は、高知地方気象台が発表した高波に関する気象情報を受け取ったときは、必要な情報を住民に周知し、警戒活動を行う。

## 第8節 避難及び避難場所

災害発生時に危険から逃れるために、住民自らが自主的に避難することを基本とする。市は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、生命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、避難指示等の発令を実施し、誘導を行う。

市が実施できない場合には、県等が代行して避難指示等を実施するものとする。また、避難の必要がなくなった時は速やかにその旨を伝えるものとする。

さらに、危険地域における住居者等の避難のために立ち退き勧告、指示、避難道路、避難場所の指定や避難所の設置運営について定める。

### 1 実施責任者

- (1) 市長（災害対策基本法第60条）又はその権限の委任を受けた市の吏員  
災害全般について、急傾斜地崩壊について
- (2) 警察官又は海上保安官（災害対策基本法第61条及び警察官職務執行法第4条）  
災害全般について
- (3) 水防管理者「市長」（水防法第29条）  
洪水、高潮について
- (4) 知事又はその権限の委任を受けた県職員（水防法第29条及び地すべり等防止法第25条）  
洪水、高潮及び地すべりについて
- (5) 自衛官（自衛隊法第94条）  
災害全般について

### 2 避難指示等の判断基準

安芸市避難指示等の判断・伝達マニュアル参照

### 3 避難指示等の伝達方法

安芸市避難指示等の判断・伝達マニュアル参照

### 4 避難順位

避難に当たっては、傷病者、障害者、老人、幼児等を優先的に避難させる。

### 5 携帯品の制限

避難者は避難、立退きに当たっては、安全な避難を第一として携帯品は最小限度に制限し、過度な携行品及び避難後調達できるものは除外する。（現金、貴重品、印鑑、食糧2食分程度、水筒、タオル、石鹸、ティッシュ、着替え、懐中電灯、救急薬品、

携帯ラジオ等)

## 6 避難の準備

避難の準備についてはあらかじめ次の事項を周知徹底しておく。

- (1) 火気危険物等の始末
- (2) 大雨、洪水に備えての家屋の補強、家財の移動
- (3) 事業所、工場にあっては、油脂類の流失防止、発火しやすい薬品、電気、ガス等の保安措置
- (4) 携帯品の準備
- (5) 氏名票、(住所、氏名、年齢、血液型等)の準備

## 7 避難の誘導

避難は原則として地域住民が自主的に行うものとするが、状況によっては、実施責任者が誘導する。なお、避難の誘導については、次の点に留意する。

- (1) 救助班と防衛部があたり、警察官、消防団員及び民間協力機関等の協力により実施する。
- (2) 避難の順位
- (3) 避難場所を住民に周知させるため、広報伝達することは勿論、経路要所ごとに標示板によって経路を図示するように努める。特に危険地点には、縄張り等により危険防止をするほか、必要に応じ誘導者を配置する。

## 8 移送の方法

避難は各自行うことを原則とするが、移送のため車両、舟艇等を必要とするときは、現地で調達できる場合を除き、直ちに救助班長が要請して確保する。

## 9 避難所の指定及び開設等

### (1) 避難所の指定

避難所を指定したときは、公示及び広報等により、住民に場所を周知する。

### (2) 避難所の開設及び管理

避難所を開設したときは、直ちに公示及び広報等により、被災者に場所を周知する。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を県を通じて国と共有するよう努める。避難所の開設及び管理は、民生部長を責任者とし、避難住民を収容したときは、直ちに各避難所に避難所担当職員を派遣駐在させ、管理及び収容者の保護にあたる。また、避難所内に「福祉避難室」等を設置し、災害時要配慮者に配慮したスペースの確保に努める。

### (3) 避難所の防疫

避難所の防疫活動は、衛生班が実施するものとし、伝染病等の発生防止を図る。

#### (4) 避難状況の記録

避難所担当職員は、次の各種記録を行う。

- ア 収容台帳
- イ 避難所用物品受払簿
- ウ 避難所設置及び収容状況
- エ 支払及び受払証拠書類

#### 10 避難の後の警備

避難後の住家・財産等の保護は、民生安定に寄与するところが大きいので、その対策は警察署等と協議のうえ、警察官若しくは災害対策本部長の指定した者がこれにあたるものとする。

また、避難所における秩序保持も同様とする。

#### 11 学校、社会福祉施設等における避難対策

学校、社会福祉施設、病院、保育所等多数の児童、乳幼児、病人を収容している施設にあっては、平常時において避難計画を立て、市、消防署、警察署等との連絡を密にしておくものとする。

学校等の管理者は、避難指示等の伝達を受けたときは、所定の避難場所に避難させるものとし、その要領については該当管理者においてあらかじめ定めておくものとする。

##### (1) 学校

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の順位
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（乳幼児、低学年、障害児）
- オ 避難者の確認方法
- カ 保護者等への引渡方法

##### (2) 社会福祉施設等

- ア 避難実施責任者
- イ 避難の時期（事前避難の実施等）
- ウ 避難誘導責任者及び補助者
- エ 避難誘導の要領、措置（入所者の輸送等）
- オ 避難所の設定及び収容方法
- カ 避難者の確認方法
- キ 家族等への引渡方法
- ク 避難誘導者名簿

## 第9節 救助活動

災害発生後、被害の拡大を防止するための活動を緊急に実施する。

### 1 消防活動

#### (1) 実施責任者

市

#### (2) 実施内容

- ア 住民、自主防災組織は、周辺地域の初期消火に努める。
- イ 消防機関は、人命の安全確保のための消火活動を優先的に実施する。
- ウ 必要に応じて、他市町村及び県に応援の要請をするものとする。

### 2 救急・救助活動

人命の救助は、全ての活動に優先するため、各種活動は、「人命救助活動」の妨げとなる場合は、規制する。

人命救助活動は、市が行い、県等他の機関は、市の活動に協力することを基本とする。災害発生時の人命救助活動は、地域の住民や自主防災組織が率先して実施することに努める。

#### (1) 実施機関

##### ア 実施責任者

市（防衛部）、県、警察、海上保安部、自衛隊

イ 救助の必要が生じたときは、対策本部長の指示により、状況に応じた救助隊を編成し、消防団員の協力を得て実施する。市のみでは実施が困難な場合は、地方事務所、警察その他関係機関に応援を要請して実施する。

ウ 救助隊に捜索班と収容班を設置する。

#### (2) 実施内容

- ア 住民、自主防災組織は、地域の救助活動に努めるものとする。
- イ 市、県、警察は、住民、自主防災組織等と協力して救助活動を実施する。
- ウ 県は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のため必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不明者の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。
- エ 海上における救助活動は、主として海上保安部が実施するものとする。
- オ 県は、必要に応じ、迅速に自衛隊に災害派遣要請を行うものとする。
- カ 警察は、必要に応じ、迅速に警察災害派遣隊の援助要請を行うものとする。

#### (3) 救助を必要とする該当者

ア 火災の際に、火中に取り残された者

- イ 地震等の災害により、家屋等の下敷きになった者
- ウ 水害等により、家屋とともに流されたり、孤立した地点に残された者
- エ 山津波により、生き埋めになった者
- オ 災害のため、行方不明の状態にあり、諸般の状況から生存が推定される者
- カ 行方は判明しているが、生死不明の状態にある者
- キ その他、救助が必要と認められる者

#### (4) 救助の方法

- ア 被災者の救助作業は、緊急を要するため直ちに救助隊を編成し、実施する。
- イ 救助作業に特殊機械器具及び特殊技能者を要する場合には、自衛隊、警察署、海上保安部その他関係機関の協力を得て救助に当たる。
- ウ 救助後は速やかに病院又は医療機関へ収容する等救助者の救護に当たる。
- エ 救助活動

救助隊は、災害実施本部及び関係機関と連絡を密にし、情報の収集に努め、捜索班及び収容班を指揮して被災者の捜索及び収容を行なわせるとともに、捜索及び収容の現況や氏名、人員を調査のうえ本部長に報告する。

##### (ア) 捜索班

救助隊長(防衛部長)の指揮のもとに災害現地における救助者の捜索を行う。捜索は発見のみにとどまらず、水害時の河川、海中にある者又は交通事故等により救助を要する者を搬出し、収容班に引き渡す。

##### (イ) 収容班

救助された者を収容し、医療を要する場合は、本章第15節「医療救護計画」に定める市内の病院、その近くの病院等へ収容し、救護措置を行う。また、死亡と確認された者については、本部長が指示する場所へ転送する。

#### (5) 救助活動

##### ア 実施機関

防衛部。現有の救急車両や人員のみで実施が困難な場合、近隣の消防機関に応援を要請する。

##### イ 実施方法

- (ア) 救急・救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に現場指揮本部を設置し、指揮命令の徹底を図るとともに、被害状況を正確に把握する。
- (イ) 傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度により収容先、搬送先等の区分を決定するため、現場指揮本部に応急救護所を設置する。
- (ウ) 現場で応急措置を行う必要のある者が多数いるときは、医師会等による出動が可能となるようにしておく。

### 3 被災建築に対する応急危険度判定

#### (1) 実施責任者

市

#### (2) 実施内容

市は、県が作成した活動計画に基づき応急危険度判定を実施する。

### 4 被災宅地の応急危険度判定

#### (1) 実施責任者

市

#### (2) 実施内容

市は、県が定めた被災宅地危険度判定実施要綱に基づき応急危険度判定を実施する。

## 第10節 救急医療

医療救護における活動及び体制については、「安芸市災害医療救護計画」に基づき、各医療救護施設を拠点とし、安芸地区医師会等の協力を得て医療チームを編成し、市災害対策本部員で編成する救護班とともに各救護施設における医療救護に当るものとする。

### 1 医療救護の対象者

(1) 医療救護の対象者は次のとおりとする。ただし、軽易な傷病で家庭救護で対応できる程度の者を除く。なお、高齢者や障害のある人など要配慮者及び災害時の異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定等の症状が認められる者に関する対策は、別に定めるものとする。

ア 直接災害による負傷者

イ 人工透析等医療の中断が致命的となる患者及び日常的に発生する救急患者

(2) 医療救護の対象者を次のとおり区分するものとする。

ア 重症患者 生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者

イ 中等症患者 多少治療の時間が遅れても、生命に危険はないが入院治療を必要とする者

ウ 軽症患者 上記以外の者で医師の治療を必要とする者

### 2 医療救護施設の設置

市は、被害想定に基づく傷病者を救護するための医療救護施設として、医療救護所及び救護病院を設置する。

#### (1) 医療救護所

医療救護所は、救護病院等後方病院へ円滑に医療救護対象者を搬送するため、原則として中等症患者及び重症患者に対する応急処置を行うものとする（収容は行わない。）。この他、必要に応じ軽症患者に対する処置も行うものとする。

#### ア 設置医療救護所

名 称	所 在 地
市立土居小学校	土居 1097 番地
市立安芸第一小学校	久世町 4 番 13 号
森澤病院	本町 2 丁目 13 番 32 号
(あき総合病院) 拠点	(宝永町 1 番 32 号)

災害拠点病院のあき総合病院は、市内最大の医療機関であり、災害時には医療救護対象者が同病院へ殺到することが想定されることより、現実的対応として、医療救護所の機能を支援するものとする。

#### イ 運営

- (ア) 医療救護所を担当する医療チーム及び市災害対策本部員は、地震発生後、市災害対策本部長の指示のもと又は地震発生により大規模な災害が発生されると思われる時には自主的に、速やかに所定の医療救護所に集合し、医療救護活動を開始するものとする。
- (イ) 医療救護所の管理者は、医師とし、市災害対策本部長の指示により活動するものとする。
- (ウ) 医療救護所の医療体制は、原則として医師1名、看護師3名、薬剤師1名、補助者3名で構成し、想定される負傷者数にとり必要なチーム数を配置するとともに、交代制を考慮して予備医療チームを編成することとする。また、その他に可能な限り医療介助者を加えるものとする。

#### ウ 担当業務

- (ア) 重症患者、中等症患者、軽症患者の振り分け
- (イ) 中等症患者及び重症患者の応急処置及び軽症患者に対する処置
- (ウ) 救護病院等後方支援病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) その他必要な事項

#### エ 施設設備

- (ア) 医療救護所の施設は、耐震性が確保されている建物及び学校校舎の一部又は広場、運動場に設置するテント等とする。
- (イ) 医療救護所の設備は、概ね次のとおりとする。
  - a テント、簡易ベット
  - b 医療機材、医薬品等  
JM3セット、外傷用医薬品、応急処置用医薬品等
  - c 担架、発電機、投光機、机、椅子、掲示板、殺菌ペットボトル（水）、通信機、トリアージタグ、ロープ、文具等消耗品

### (2) 救護病院

#### ア 設置

森澤病院（本町2丁目13番32号）を救護病院として指定するものとする。

なお、森澤病院が浸水区域に位置し、津波の影響がなくなるまでの間の救護病院業務及び収容能力過不足分は、災害拠点病院の支援を受けるものとする。

#### イ 運営担当者

- (ア) 救護病院の医療スタッフは、原則として森澤病院の現行スタッフで医療救護に当たるものとする。
- (イ) 医療救護活動は、市災害対策本部長の指示により開始するが、救護病院の管理者は当該病院周辺の被害状況等から判断して、医療救護活動を開始することができるものとする。この場合、当該病院の管理者は速やかにその旨を市災害対策本部

長に報告するものとする。

ウ 担当業務

- (ア) トリアージ
- (イ) 重症患者及び中等症患者の処置及び収容
- (ウ) 災害拠点病院、広域災害拠点病院への患者搬送の手配
- (エ) 医療救護活動の記録
- (オ) 遺体搬送の手配及び遺体の検案
- (カ) その他必要な事項

オ 施設設備

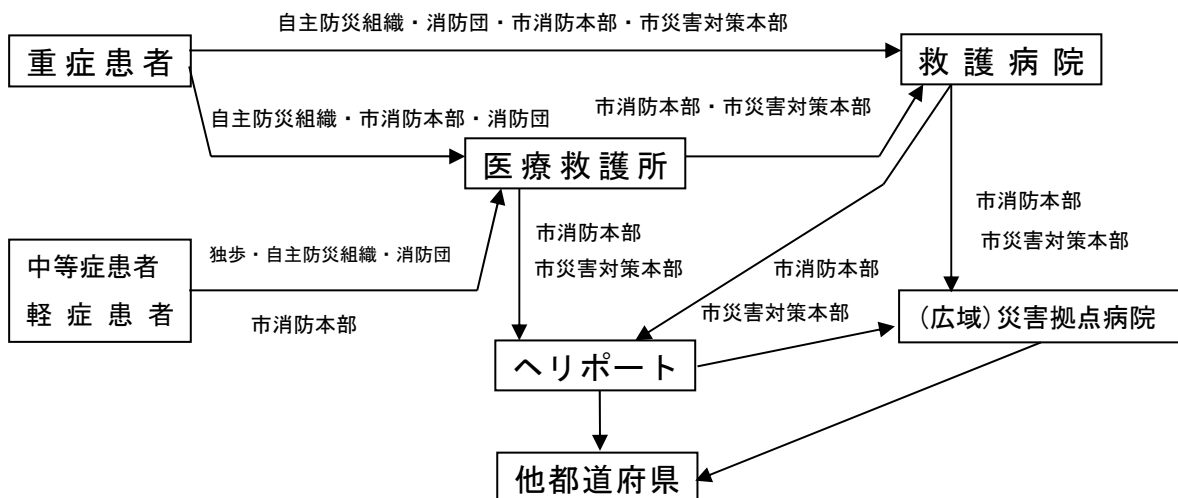
救護病院である森澤病院が、現に有する施設設備をもって医療救護活動に当るものとし、病院内で対応できない場合は、当該病院の管理者が市災害対策本部長に必要な措置を要請するものとする。

3 傷病者の搬送体制

(1) 搬送体制

- ア 被災場所から救護所、救護病院へ搬送する場合は、原則として自主防災組織等に対応するものとする。
- イ 重症患者、中等症患者を救護所から救護病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。
- ウ 重症患者を他市町村に所在する救護病院等又は災害拠点病院、広域災害拠点病院へ搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。
- エ 重症患者をヘリコプターにより搬送するため、救護病院等から最寄のヘリポートまで搬送する場合は、市災害対策本部員等が対応するものとする。

(2) 搬送体制組織図



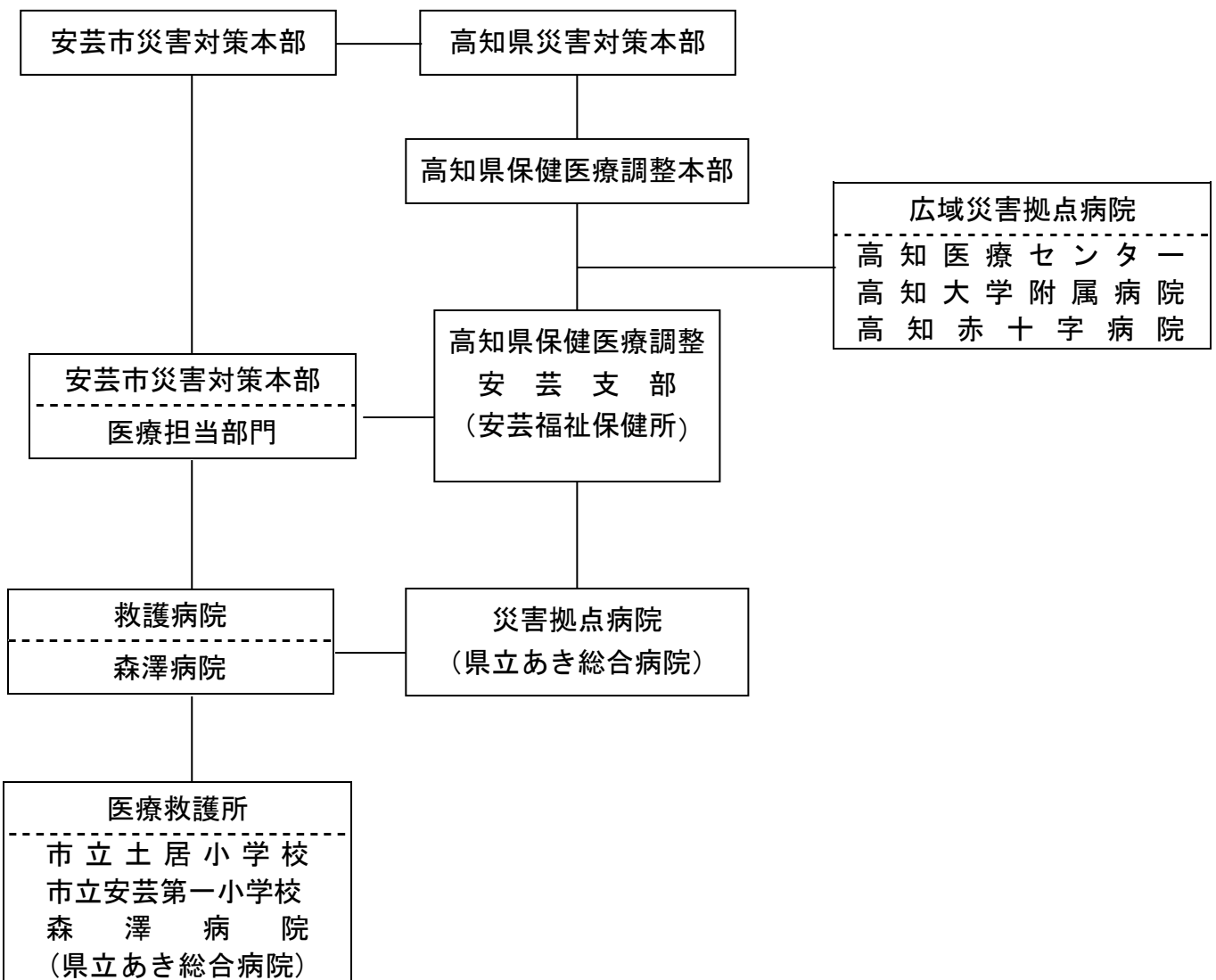
#### 4 応援の要請について

市において医療などの十分な確保が困難な場合は、高知県保健医療調整安芸支部へ応援を要請し、支部応援班の派遣、応急用資機材の貸出しなど必要な応援を受けるものとする。

#### 5 災害医療体制

医療救護活動は次のような体制で行う。

##### 【医療救護活動の流れ】



## 第 1 1 節 緊急輸送活動

災害時における被災者、避難者及び災害応急対策の実施に必要な人員、物資、機材等を迅速かつ確実に輸送するため、次により実施する。

### 1 実施責任者

市、各機関。(実施部は防衛部とする。)

なお、市において輸送の確保が困難な場合は、県その他関係機関の応援を要請する。

### 2 輸送対象等

#### (1) 輸送対象

ア 被災者、避難者及び災害対策本部員、消防団員等、災害応急対策に必要な人員とする。

イ 優先輸送する物資、機材等は、医薬品、災害応急対策用資機材、車両用燃料等とする。

#### (2) 輸送順位

輸送の円滑な実施を図るための輸送順位は、次のとおりとする。

ア 地域住民の生命の安全を確保するために必要な輸送

イ 災害の拡大防止のために必要な輸送

ウ ア・イ以外の災害応急対策のために必要な輸送

#### (3) 緊急輸送道路の選定

ア 第 1 次緊急輸送道路

- ・ 広域的な輸送物資を運ぶ広域幹線道路
- ・ 県庁所在地と地方中心都市及び重要港湾、空港を結ぶ

イ 第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と次の施設を結ぶ

- ・ 市町村役場
- ・ 警察、消防、自衛隊等の救援拠点
- ・ 病院等の医療拠点
- ・ 集積拠点地

ウ 第 3 次緊急輸送道路

第 2 次緊急輸送道路と次の施設を結びます。

- ・ 市が地域防災計画で定める防災拠点(資料編 別表 1 1)

※計画の詳細は「高知県緊急輸送道路ネットワーク計画」による。

#### (4) 輸送拠点の確保

ア 広域輸送拠点

市は、物資の集配拠点を定める。また、県は災害時の広域輸送拠点として使用可能な複数の施設を予め把握するものとする。

#### イ 海上輸送の拠点

県は、高知海上保安部と協議し、港湾及び漁港のうちから海上輸送の拠点を選定する。

漁港管理者は、選定した漁港を物流拠点として必要な施設整備に努める。

#### ウ 航空輸送の拠点

市及び県は、災害時の臨時ヘリポートの候補地を選定し、整備に努める。

### (5) 輸送手段の確保

ア 市及び防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶等の配備や運用を予め計画し、発災後の道路、漁港等の障害物の除去、応急復旧等に必要となる人員、資機材等の確保について必要に応じ応援協定などを締結する。また、障害物の除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、予め道路啓開等の計画を作成する。

イ 市及び県は、緊急輸送の荷役に必要な人員の確保について計画を作成する。

### (6) 交通機能の確保

道路、鉄道、漁港管理者は、災害発生時における施設の機能確保のための体制整備を図るものとする。

## 3 輸送方法

### (1) 車両による輸送

#### ア 輸送路の確保

道路被害状況、輸送物資等の種類、数量及び緊急度等を勘案し、迅速かつ安全な輸送路を選定する。

#### イ 市有車両の状況

資料編 別表 12

#### ウ 市有以外の車両の確保

市有車両のみで対処できない場合は、次により車両の借上げを行う。なお、不足を生じる場合は、近隣市町村、県及び関係機関に対し車両の確保を要請する。

(ア) 公共団体に属する車両

(イ) 営業用の車両

(ウ) その他自家用の車両

### (2) 鉄道による輸送

自動車による輸送が不可能な場合又は、遠隔地において物資を確保した場合は、県を通じて四国旅客鉄道株式会社高知企画部及び土佐くろしお鉄道株式会社へ協力要請する。

(3) 航空機による輸送

ア ヘリコプターの発着、物資の投下が可能な地点の選定、確保方法発着場は、本章第30節「自衛隊への派遣要請」に定めるヘリポートとし、物資の投下に当たっては安全に投下できる場所を状況に応じ、適宜選定する。

イ 航空輸送の要請方法

地上輸送がすべて不可能な場合、あるいは山間僻地等へ緊急に航空機による輸送の必要が生じた場合は、県を通じ航空輸送の要請を行う。

(4) 物資等の集積場所

物資等の集積場所は、効率的な輸送ができる公有地とする。ただし、適当な場所がない場合は、民有地についてもその所有者と協議のうえ、一時集積場所とすることができる。

(5) 輸送の調整

災害対策本部を設置した場合は、災害時における効率的な輸送を確保するため、総務班長が車両等（消防車両は除く）の配車、輸送の調整等、集中管理する。

(6) 応援協力要請の手続き

車両等の応援協力を要請する場合は、輸送区間、輸送期間、輸送対象及び輸送台数等必要な輸送条件を明示して行う。

## 第 1 2 節 交通確保対策

災害発生時に交通施設を確保することは重要であり、道路、橋梁等の交通施設に被害を受け、又は被害を受けるおそれがあるときは、これに応急措置を行ない、交通施設の保全と確保を図る。

### 1 実施責任者

市の管理する交通施設の保全と交通確保については市長が実施し、経済土木部長を実施責任者とする。

### 2 道路、橋梁の危険箇所の把握

#### (1) 市の管理する道路の措置

市の管理する道路の破損、決壊、橋梁の流失その他交通に支障のおそれのある箇所を把握し、災害が発生し、又は災害の発生が予想されるときは、調査及び点検を実施する。

#### (2) 危険箇所の報告のための啓発

住民に対し、道路の決壊、橋梁の流失等災害が発生した場合は、直ちに市に報告するよう常に啓発していく。

### 3 応急措置

#### (1) 市の管理する道路の応急措置と迂回路の確保

市が管理する道路に災害が発生した場合は、直ちに応急措置を行い迂回路の有無を調査し、迂回路がある場合は代替道路として利用し交通の確保を図る。

#### (2) 応援要請

災害の状況により応急措置が不可能な場合、あるいは大規模な対策を必要とするときは、自衛隊に対し災害派遣の要請を行い応急復旧を図る。

自衛隊派遣要請は本章第 3 0 節「自衛隊への派遣要請」による。

## 第13節 障害物除去

地震等災害によっては、倒壊した家屋や事業所、工作物の転倒落下、津波や破堤による浸水をはじめ、多数の施設等が被害を受け、大量の障害物の発生が予想される。このため、人命の救助・救出、消火を最優先に、円滑な応急活動を実施するための交通の確保並びに被災者が一日も早く日常生活を営むことができるよう計画を定める。

### 1 障害物除去の対象

- (1) 住民の生命、財産等の保護のため、除去を必要とする場合。
- (2) 河川の氾濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動実施のため、除去を必要とする場合。
- (3) 緊急な応急措置の実施のため、除去を必要とする場合。
- (4) その他、公共的立場から除去を必要とする場合。
- (5) 障害物の除去は、現状回復ではなく、応急的な除去に限るものとする。

### 2 実施機関

- (1) 緊急な応急措置を実施するため、障害となる工作物等の除去は市が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去等は、その維持管理者が行う。
- (3) 山・崖崩れ、浸水、津波等により、住家、あるいはその周辺に運ばれた障害物の除去は、市が行う。
- (4) 施設敷地内の障害物の除去は、その敷地の所有者、又は管理者が行う。
- (5) 本市だけで実施困難な場合は、知事に対し応援協力を要請するとともに、自衛隊に対して派遣要請も行う。
- (6) 安芸市建設業協会等に応援要請を行う。

### 3 除去した障害物の集積場所

除去した障害物については、それぞれの実施者において考慮するものとするが、災害の状況によっては、緑地帯、遊休地帯等を一時使用する。

ただし、広域避難場所・収容避難施設やヘリコプターの発着場、救護所等に指定された以外の場所とする。

また、分別を徹底と可能な限りリサイクル化を図るものとする。

## 第14節 災害警備対策

災害時において警察は、県民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の治安を維持するため、災害の状況に応じて迅速にかつ的確な警察活動を実施するものとする。

### 1 任務

- (1) 災害情報の収集・整備
- (2) 津波警報及び余震等地震関連情報の伝達
- (3) 被害実態の把握
- (4) 被災地域及び危険区域住民の避難誘導
- (5) 負傷者の救出・救護及び行方不明者の捜索
- (6) 災害時の交通規制及び被災地の交通整理
- (7) 遺体の検視、身元の確認
- (8) 民心の安定を図るための広報・相談受理等の諸対策
- (9) 被災地・避難地域及び避難場所並びに重要施設の警戒警備
- (10) 不穏動向の把握と鎮圧及び各種犯罪の予防検挙
- (11) 県、市町村等関係の行う災害救助及び復旧活動に対する支援協力
- (12) その他必要な警察活動

### 2 警備体制

警察本部に「高知県警察災害警備本部」等を、安芸警察署に「安芸警察署災害警備本部」等を設置する。

### 3 社会秩序の維持活動

被災地における窃盗犯や救援物資の搬送路及び集積地における混乱、避難所内でのトラブル等を防止するため、被災地及びその周辺におけるパトロールの強化、避難所等の定期的な巡回等を行うものとする。また、被災地において発生しがちな悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯、暴力団による民事介入暴力等の取締りを重点に行い、被災地の社会秩序の維持に努めるものとする。

### 4 その他の災害警備活動等

災害時におけるその他の警察活動は、「高知県警察災害警備実施要綱」の定めるところによる。

## 第15節 飲料水、食糧、生活関連物資の供給

被災生活の不自由さを少しでも緩和するために、各種の救援活動を迅速に実施するとともに、各種の相談窓口を設置する。必要に応じて、他の市町村及び県に応援を要請する。

### 1 飲料水の供給

被災者への応急給水を迅速に実施する。

なお、災害の規模等により市のみでは供給不可能な場合は、近隣市町村、県又は自衛隊に応援を要請し実施する。

#### (1) 飲料水の確保

上水道による給水が不可能な場合は、近隣市町村、県、国、その他関係機関の応援を求めて実施する。

水道施設の使用不可能時のために、井戸水の利用を行う。

#### (2) 給水用資機材の調達

給水用資機材は、市及び市内の民間企業から調達するが、災害の状況によっては、近隣市町村、県及び自衛隊に要請する。

水源地一覧

種 別	水 源 地 名	所 在 地	自家発電 装 置	停電時 取 水
上 水 道	安 芸 水 源 地	矢ノ丸三丁目 1-31	○	可
	第 3 水 源 地	西浜 67-1		
	川 北 水 源 地	川北甲 2844-2		
	赤 野 第 3 水 源 地	赤野乙 1409-4		
	井 ノ 口 水 源 地	井ノ口乙 1310-6	○	可
	入 河 内 水 源 地	入河内 807-1		
	大 井 水 源 地	大井乙 133		

#### (3) 供給の方法

応急飲料水の供給方法については、水道水を給水タンク車、及びポリ容器等の給水容器を用いて搬送給水する。

#### (4) 給水施設の復旧

給水施設が破壊された場合は、直ちに被害状況を調査し、復旧計画を策定・公表し迅速に応急復旧する。

## 2 食糧の供給

### (1) 応急配給対象

- ア 被災者に対し、炊き出し等による配給を行う必要があるとき。
- イ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業等に従事する者に対して、給食を行う必要があるとき。

### (2) 応急配給品目

原則として米穀。実情に応じて、乾パン、麦製品、缶詰、インスタント食品（レトルト食品）、乳幼児についての粉乳等とする。

### (3) 食糧の確保

調達先は、原則としてあらかじめ協定した業者とする。このため、協定書の締結を行う。これによって調達できないときは、他の業者から調達し、又は県に対して協力を求める。また、調達の際には要配慮者の特性や栄養バランスに配慮するとともに、食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保に努める。

### (4) 炊き出し

#### ア 炊き出しの対象者

- (ア) 救護所・収容避難施設に収容された者
- (イ) 住家の被害が全半壊又は、床上、床下浸水等により通常の炊事ができない者
- (ウ) 災害地の応急対策作業に従事する者
- (エ) その他、炊き出しによる食糧の供与が必要と認められる者

イ 炊き出しは、市内の公共施設等を利用するものとし、地域住民、自主防災組織、ボランティア等と協力して行う。

ウ 市長は、市において炊き出しの実施が不可能な場合は、地元団体・安芸市地区赤十字奉仕団又は自衛隊に依頼する。

### (5) 緊急食糧の配布

- ア 食料を配布する対象者、内容、場所、時間を明らかにした配布計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。
- イ 配布にあたっては、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力を得て、迅速、正確、公平に配布する。特に、要配慮者への配布には配慮する。

## 3 生活関連物資の供給

### (1) 供給対象者

住家に被害を受け、被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者。

### (2) 物資の調達

生活必需品の供給の必要が生じた場合は、備蓄物資及び協定を結んでいる業者から調達する。

なお、不足する場合は、県又は日本赤十字社高知県支部に要請する。

### (3) 救援物資の集積場所

調達した救援物資は安芸市総合運動場（雨天練習場）に集積し、期間中の保管、管理については万全を期する。

## 第16節 防疫、保健衛生計画

衛生機関は衛生指導や防疫対策支援について、関係機関の協力を得て積極的に行う。

### 1 実施内容

#### (1) 防疫活動

(被災地域の衛生状態の把握・消毒活動実施計画作成)

##### ア 疫学調査及び健康診断

県の実施する疫学調査及び健康診断に協力するとともに、衛生状況の詳細報告等を実施する。

##### イ 清掃・消毒方法

汚染家屋内外・便所・給水給食施設の清掃及び薬品による消毒を実施する。

##### ウ そ族昆虫の駆除

県の実施に合わせ、汚染地域の蚊・ハエ等の発生場所に対する薬品の散布及び発生原因を除去する。また、災害の状況により、ねずみの駆除について実施する。

エ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第27条及び28条の規定により知事から指示のあったときは、その指示に基づき実施する。

#### (2) 保健衛生活動

(被災地域住民の健康状態の把握・保健衛生活動実施計画作成)

避難場所の生活環境を確保するため、必要に応じ仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ゴミの収集処理等について必要な措置を講ずる。

#### (3) 健康管理

被災者や要配慮者の健康保持のため、良好な衛生状態を保つように努めるとともに、保健師等による巡回健康相談等を行う。

## 第 17 節 廃棄物処理

地震及び豪雨等の大規模災害後は、家屋の倒壊、火災、水害等によって多量の廃棄物が排出され、また、避難所等のし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設の損壊や下水処理施設の損壊による処理機能の低下が予想されるため、ごみ、し尿の収集処理、処理施設の応急復旧等環境衛生の維持のための計画を定める。

### 1 実施内容

#### (1) し尿処理

- ア し尿処理施設の被害状況及び避難所の避難者数を把握する。
- イ 被災地の状況により緊急な汲み取りを要する地域から実施する。
- ウ 原則として一般家庭の汲み取りについては、各戸において許可業者に依頼し収集する。ただし、被害が甚大で収集が困難な場合は、収集運搬は衛生班が行い、し尿処理施設で処理する。
- エ し尿処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

#### バキュームカー配備状況

業者名	電話	保有車両	容量
芸陽清掃社	35-3888	2 t - 2 台	3,600 L
		4 t - 1 台	3,600 L
西部衛生社	35-3886	2 t - 2 台	3,600 L
安芸清掃社	35-5253	2 t - 2 台	3,600 L
畠山衛生社	35-5885	2 t - 2 台	3,600 L
		4 t - 1 台	3,600 L
安芸市	35-1023	軽四 - 1 台	350 L

#### (2) ごみ処理

- ア 被害状況から災害時のごみ量を想定する。
- イ ごみの収集は、被災地の状況により緊急を要する地域から実施し、保健衛生上次のものを優先する。なお、極力分別・再利用を図り、最終処分量の削減に努める。
  - (ア) 腐敗性の高い生ごみや応急対策活動上又は、生活上重大な支障を与えるごみ。
  - (イ) 避難所等の重要性の高い施設のごみ。
- ウ ごみの埋立て若しくは焼却は、衛生班により、安芸広域メルトセンター及び安芸市リサイクルプラザ（最終処分場）へ運搬し、処理をする。なお、大量に出るごみを一時的に収集することが困難な場合は、必要に応じて運搬上、保健衛生上適当と認められる場所を臨時集積場として設置する。

### 清掃車配備状況

業者名	電話	保有車両	形態
安芸市	35-1023	2 t - 1 台	パッカー車
		3.5 t - 7 台	
		2 t - 3 台	ダンプ
		4 t - 2 台	
		2 t - 1 台	ホロ付き
2 台	軽四ダンプ		

エ ごみ処理計画を作成し、被災者及び関係者に周知する。

#### (3) 倒壊建物からのガレキの処理

廃棄物発生現場における分別（コンクリート、金属、木質系可燃物、プラスチック等）を徹底するとともに、可能な限りリサイクル化を図る。

解体工事等に当たっては、アスベスト、粉塵その他有害物質の飛散防止に努め、適正な処理を行う。

#### (4) 要請

災害廃棄物の総排出量及び処理能力を勘案して、処理が難しいと判断したときは、県及び周辺市町村に処理の応援を要請する。

## 2 避難所の防疫措置

避難所は応急仮設的であり、衛生状態が悪くなりがちなので、避難所開設後、保健所の指導のもとに便所その他の消毒を行う等、防疫活動を実施する。

## 3 報告

被害状況を把握し、その概要を保健所に報告するとともに、防疫活動を実施したときは、その概要もあわせて報告する。

## 第18節 行方不明者の搜索、遺体の処理・埋葬

災害による多数の行方不明者及び死者を出した場合に備え、行方不明者の搜索、遺体の搜索、安置場所の設置、検視・検案、火葬等について定める。

### 1 行方不明者及び遺体の搜索

- (1) 災害のため現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、警察・海上保安部の協力のもとに、関係機関と連絡をとり、地域住民の協力を得て行うとともに、必要な機械器具を借り上げて実施する。
- (2) 災害の状況により搜索困難な場合は、関係機関等に対し搜索の応援を要請する。
- (3) 遺体で発見された場合は、担架、車両等を使用して遺体安置所へ収容する。

### 2 遺体の処理、収容

- (1) 遺体の検案は「高知県災害医療救護計画」に基づき、原則として警察の検視班の指示により市の指定する遺体安置所で実施する。ただし、安芸警察署の指示により必要に応じて病院内で医師が行うものとする。
- (2) 遺体の身元が明らかでない場合は、警察、市内関係機関、民間団体の協力を得て、早期確認に努め、所持品、写真撮影、着衣を記録し、遺留品を保管する。
- (3) 遺体の一時収容は、寺院、学校、公的施設、民間葬祭場等に仮設する遺体安置所とする。

### 3 遺体の埋葬

- (1) 火葬場の処理能力を確認し、棺等葬祭用具の手配を行う。
- (2) 災害のため死亡した者の遺族が埋葬を行うことが困難な場合又は遺族がない場合は、火葬により応急的に埋葬を行う。
- (3) 遺族が判明していない場合の遺骨は、寺院等に一時保管を依頼し、遺骨の引取り者の無い者の場合は、無縁墓地に埋葬する。
- (4) 火葬又は埋葬のための事務手続きは、救護班が担当する。

### 4 搜索、処理、埋葬については、次の記録を整備する。

- (1) 搜索状況記録簿
- (2) 搜索用機械器具燃料受払簿
- (3) 搜索用機械器具修繕簿
- (4) 遺体処理台帳
- (5) 火葬又は埋葬台帳
- (6) 搜索及び処理関係支出証拠書類

## 5 応援協力関係

遺体の捜査対象が市の捜査能力を越え、又は遺体の埋葬について広域的な火葬の実施を必要とする場合は、近隣市町村等の応援を求める

## 第19節 犬、猫、特定動物等の保護及び管理

災害の発生に伴う動物の保護及び危害防止に対応するため、県、市町村、住民等による協力体制を確立する。

### 1 市の活動

地域における被害動物相談とともに災害死した動物の処理を行う。

### 2 住民及び民間団体の活動

獣医師会、民間団体による負傷動物の治療、飼い主及び里親探しを実施するとともに、飼育されている動物に対して餌を与える。

## 第20節 建築物・住宅応急対策

仮設住宅の設置や応急修理等によって一時的な住宅の緊急確保を図り、避難所からの早期移住を進める。

### 1 応急仮設住宅の設置

住宅が全焼、全壊、流失又は埋没し、居住する住宅がなく自らの資力では再建が不可能と認められた者に対し、住宅滅失世帯数の30%以内で設置する。

### 2 公営住宅等への入居斡旋

公営住宅に空き部屋がある場合、被災者用応急住宅としての一時使用を斡旋する。

### 3 住宅の応急修理

住宅が半焼、半壊し、自らの資力では住宅の応急処理が不可能と認められた者（さし当たりの生活に支障がない場合を除く。）に対し、半壊世帯数の30%以内で応急修理を行う。

なお、修理部分は居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要な最小限度の部分とする。

また、必要に応じて被災建築物応急修理に関する技術指導、融資制度の利用等相談窓口を設置する。

### 4 資材等の確保

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は、建設業者等に請け負わせ実施する。

建設資材、労務等の確保が困難な場合は、知事にその調達を要請する。

#### (1) 野外施設の設置

長期的な避難生活として施設が不足する場合は、臨時的に野外に避難施設を設置する。

#### (2) 広域的な避難

管内で避難所等が確保できない場合は、県に支援を要請する。

## 第21節 ライフライン等施設の応急対策

ライフライン施設は、都市生活の基幹をなすものであるため、ライフライン機関では、それぞれ活動態勢を確立し、市と相互に連携を保ちながら、迅速かつ効果的な応急復旧対策や危険防止のための活動を実施する。

### 1 水道施設

#### (1) 災害時の活動態勢

飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、災害対策本部の非常配備体制に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

#### (2) 応急復旧対策

##### ア 復旧用資機材の確保

復旧用に必要な資機材は、平常業務との関連において、事前に確保するものとし、これらが不足する場合は、関係業者及び近隣市町村から調達する。

##### イ 水道施設の復旧順位

水道施設の復旧に当たっては、被害の程度、被害箇所の重要度を勘案して、緊急度の高い医療施設、救護所等を優先して行う。

#### (3) 災害時の広報

発災後は、住民の混乱を防止するため、水道事業の被害状況、復旧の見通し等について広報する。

### 2 下水道施設

#### (1) 災害時の活動態勢

災害対策本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、迅速に応急措置活動を行う。

#### (2) 応急復旧対策

下水管の被害に対しては、汚水の疎通、排除に支障のないよう迅速な応急措置を講ずるとともに、本復旧の方針を立てる。

処理場の被害に対しては、汚水の流入、排出に支障をきたさないよう復旧措置を講じる。

また、応急復旧に必要な最低限の資機材を確保しておく。

#### (3) 災害時の広報

災害対策本部と連絡を密にして、被害状況、復旧の状況等を住民に広報する。

### 3 電力施設

[実施担当 四国電力送配電(株)安芸事業所]

#### (1) 災害時の活動態勢

災害が発生した場合には、社内に災害対策本部を設置し、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡体制を確立しておくものとする。

#### (2) 応急復旧対策

各電力施設の復旧は、災害状況、被害状況、被害復旧の難易を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから実施するものとする。

その際、水道、新聞、放送、排水設備、都道府県、市町村、警察、消防、N T T、病院、救護所、広域避難場所その他重要施設に対しては、優先的に送電するものとする。

また、応急復旧に必要な資機材の確保、整備に努めるものとする。

#### (3) 保安対策

ア 送電を継続することが危険と認められる場合又は防災関係機関から要請があった場合には、予防停電を実施するものとする。

イ 予防停電は、被害の状況及び地域住民の影響を十分に考慮し、停電範囲の縮小、期間の短縮に努めるとともに、実施後必要に応じ技術員を現場に派遣して、電気施設保安のため必要な措置を実施するものとする。

ウ 送電を再開する場合は、現場巡視等必要な措置を取った後実施するものとする。

#### (4) 供給設備の復旧

ア 公共保安の確保に必要なものから、関係機関と協力し、電気供給施設の復旧を実施するものとする。

イ 応急復旧工事に引き続き本工事を実施するものとする。

#### (5) ダムの管理

河川法に基づき、ダム操作規定により実施し、河川の従前の機能の維持に努めるものとする。

#### (6) 災害時の広報

発災後は、住民の混乱を防止するため、被害状況、復旧の見通し等について、広報活動を行うとともに、感電事故、漏電等による出火防止のため、次の事項を啓発するものとする。

ア 垂れ下がった電線には絶対触らない。

イ 浸水家屋については、屋内配線、電気器具等の使用について危険な場合が考えられるので、絶縁測定等で安全を確認の上使用する。

ウ 外へ避難するときは、安全ブレーカーを必ず切る。

### 4 ガス施設 [実施担当 高知県LPガス協会]

#### (1) 災害時の活動態勢

災害が発生した場合には、LPガス協会では、災害対策委員会規定に基づき、活動態勢を確立するとともに、職員の動員や情報の収集連絡態勢を確立しておくものとする。

とする。

(2) 応急復旧対策

販売事業者、卸売事業者、認定調査機関等が協力し、次の措置をとるものとする。

- ア 危険箇所からの容器の回収及び漏洩ガスの停止を行う。
- イ 要請に基づき避難所等緊急に必要なものに対し、LPガス容器、燃焼器具等の供給を行う。
- ウ 設備等が被災した場合は、保安措置を速やかに実施するとともに、安全点検を行い早期復旧を図る。

(3) 災害時の広報

発災後は、報道機関、防災関係機関に対して、被災の概況、復旧の現状と見通し等について情報の提供を行うとともに、被災地域の住民に対しても広報車等による周知を図り、住民の不安解消に努めるものとする。

5 通信施設

[実施担当 NTT西日本高知支店]

(1) 災害時の活動態勢

防災業務の円滑、かつ的確な実施を図るため、災害の状況に応じて、防災業務計画に基づき災害対策本部、又はこれに準ずる組織を設置し、被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動、市災害対策本部等との情報連絡及び調整その他の災害対策に関する業務を行うものとする。

(2) 応急復旧対策

災害に際し、次により臨機に措置をとり、通信の途絶の解消、輻そうの緩和、及び重要通信の確保を図るものとする。

- ア 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じて臨時公衆電話の設置等の措置を行う。
- イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要回線を確保するため必要があるときは、臨機に利用制限等の措置を行う。
- ウ 非常緊急電話又は非常緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

(3) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して迅速、適切に実施するものとする。

- ア 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一として速やかに実施する。
- イ 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当を行う。
- ウ 復旧にあたっては、市災害対策本部及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

#### (4) 災害時の広報

被災した電気通信設備の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用の制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、ホームページ、ラジオ、テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報するものとする。

## 第22節 教育対策

市立小中学校の応急教育及び市立文教施設の応急復旧対策は、市教育委員会が実施し、各学校ごとの災害発生の場合に伴う措置については、学校長が具体的な応急計画を立て行う。

また、市内県立中高等学校については、県が応急復旧対策を実施するものとする。

### 1 施設・設備の応急復旧

#### (1) 応急措置及び応急復旧

被害の状況を迅速に把握し、応急修理等により教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

また、校舎の全部又は大部分が被害を受けた場合は、早急に再建の計画を立て、具体化を図る。

#### (2) 避難所として使用された場合の措置

避難所として使用される学校について、本来の学校機能を早期に回復させるため、学校機能部分と避難所部分との境界を明示すると共に、行政、地域、学校等による避難所運営委員会等の設置を行う。

### 2 応急教育対策

#### (1) 校舎等の被害が比較的軽微なとき

ア 各学校において速やかに応急措置をとり授業を行う。

イ 学校が避難所として利用されている場合は、主として体育館・運動場等体育施設が使用できない状況となる可能性が大きいいため、カリキュラムの編成等を変更する。

#### (2) 校舎の被害が相当なとき

残存した校舎のうち安全なものを使用し、学級合併授業、一部又は全部にわたる二部授業を行う。

(3) 校舎の使用が全面的に不可能であるが、比較的短期間で復旧の見込みがあるときは臨時休校の措置をとり、その期間、家庭又は地域の集会所等を利用し、学習内容の指示、家庭訪問等により教育を行う。

#### (4) 校舎が相当な被害を受け、復旧に長期間を要するとき

ア 隣接に被害の軽微な学校がある時は、その学校において二部授業等を行う。

イ 児童・生徒等が個別に居住地を離れたときは、新居住地の学校に仮入学をさせ授業を行う。

ウ 児童・生徒等が集団避難を行う場合は、避難先の学校の教育委員会とも十分連絡をとり、速やかな受入れが図られるよう努める。

### 3 教材・学用品の調達及び配分方法

#### (1) 調達方法

教育部長は、市立学校の必要数量を把握し、市における調達が困難なときは、県に調達の斡旋を依頼する。

#### (2) 支給の対象者

災害により住家に被害を受け、学用品等の喪失又はき損した場合、必要最小限度の学用品を支給し、就学の便を図る。

#### (3) 支給品目は、教科書（教材を含む。）、文房具、通学用品

### 4 学校給食対策

(1) 学校給食施設・設備が被災した場合は、速やかに応急修理を行い、学校給食衛生管理の基準に基づき、給食の実施に努める。

(2) 学校が避難場所になった場合は、施設・設備が被災者用炊き出しの用に供されることを予想し、学校給食との調整に留意する。

### 5 教育実施者の確保

教育部長は、教職員の多くが被災し応急教育の実施に支障ある場合には、直ちに県へ教員の臨時配置及び補充措置を要請する。

### 6 学校安全等

#### (1) 事前対策

ア 防災教育を推進し校内防災組織を整備するとともに、災害の発生に対処する訓練を実施する。

イ 児童生徒、教職員等の安全確保の方策や保護者への連絡方法、保護者への児童生徒の引渡し方法等の計画を、災害発生時刻別（在校時、登下校時、休日等）に作成し、児童生徒、保護者、教職員に周知徹底する。

ウ 児童生徒、教職員等に負傷者が生じた場合に適切に対応できるよう校医、医療機関との連絡体制の整備に努める。

エ 電話だけでなく、多様な連絡手段の確立に努める。

オ 校舎内外の施設・設備の安全点検を確実にを行い、戸棚、靴箱、体育用具等の倒壊防止、建具、掲示物、その他の落下防止、避難通路の障害物の除去等に努める。

#### (2) 事後対策

ア 災害の規模、児童生徒及び教職員等並びに施設・設備の被害状況を速やかに把握するとともに、市教育委員会に報告する。

イ メンタルケアを必要とする児童生徒、教職員に対し、関係機関との連携のもとに相談事業や研修会を実施する。

## 第23節 文化財保護対策

文化財は国民の貴重な財産であり、各時代にわたって幾多の人々によって守り継がれてきたもので、人々に精神的な安らぎを与えると共に、新しい文化を創造する基盤ともなっている。これらの文化財を災害から守り後世に伝えていくため、各種の施策を講じる。

### 1 被害の把握

#### (1) 文化財の所有者や管理者が行うもの

被災後速やかに巡回し、所有している文化財について被害の状況を把握するとともに被害の内容を行政機関に連絡し、必要な措置を講じる。

#### (2) 文化財保護関連の行政機関が行うもの

統計的な目的のみならず、後の修復作業等に対する計画の策定資料ともなるものであり、正確に把握する必要があるため、必要な人員による体制をつくっておく。

また、ビデオ、映画、写真等記録などのための各種の方法を用いて、災害震災前の文化財の状況を詳細に記録しておく必要がある。

### 2 被害の拡大防止

(1) 火災対策については、事前対策として消防設備の点検や防火訓練等を行い、被災時には初期消火活動や迅速な通報を心がけるとともに、被災した後は早急に巡回し、出火原因、文化財防災設備の損壊状況の調査を行う。被害を最小限にするためにも、所有者又は管理者は、自営の消防体制を構築する。

(2) 半壊状態で余震等による倒壊危険がある物について、建造物にあっては支柱の設置等応急補強対策を講じ、美術工芸品等で搬出可能な物は安全な場所に収納する。

(3) 盗難対策としては、監視体制の強化、保管場所の施錠、防犯装置の設置等を行う。

(4) 風雨による二次災害防止には、ビニールシート等による応急対策を講じる必要があり、ビニールシート、ロープ、ガムテープ等の保管、調達に留意する。

### 3 関係機関への情報連絡

県及び市の文化財保護に携わる部署及び関連団体との情報連絡を密にし、応急対策が有効かつ適切に行われるよう留意する。

### 4 歴史的建造物の保護

歴史的建造物のなかには文化財指定はされていないものの、地域の景観、歴史、文化を構成する上で重要な役割を果たす建築物もあることから、災害復旧について助成措置や保護のための措置を検討しておく。

## 第24節 労務の供給

災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、必要な要員を確保し、労務供給の万全を図るため、次により実施する。

### 1 実施責任者

市が実施する災害応急対策に必要な民間団体等の応援要請並びに労働者雇上げ及び各部の所轄に属さない事項について市長が実施し、実施部は総務部とする。

### 2 民間協力体制

災害が発生し、応急措置を実施するために、次の事項により地域の住民等を当該応急措置の業務に従事させることとする。

- (1) 災害応急対策の実施のため人員が不足し、緊急にその確保の必要が生じた場合は、次の要領により従事命令を発する。

対 象	区 分	執 行 者	根 拠 法 令
災害応急対策事業 (災害応急対策全般)	従事命令	市 長	災害対策基本法第65条第1項
水防作業	従事命令	水防管理者 消 防 長 水 防 団 長	水防法第24条
消防作業	従事命令	消 防 吏 員 消 防 団 員	消防法第29条第5項

- (2) 市は、災害応急対策の実施にあたって、奉仕団等から労務の提供の申し入れがあったときは、これを受け入れる。

### 3 民間団体等への協力要請等

#### (1) 動員等の順序

災害応急対策の要因を確保する場合の順序として、まず奉仕団の動員、労働者の雇上げをする。

#### (2) 応援の要請

災害の程度により奉仕団又は労働者を必要とするときは、次の事項に示し総務班長に要請するが、作業が不可能又は不足するときは、県等に応援の要請を行う。

- ア 応援を必要とする理由
- イ 作業の内容
- ウ 作業従事場所
- エ 労務の種類
- オ 就労予定時間
- カ 要請人員
- キ 集合場所
- ク その他必要事項

### (3) 奉仕団の編成及び活動

#### ア 奉仕団の編成

奉仕団は、日赤奉仕団、町内会、婦人会、アマチュア無線クラブ、交通安全協会、NPO、ボランティア団体等の協力を得て編成する。

#### イ 奉仕団の活動内容

奉仕団の活動内容は次のとおりとし、作業の種別により適宜協力を求める。

##### (ア) 避難所

避難所に収容された、り災者の世話等を行う。

##### (イ) 炊き出し

り災者のための、炊き出しを行う。

##### (ウ) 飲料水の供給

り災者への飲料水の供給を行う。

##### (エ) 救援物資の支給

救援物資の整理及び輸送並びに配分を行う。

##### (オ) 医療、清掃及び防疫

り災者の医療、清掃及び防疫等に協力する。

##### (カ) 交通の確保

##### (キ) 通信連絡

##### (ク) その他災害応急措置の応援

### (4) 労働者の雇用

活動要員及び奉仕団の人員が不足し、また特殊作業のため労力が必要なときは、労働者等を雇用する。

#### ア 労働者雇用の範囲

##### (ア) り災者の避難のための労働者

##### (イ) 医療、助産の移送労働者

##### (ウ) り災者の救出のための機械器具資材の操作の労働者

##### (エ) 飲料水の供給のための運搬、操作、浄水用医薬品の配布等の労働者

##### (オ) 救助物資の支給のための労働者

##### (カ) 行方不明者及び遺体の捜索、処理のための労働者

#### イ 職業安定所長への要請

市だけでは労働者が不足し、又は雇用ができないときは、次の事項に付し、県を通じて職業安定所長に要請し確保を図る。

##### (ア) 労働者の雇用を要する目的又は作業種目

##### (イ) 労働者の必要人数

##### (ウ) 雇用を要する時間

##### (エ) 労働者を雇用する理由

##### (オ) 労働者が従事する地域

## 第25節 災害時要配慮者への配慮

災害時要配慮者に対しては、その特性に応じた十分な配慮が必要であることから、あらかじめ、気象予警報などの災害情報の伝達体制を整え、災害時要配慮者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整え、また要配慮者マップ等を作成するなど、日頃から障害者、高齢者関係施設等の場所や在宅の障害者の状況の把握に努め、災害発生時には、適切かつ速やかに、ニーズに沿った対策を実施する。

このためには、各地域において、災害時に避難にあたって支援が必要となる人（高齢者や障害者など）を特定し、その一人ひとりについて、誰が支援してどこの避難所等に避難させるかを定める「個別避難計画」を、国の「災害時要配慮者の避難支援ガイドライン」及び「安芸市避難支援プラン全体計画」を基に策定していく。

### 1 災害時要配慮者の範囲

- ①介護保険における要介護・要支援認定者
- ②高齢者（単身世帯、高齢者のみの世帯）
- ③障害者（障害者手帳所持者、精神・知的障害者については、手帳を所持せずサービスのみ利用しているものも含む）
- ④難病患者
- ⑤その他（妊産婦、日本語に不慣れな在外外国人）

### 2 在宅の要配慮者への支援

#### （1）地域住民による支援

自主防災組織などで災害時要配慮者ととともに個別避難計画を策定する。

#### （2）市における支援体制の確立

- ①災害時要配慮者の所在を把握する。
- ②災害発生時の避難支援  
迅速に避難できるよう、避難指示等の伝達を行うなど、市があらかじめ定めたマニュアル・計画に沿った避難支援を行う。
- ③災害時の避難誘導・救出  
ア 自主防災組織、地域住民、関係団体、福祉事業所などと連携して、消防団を中心とした情報伝達体制の整備、災害時要配慮者に関する情報の把握・共有・避難支援計画等の避難誘導體制の整備に努める。  
イ 消防本部や警察と連携して避難誘導や救出の体制を整備する。
- ④平常時及び災害発生時の情報提供  
ア 障害のある方に防災知識を普及する方法について検討する。  
イ 緊急時の連絡方法について検討する。  
ウ 外国人に対する情報提供の方法について検討する。

### 3 被災生活において、支援が必要な方に対して配慮を行う。

避難場所での生活、応急仮設住宅への入居、災害関連情報等災害により支援が必要となった者への支援を行う。

## 第26節 災害応急金融対策

関係機関が密接な連携を取りながら、金融機関の円滑な業務の遂行を確保するために必要な措置を講じる。

### 1 実施機関

四国財務局高知財務事務所、日本銀行高知支店、金融機関等

### 2 現金供給の確保及び決済の機能の維持

- (1) 金融当局は、現金の供給安定と決済機能維持のための必要な措置を講じる。
- (2) 関係行政機関は、現金輸送における警備、通信の確保等において支援する。

### 3 金融機関の業務運営の確保

- (1) 被災金融機関は、営業の早期再開のための必要な措置を講じる。
- (2) 金融当局及び関係行政機関は、これを支援する。

### 4 非常金融措置の実施

- (1) 国（四国財務局高知財務事務所）及び県は、日本銀行高知支店と協議のうえ、金融機関に対して次のような非常措置をとるよう要請する。
- (2) 報道機関は、非常措置について県民に周知徹底することに協力することとする。
  - ア 営業時間の延長、休日臨時営業等
  - イ 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱い
  - ウ 被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持ち出し、不渡処分猶予等
  - エ 損傷銀行券及び貨幣の引き換えに関する必要な措置

## 第27節 災害応急融資

被害を受けた事業者等に融資、貸付け等を行う。

### 1 実施機関

#### (1) 各機関

### 2 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- (1) 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- (2) 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- (3) 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。
- (4) 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

### 3 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- (1) 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。
- (2) 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

### 4 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

### 5 被災私立学校災害復旧資金

- (1) 被災私立学校に対する資金対策として、日本私立学校振興・共済事業団による貸付を行う。

### 6 被災医療機関等に対する災害復旧資金

- (1) 医療金融公庫法により貸付を行う。

### 7 母子・寡婦福祉資金

- (1) 母子及び寡婦福祉法により償還金の支払猶予及び一部の貸付金について措置期間の特例措置を行う。

## 第28節 二次災害の防止

市の施設管理者は、余震あるいは降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を行うとともに、その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図り、速やかに適切な避難対策を実施する。

### 1 水害・土砂災害対策

- (1) 水害・土砂災害等の危険箇所の点検を専門技術者等により行う。
- (2) 点検の結果、危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は、避難対策を実施する。
- (4) 土砂災害緊急情報が通知された場合の処置、及び土砂災害に対する避難指示等の解除の際の助言については、別に定める「土砂災害警戒避難体制の整備」によるものとする。

### 2 高潮・波浪等の対策

- (1) 管理する海岸保全施設の危険箇所の点検を行う。
- (2) 危険性の高い箇所は、早急に応急対策を実施する。
- (3) 危険情報を関係機関や住民に周知し、必要な場合は避難対策を実施する。

### 3 被災建築物の応急危険度判定

余震等による建築物の倒壊による、二次災害を防止するため、地震により被災した建築物が安全であるかどうかの判定活動を、建築関係団体等の応急危険度判定士の協力を得て実施するものとする。また、必要に応じて県に対し、技術者の派遣等についての支援を要請するものとする。

### 4 爆発等及び有害物質による二次災害対策

- (1) 爆発物や有害物質等危険物を取り扱う施設管理者は、施設の点検、応急措置を行う。
- (2) 爆発等の危険がある場合は、速やかに関係機関に連絡するとともに、周辺住民に周知する。また、必要に応じて避難対策を実施する。

## 第29節 義援金・義援物資の受付・配分・配布

災害が発生した場合に、各方面から寄託される義援金・義援物資の受付及びこれらの配分等を適切に行う。

### 1 義援金の受付

経理係が受け付けて、寄託者に領収書を交付するとともに、会計管理者名義の預金口座に預け入れるものとする。

### 2 義援物資の受付

経理係が受け付けて、寄託者に領収書を交付するとともに薪配分します。救援物資については、配分の円滑を期するため以下の点に留意するよう併せて依頼する。

- (1) 梱包を解かずにはずむよう、物資の内容、種類、数量を物資の票に貼付する。
- (2) 古着の物資は受け付けません。
- (3) 救援物資は、基本的に長期保存できるものとする。

### 3 義援金の配分（義援金配分委員会）

義援金の配分については、義援金配分委員会（委員：副市長、危機管理課長、会計課長、総務課長、企画調整課長、福祉事務所長、教育委員会学校教育課長）を設置し、配分方法を決定し、被災者に対する適正かつ円滑な配分を行う。

### 4 義援金の配布方法

義援金の配布については、会計課にて一括処理し、各所属長が窓口となり職員を動員して配布する。

## 第30節 自発的支援の受け入れ

ボランティア等の自発的な支援を積極的に受け入れる。

○市町村、県、関係団体が相互に連携し、「災害ボランティア活動支援マニュアル」に基づき、円滑なボランティア活動の実施を図る。

### 第31節 自衛隊への派遣要請

市長は、広範に人命の緊急救助に関する事態が発生した場合自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、自衛隊の派遣を要請する。

#### 1 災害派遣要請者

知事。（市長は知事に対して要請）

#### 2 災害派遣の基準

市長が知事を通じて自衛隊の災害派遣を要請しうる基準は、災害応急対策の実施にあたり、防災組織を高度に活用しても、なお事態を收拾することが不可能又は困難であり、人命及び財産の保護を必要とし、かつ「事態上止むを得ないと認める場合」で概ね次のとおりとする。

##### (1) 被害状況の把握

車両、船舶、航空機等による被害状況の偵察

##### (2) 避難の援助

避難者の誘導、輸送等

##### (3) 遭難者の捜索・救助

遭難者の捜索救助、行方不明者・傷病者等の捜索救助（ただし、緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合。）

##### (4) 水防活動

堤防護岸等への土のうの作成・積み込み及び運搬

##### (5) 道路・水路等交通上の障害物の排除

施設の損壊又は障害物の除去、道路・鉄道路線上の崩土等の排除（ただし、放置すれば人命・財産の保護に影響すると考えられる場合）

##### (6) 診療・防疫・病虫害防除等の支援

大規模な伝染病の発生に伴う応急防疫等（薬剤等は要請側で準備）

##### (7) 通信支援

被災地、災害対策本部間のバックアップ通信の支援

##### (8) 人員・物資の緊急輸送

緊急を要しかつ他に適当な手段がない場合、救急患者・医師・その他救急活動に必要な人員及び物資の緊急輸送（航空機による輸送は特に緊急を要する場合に限る。）

##### (9) 給食及び給水等の支援

被災者に対する給食・給水及び入浴の支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合。）

##### (10) 宿泊施設

被災者に対する宿泊支援（緊急を要し、他に適当な手段がない場合。）

##### (11) 危険物等の保安・除去

自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等の保安措置及び除去

##### (12) 林野火災の空中消火及び地上消火

消火剤の運搬・投下による延焼防止（ただし、原則として防禦活動が困難なとき及び人命の危険・人家等への延焼、その他重大な事態を避けるため必要であり、ま

た空中消火活動上のヘリポート等が確保できる場合に限る。)

### 3 派遣要請の手続き

#### (1) 派遣要請依頼

市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣要請を依頼しようとするときは、次の事項を明記した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電信・電話等によって依頼し、事後速やかに文書を提出することとする。

また、緊急避難・人命救助の場合で、通信の途絶等事態が緊迫し知事に要請するいとまがない場合は、災害対策基本法第68条の2第2項の規定により直接陸上自衛隊第14旅団第50普通科連隊長(0887-55-3171)に通報するものとし、事後所定の手続きを速やかに行う。

ア 災害の状況及び派遣を要する事由

イ 派遣を必要とする期間

ウ 派遣を希望する人員・車両・船艇・航空機その他装備の概数

エ 派遣を希望する区域及び活動内容

#### (2) 派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣の目的が達成されたとき、またはその必要がなくなったときは、速やかに知事に対して文書をもって撤収要請を行う。

ア 災害の終末又は推移の状況

イ 撤収を要請する部隊・人員・船艇・航空機等の概数

ウ 撤収日時

エ その他必要事項

#### (3) 要請を待たないで行う災害派遣(自主派遣)等

ア 自衛隊は、震度5強以上の地震発生の際、自ら情報収集を行い、県等防災関係機関に伝達することとする。

状況から、特に緊急を要し、知事等の要請を待ついとまがないと認められるときは、自主的に部隊を派遣するものとする。

この場合においても、出来る限り早急に知事と連絡を取ることとする。

イ 自主派遣の基準は次のとおりとする。

(ア) 災害に関する情報を関係機関に提供する必要が認められるとき

(イ) 直ちに救援の措置を取る必要が認められるとき

(ウ) 自衛隊の実施すべき救助活動が人命に関すると認められるとき

(エ) その他上記に準じ、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

### 4 派遣部隊の受入れ体制の整備

(1) 市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧期間と競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するとともに、自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処置する。

(2) 市長は、自衛隊に対し、作業を要請するにあたっては次の事項に留意するとともに、あらかじめ計画を立て活動の円滑化を図る。

ア 派遣部隊の宿泊施設・野営施設その他必要な諸施設等の準備

- イ 派遣部隊の活動に対する協力
- ウ 派遣部隊と県及び市の連絡調整

## 5 使用資機材の準備及び経費の負担区分

- (1) 自衛隊の負担する経費は、派遣部隊等の給食・装備器材・被服等の作業整備更新に要する経費及び災害地への往復に要する経費とする。
- (2) 市の負担する経費は、災害予防・災害応急対策・災害復旧等に必要な資材費並びに派遣部隊の駐留に必要な施設の借上等に伴う借上料・損料・電気水道料及び通信費等とする。

## 6 災害救助のための無償貸付及び譲与

### (1) 無償貸付

災害の応急復旧のため緊急に必要がある場合、自衛隊は災害救助法による救助を受けられるまでの期間、又は災害救助のために必要な期間（3ヶ月以内）に限り、応急復旧のため特に必要な物品を貸付けることができる。

### (2) 譲与

被害者が都合により市等から援助が受けられない場合で、緊急を要するときは食料品・飲料水・医薬品及び衛生材料・消毒用剤・燃料その他応急援助のため特に必要な品物を譲与することができる。

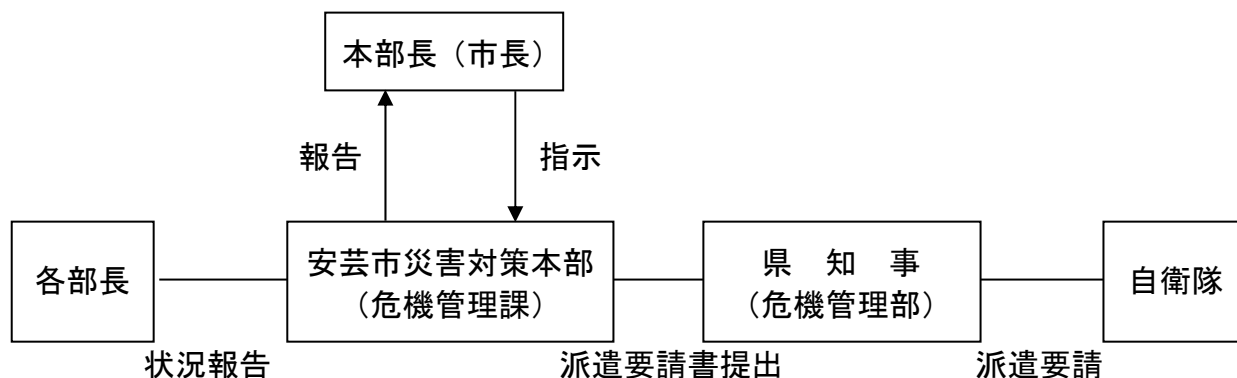
## 7 災害派遣期間における権限

災害派遣を命じられた部隊の自衛官は、自衛隊法第94条、災害対策基本法第63条、第64条、第65条及び第76条の3第3項の規定に基づく権限を有する。

## 8 災害対策用臨時ヘリポート

市長及び知事は、予め選定した災害対策用ヘリコプターの降着場の情報を自衛隊に通知する。

### 【要請系統図】



## 第32節 災害救助法の適用

市域内における災害が「災害救助法の適用基準〔災害救助法施行令第1条の規定に基づく〕」のいずれかに該当し、または該当する見込みがある場合で、かつ被災者が現に同法第23条に規定する応急的な救助を必要としている場合には、直ちにその旨を知事に報告、この法律による救助の実施を要請する。

### 1 適用基準

- (1) 市域にある住家が、全壊（焼）、流失等によって滅失した世帯数が、50世帯以上のとき。
- (2) 高知県下の滅失住家の世帯数が、1,000世帯以上に達した場合で、本市の滅失住家の世帯数が25世帯以上に達したとき。
- (3) 高知県下の滅失住家の世帯数が、5,000世帯以上に達した場合で、本市の世帯の住家が多数滅失したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ多数の世帯の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受ける恐れが生じたとき。

#### ア 世帯の数の算定〔災害救助法施行令 第1条②〕

住家の滅失した世帯とは、すなわち全壊（焼）、流失等の世帯を標準にし、半壊（焼）等著しく損傷した世帯は、2世帯をもって1世帯とする。

住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、3世帯をもって1世帯とする。

### 2 災害救助法の適用手続き

- (1) 市域における災害の程度が、適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みがあるときは、市長は、直ちにその旨を知事に報告するものとする。
- (2) 災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができない時は、市長は、災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮をうけるものとする。

### 3 救助の種類（災害救助法第23条）

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 学用品の給与
- (8) 遺体の搜索、収容及び埋葬
- (9) 障害物の除去

### 4 被害状況認定基準（別表9）

## 第4章 火災及び事故災害対策

### 第1節 大規模な火事災害対策

大規模な火事災害に対して、市、県などの防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

#### 1 火事災害の予防

大規模な火災の防止のため、市、県等の防災関係機関は、市街地の整備等火災に強いまちづくりや防火管理の徹底等火災予防の充実強化を図る。

##### (1) 火災に強いまちづくり

市、県等は、火災による被害を防止、軽減するため火災に強いまちづくりを行う。

##### ア 市街地の整備

老朽木造住宅密集地の解消を図るための市街地の整備を図る。

##### イ 防災空間の整備

大規模火災発生時の避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路や公園などの整備を図る。

##### ウ 建築物の不燃化の推進

防火に配慮した土地利用を進めるとともに、一般建築物や公共施設の耐震性能・防火性能の向上を推進する。

##### (2) 建築物の火災予防

建築物の出火防止及び初期消火の徹底を図る。

##### ア 火災予防査察の強化

市は区域内の建築物について予防査察を実施し、火災発生危険個所の点検、消防用設備等の整備、耐震性の強化等について改善指導する。

##### イ 防火管理制度の推進

市は、建築物の所有者等に対し、防火管理者を活用するなど、防火管理上の必要な業務を適切に実施するよう指導する。

(ア) 消防用設備等の設置及び定期点検等による適正な維持管理の徹底

(イ) 消防計画の作成及び消防計画に基づく訓練の実施

##### (3) 防火思想の普及啓発

市、県等は、住民、事業所に対し、全国火災予防週間、防災週間、建築物防災週間等の中で、幅広く防火思想の普及啓発等を行うとともに、地域において防災訓練等を実施し、避難の方法や基本的な防火用資機材の操作方法等の習熟を図る。

#### (4) 消防力の強化

大規模な火災の備え、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に適合するよう整備計画を作成し、消防施設、消防設備、消防水利等の整備に努める。

また、消防団、自主防災組織の育成に努め、地域防災力の向上に努める。

#### (5) 消防水利の確保

ア 「消防水利の基準」(昭和39年12月10日消防庁告第7号)に基づき、消火水利を配置する。

イ 河川、ため池、農業用水路等の自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽等の防火水槽の整備等、地域の実情に応じて消防水利の多様化を図る。

#### (6) 火災気象通報

ア 県から火災気象通報の伝達を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。

広報車等を活用して、住民に対し、火災警報が発令された区域内にいる者は、火災警報が解除されるまで、安芸市火災予防条例で定める火の使用制限に従うよう火災警報の発令を広報する。

イ 安芸市火災予防条例による使用制限

○山林、原野等において火入れをしないこと

○煙火を消費しないこと

○屋外において火遊び又はたき火をしないこと

○屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと

○残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること

○屋内において裸火を使用するときは、窓・出入口等を閉じて行うこと

#### 火災気象通報の基準

○実効湿度60%以下で、最小湿度40%を下回り、最大風速7m/sを超える見込みのとき。

○平均風速10m/s以上の風が1時間以上連続して吹く見込みのとき。

(降雨、降雪中は通報しないこともある。)

## 2 火事災害の応急対策

大規模な火災が発生した場合において、市、県、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

### (1) 情報収集と伝達

ア 火災の発生状況や被災状況等の情報収集と県への報告

イ 火災・災害等即報要領に基づく総務省消防庁及び県への即報

### (2) 消火活動等

ア 応急措置

市及び消防機関は、火災の災害状況に応じ応急措置を実施する。

(ア) 警察署等と連携した火災防御活動

(イ) 現地指揮本部の設置

### (3) 応援要請

火災が拡大し、市単独での消火が困難なときに応援要請をする。

ア 県への空中消火の要請

イ 他の市町村への応援要請

「高知県内広域消防相互応援協定」及び「高知県内市町村災害時相互  
応援協定」

ウ 消防庁長官への応援要請

「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」

「緊急消防援助隊要請要綱」

## 第2節 林野火災対策

森林資源や人家の焼失、さらに森林の水源かん養機能、土砂流出防止機能の消失等を招くような林野火災に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

### 1 林野火災予防対策

市、県及び四国森林管理局は、森林所有者や地域の林業関係団体と連携して、必要な林野火災の予防対策を講ずる。

#### (1) 予防対策

ア 住民の林野火災予防意識の啓発

イ 火入れに対する火災予防条例に基づく届出（許可）及び条件の確認、違反事項の中止指示

ウ 火災発生危険期における重点的な巡視の実施

エ 消防力強化のための防御資機材の整備及び備蓄

### 2 火災気象通報

第4章第1節（5）参照

### 3 林野火災応急対策

林野火災が発生した場合において、市、県、防災関係機関は、相互に連携して、迅速かつ的確な消火活動を実施する。

#### (1) 林野火災発生直後の対応

ア 初動対応上の基本指針

##### (ア) ヘリコプターによる上空偵察

林野火災は、その全体像把握を最優先とし、市では困難と認める場合は、県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターによる上空偵察を依頼する。

##### ○時間の短縮

林野火災の発生を覚知した場合、直ちに県に一報を入れ、正式要請から出動までの時間を短縮する。

##### ○活動可能時間の配慮

要請から日没時刻までの活動可能時間を配慮して、できるだけ早期に県消防防災ヘリコプターを要請する。

#### (イ) 優先事項

消防活動は住宅等建物及び送電線、通信施設等の工作物への延焼火災防止（警戒を含む）並びに飛び火消火を優先して行う。

#### (ウ) 延焼拡大の未然防止

市街地への延焼拡大の未然防止のため、必要と認める場合は県に対し迅速に県消防防災ヘリコプターを要請する。

○強風・乾燥注意報や火災気象通報の発表時

強風・乾燥注意報や火災気象通報が発表されている場合は、県消防防災ヘリコプターを要請する。

○事前連絡

自衛隊ヘリコプターについては、県消防防災ヘリコプターだけでは消火が困難と判断されるときに要請することになるが、正式要請前に事前連絡を行う。

イ 事故等発生報連絡先、通報内容、要請事項

(ア) 県への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲で）

○県消防防災ヘリコプターによる上空偵察（林野火災全体像把握のため）

○県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動（延焼拡大の未然防止のため）○自衛隊の災害派遣要請の要求

(イ) 協定締結水利管理者への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○県消防防災ヘリコプター等による空中消火用水補給協力体制

(ウ) 森林管理者等への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○森林内の作業員の安全確保

○消火活動への協力

(エ) 安芸警察署への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○緊急車両の通行確保のための交通規制

(オ) 相互応援協定市町村への通報内容、要請事項

○火災の発生状況（把握できた範囲）

○消防相互応援協力の要請

ウ 応急措置

(ア) 現地対策

○現地指揮本部の設置

○警戒区域の設定

○通信統制の実施

○消防本部・災害対策本部との通信手段の確保

○市街地部への延焼危険時の関係住民に対する避難の指示、誘導等

○現地住民向け広報及び報道機関対応

(イ) 消火・救出活動

- 林野火災の全体像の把握  
(火点の位置、市街地部延焼危険に関する情報収集)
- 飛び火の警戒
- 消防水利の確保
- 地上消防隊による消火活動
- 県消防防災ヘリコプター等による空中消火活動
- 孤立者等の救出(ヘリコプターによる)

(ウ) 避難・誘導

- ラジオ・テレビ局への延焼危険区域・森林内滞在者緊急避難呼びかけ  
放送依頼
- 広報車等による延焼危険区域住民の緊急避難呼びかけ
- 県消防防災ヘリコプター等による空からの避難呼びかけ
- 負傷者救援
  - ・救急活動(医療救護班出動、現地救護所設置等)
  - ・受入医療機関の選定及び搬送

(2) ヘリコプターの受入準備

ア 臨時ヘリポートの確保

指定されている災害用臨時ヘリポートを、直ちに離発着できるように準備する。

イ 給水場所の確保

消火作業効率が良いため自己給水を優先する。自己給水可能な自然水利(海、河川、ため池)の中から機数、機種に応じて適地を使用する。

(3) 指揮・情報連絡体制

ア 指揮・調整系統

大規模な林野火災が発生した場合(あるいは大規模化が予想される場合)には災害対策本部を設置し、本部長のもとで総合的な火災防御対策の推進を図る。

また、火災現場には、火災の状況を総合的に把握し集結した各機関の活動部隊を一括した方針のもとで有効かつ安全に運用するために、現場最高指揮者(消防長又は消防署長)を中心とする現場指揮本部を設置する。

イ 情報連絡手段の確保

現場指揮本部では、各機関の出動部隊との情報連絡手段を確保するため、消防無線、自衛隊無線、航空無線、その他関係機関の通信施設を設置し、支障なく使用できるよう体制を整える。

(4) 林野火災防御計画

林野火災対策の効率的な推進を図るため、林野分布状況を考慮し、広域的な消防体制を確立するとともに、関係諸機関の対策の総合性を確保する。

(5) 二次災害の防止活動等

ア 点検の実施

市及び県は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部において、降雨に伴う土砂災害等の防止策として、土砂災害等の危険箇所の点検等を行う。

イ 防災対策の実施

市及び県は、点検の結果、危険性が高いと判断された箇所については、付近住民への周知を図り、応急対策を行うとともに、警戒避難体制を整備し、砂防設備、治山設備等の整備を行う。

### 第3節 重大事故発生時の防災関係機関の措置

突発的に発生する航空機、船舶、列車、車両、爆発事故等の重大事故について、市及び各関係機関が事故発生時にとるべき基本的な措置について定める。

#### 1 重大事故発生時の市及び関係機関の措置

機 関 名	重大事故発生時の措置
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地における応急的医療施設及び収容施設等設置</li> <li>○死傷者の捜索、救出、搬出</li> <li>○災害現場の警戒</li> <li>○関係機関の実施する搬送等の調整</li> <li>○日本赤十字社高知県支部地区長又は分区長に対する協力要請</li> <li>○死体の処理（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理）</li> <li>○身元不明死体の処理</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○消防防災ヘリコプターによる状況調査、救助活動</li> <li>○救急医療についての総合調整</li> <li>○救助、救急医療、死傷者の収容処理</li> <li>○医療及び死体の処理に要する資機材の調達</li> <li>○公立医療機関に対する出動要請</li> <li>○日本赤十字社高知県支部に対する出動要請</li> <li>○医師会及び歯科医師会に対する協力要請</li> <li>○薬剤師会に対する医薬品の供給及び薬剤師の派遣要請</li> </ul>
消防機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○災害現場での人命検索活動</li> <li>○災害現場での救出活動</li> <li>○負傷者等への応急措置活動</li> <li>○現地医療班又は医療機関への負傷者等の搬送活動</li> <li>○その他住民の生命、身体の保護に関する活動</li> <li>○近隣消防機関への応援要請</li> <li>○DMATへの応援要請</li> </ul>
警 察	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被害情報の収集及び伝達</li> <li>○救出・救護及び行方不明者の捜索</li> <li>○避難誘導</li> <li>○被害拡大防止</li> <li>○緊急交通路確保等の交通規制</li> <li>○死体等の検索、収容及び身元不明死体の身元調査</li> <li>○死体の検分（検視）</li> <li>○広報活動</li> <li>○その他必要な警察活動</li> </ul>

高知海上 保安部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○海上災害に関する警報等の伝達・警戒</li> <li>○海上における人命救助</li> <li>○海上における流出油事故に関する防除措置</li> <li>○船舶交通の制限・禁止及び整理・指導</li> <li>○海上治安の維持</li> </ul>
自衛隊	<ul style="list-style-type: none"> <li>○死傷者の救出及び搬送等の支援</li> <li>○救護班、救助物資等の輸送支援</li> </ul>
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療の実施（死体の洗浄、縫合、消毒等の処理を含む）</li> <li>○傷病者に関する看護</li> </ul>
日本赤十字社 高知県支部	<ul style="list-style-type: none"> <li>○現地医療の実施</li> <li>○傷病者に対する看護</li> <li>○輸血用血液の確保</li> </ul>
医師会 歯科医師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医療施設の確保</li> <li>○所属医師の派遣</li> </ul>
薬剤師会	<ul style="list-style-type: none"> <li>○医薬品の供給及び薬剤師の派遣</li> </ul>
NTT西日本（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急臨時電話の架設</li> </ul>
四国電力（株）	<ul style="list-style-type: none"> <li>○照明灯等の設置</li> </ul>

\* この表に記載のない指定地方行政機関等の実施する措置については、各機関の業務計画による。

## 2 市の災害対策本部の設置

- (1) 災害の規模が大きく、市長がその必要を認める時に、災害対策本部を設置する。
- (2) 本部長（市長）の判断により、必要に応じ現地災害対策本部を設置する。

## 第4節 道路災害対策

道路構造物の被災等による大規模事故又は重大な交通事故による災害に対して市、道路管理者、県及びその他の防災関係機関が行う予防対策及び応急対策について定める。

### 1 道路災害予防対策

市、道路管理者、警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための予防対策について定める。

#### (1) 道路管理者

- ア 道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図る。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図る。
- ウ 道路施設等の点検を通じ、道路施設等の現況の把握に努める。
- エ 道路における災害を予防するため、必要な施設等の整備を図る。

#### (2) 警察

- ア 道路管理者と連携して、道路交通の安全確保のための情報収集及び連絡体制の整備を図るものとする。
- イ 道路利用者に道路施設の異常に関する情報を迅速に提供するための体制整備を図るものとする。

#### (3) 実践的な防災訓練の実施

道路管理者は、市、県、警察及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施する。

### 2 道路災害応急対策

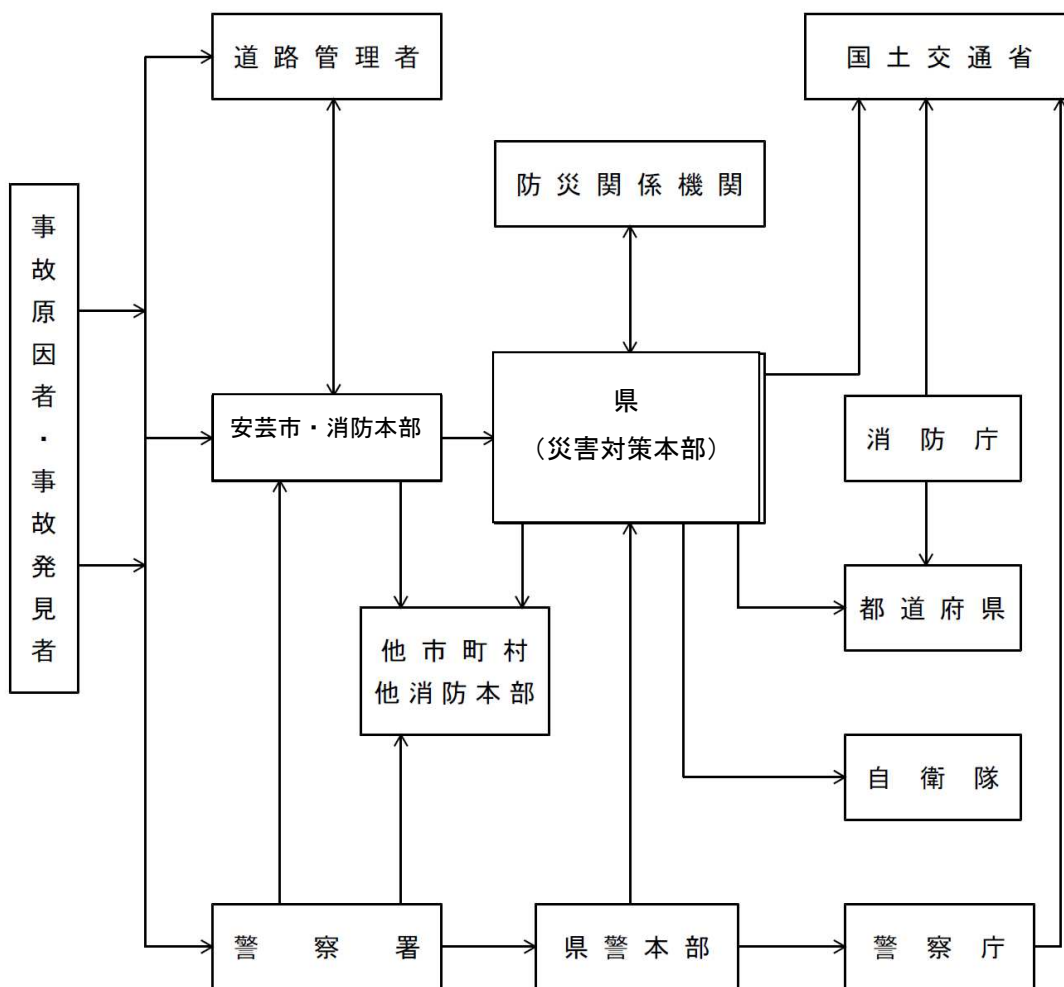
市、道路管理者、警察、県等が実施する情報の充実や道路施設の整備などの道路交通の安全確保のための応急対策について定める。

#### (1) 道路管理者

- ア 速やかに被災者の避難誘導、交通規制などの必要な措置を講ずる。
- イ 危険物等の流出による二次災害のおそれがある場合は、他の防災関係機関と協力し、直ちに防除活動や住民の避難誘導などの必要な措置を講ずる。
- ウ 事故発生直後における負傷者の救助・救急活動に協力する。
- エ 迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

オ 災害の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、的確に関係者へ伝達する。

### 被害情報等の収集伝達系統



### (2) その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める応急対策を実施する。

## 第5節 鉄道災害対策

鉄道における列車の衝突等による鉄道災害に対して、市、鉄道事業者、県等の防災関係機関が実施する予防対策及び応急対策について定める。

### 1 鉄道災害予防対策

鉄道事業者、市、県及びその他の防災関係機関が実施する鉄道災害予防対策について定める。

#### (1) 鉄道事業者（土佐くろしお鉄道株式会社）

ア 事故災害の発生に際して、必要な措置を講じ、被害の拡大を防止するため、列車防護用具等の整備、運行管理体制の充実、乗務員及び保安員の教育訓練に努め、安全な運行の確保を図るものとする。

イ 踏切保安設備の整備等、踏切道の改良に努めるものとする。

#### (2) 実践的な防災訓練の実施

鉄道事業者は、市、県及びその他の防災関係機関と連携して、実践的な防災訓練を実施するものとする。

### 2 鉄道災害応急対策

鉄道事業者、市、県及びその他の防災関係機関が実施する鉄道災害応急対策について定める。

#### (1) 鉄道事業者（土佐くろしお鉄道株式会社）

ア 速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難等の必要な措置を講ずるものとする。

イ 事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動及び初期消火活動に努めるものとする。

ウ 消防機関、警察による救助・救急及び消火活動が迅速に行われるよう全力を上げて協力するものとする。

エ 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとるものとする。

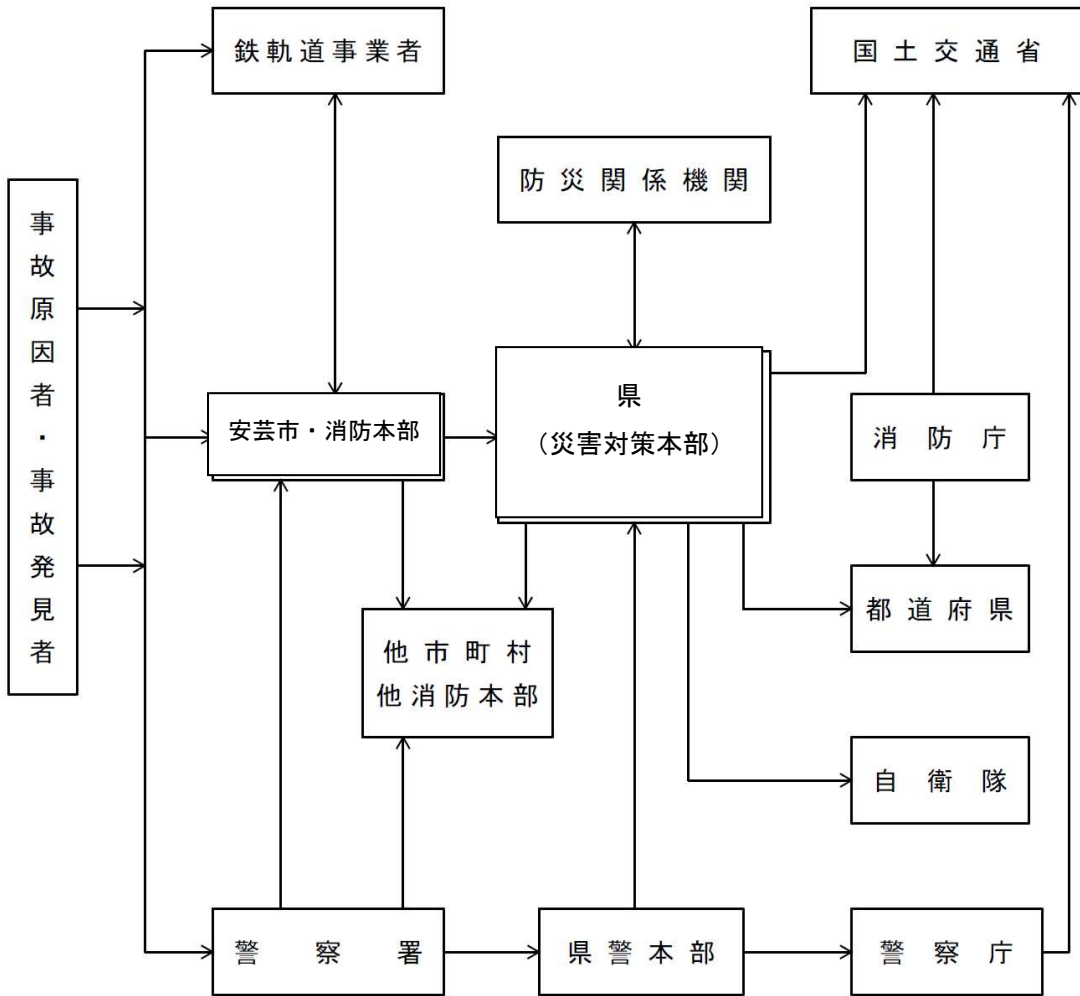
オ 災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を収集し、関係者へ伝達するものとする。

カ バス代行輸送等、他の交通手段の確保に努めるものとする。

#### (2) その他の防災関係機関

市、県及びその他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める応急対策を実施する。

# 被害情報等の収集伝達系統



## 第6節 海上災害（人身事故等）対策

海上における船舶の衝突、転覆や火災等の海難事故の発生による多数の遭難者等の発生に対する予防対策と応急対策について定める。

### 1 海上災害予防対策

海難事故や、遭難者の救出等について市及び防災関係機関が対応するための予防対策について定める。

#### (1) 海難事故、遭難者救出等に対する備え

##### ア 設備等の整備

(ア) 市及び消防機関は、救助・救急用資機材の整備に努める。

(イ) 消防機関及び高知海上保安部は、消防艇等の消防用設備及び資機材の整備に努めるものとする。

(ウ) 県、警察及び高知海上保安部は、捜索・救助活動を実施するための船舶、ヘリコプター等の整備に努めるものとする。

##### イ 体制の整備

(ア) 市、消防機関、高知海上保安部、県及び警察は、平時から連携を図り、消防・救出活動の充実・強化に努める。

(イ) 災害時において、高知県水難救済会・安芸救難所の海難救済活動が迅速に実施できるよう、組織の運営強化を図る。

#### (2) 実践的な防災訓練の実施

ア 市、消防機関、高知海上保安部、県、警察及びその他の防災関係機関は、連携して実践的な防災訓練を実施するよう努める。

#### (3) 海上交通の安全確保

高知海上保安部は、海上交通の安全を確保するための対策を実施するものとする。

##### ア 海図、水路書誌等水路図誌の整備

イ 水路通報、航行警報、気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備

ウ 船舶に対する船舶安全法、港則法、海上汚染及び海上災害の防止に関する法律等船舶の安全及び海上災害の予防に関する法令の遵守についての指導

## 2 海上災害応急対策

海難事故の発生や、遭難者の救出等について防災関係機関が実施する応急対策について定める。

### (1) 市及び各防災関係機関の実施する応急対策

#### ア 事故を発生した船長等

(ア) 最寄りの海上保安官署、警察署等への  
通報

(イ) 救助・救急活動の実施

#### イ 市及び消防機関

(ア) 沿岸海域を中心とする搜索活動

(イ) 沿岸海域を中心とする救助・救急活動

(ウ) 負傷者の医療、救護措置

(エ) 県に対する医師等の派遣要請

(オ) 消火活動

(カ) 県内の他の消防機関の応援要請

(キ) 県に対し、他府県の消防機関の応援要請

(ク) 自衛隊の派遣要請の県への要求

#### ウ 高知海上保安部

(ア) 被害規模等の情報収集及び関係機関への情報連絡

(イ) 海上保安庁航空機による搜索活動

(ウ) 救助・救急活動

(エ) 沿岸市町村への医療活動要請

(オ) 消火活動

(カ) 船舶交通の制限又は禁止

#### エ 県

(ア) 県消防防災ヘリコプターによる活動

○情報収集活動及び関係機関への情報伝達

○搜索活動

○救助・救急活動

○消火活動

(イ) 医療救護体制の確保

(ウ) 消防庁を通じての他都道府県の消防機関への応援要請

(エ) 市町村の要請がある時の自衛隊の災害派遣要請

(オ) ヘリコプター離着陸場の準備等の輸送体制の確保

#### オ 警察

(ア) 警察ヘリコプター及び警備艇による活動

○情報収集活動及び関係機関への情報伝達

(イ) 必要に応じ交通規制の実施

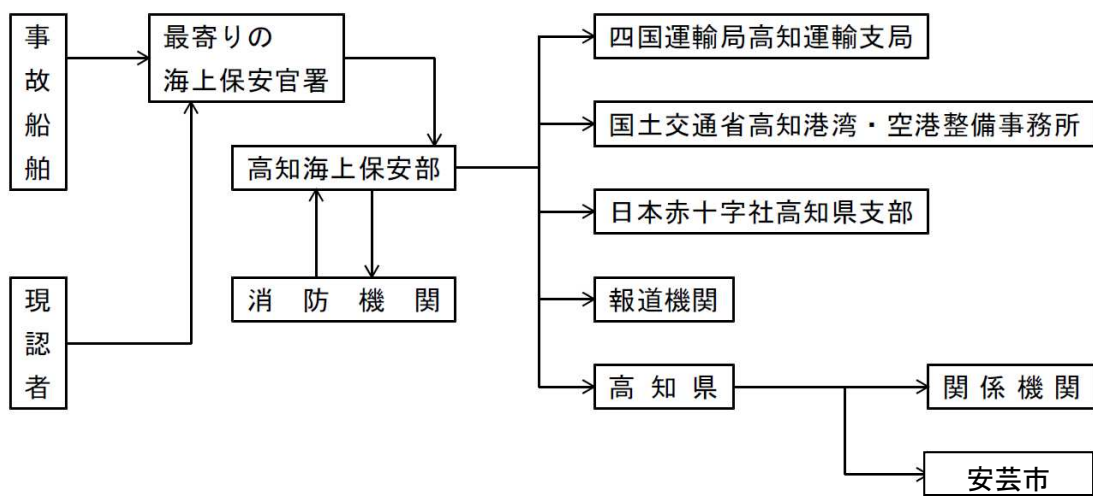
カ 高知運輸支局

(ア) 緊急輸送船舶等の調達又は斡旋

キ 高知県水難救済会・安芸救難所

○漁業協同組合等の民間ボランティアで構成する高知県水難救済会・安芸救難所は、海で遭難した者の救助活動を行う。

### 通報連絡系統



(2) その他の防災関係機関等

その他の防災関係機関は、状況に応じ、第4章第1節に定める措置及び各機関の防災計画又は業務計画に基づき応急対策を実施する。

## 第7節 海上における流出油等災害対策

海上における海難事故の発生に伴う船舶からの油及び有害液体物資などの危険物の大量流出等による著しい海洋汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

### 1 予防対策

市、県、高知海上保安部及びその他の防災関係機関の流出油等災害に対する予防対策について定める。

#### (1) 高知県流出油等災害対策安芸地区協議会

市、海上保安部、県及びその他防災関係機関と民間事業者（以下「会員」）は、「高知県流出油等災害対策安芸地区協議会」の活動を中心に、会員間の連携を図り、安芸地区協議会活動海域の流出油等事故災害に対する体制づくりを進める。

#### (2) 通報・連絡体制の整備

##### ア 通報

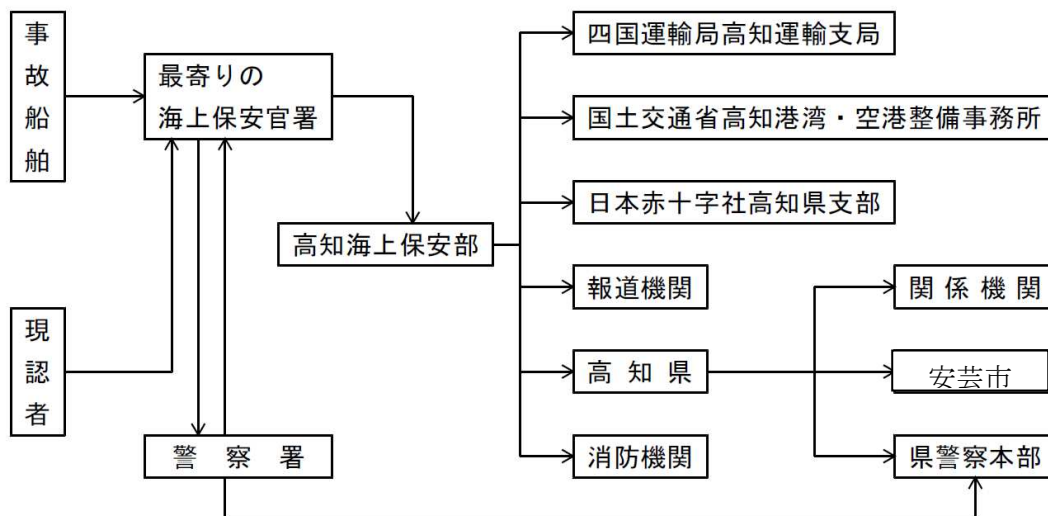
(ア) 高知県流出油等災害対策安芸地区協議会の会員は、流出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、最寄りの海上保安官署及び地区協議会会長に通報する。

##### イ 連絡体制

(ア) 市は、国の機関が発表する情報を、県からの的確に得られるよう連絡体制を整備する。

(イ) 高知県流出油等災害対策協議会は、会員間の連絡体制を定める。

#### 通報連絡系統（海上における流出油等事故発生時）



(3) 県

県は、管理する港湾等での流出油等防除作業及び市が行う防除作業の支援に備え、防災関係機関や高知県漁業協同組合連合会等と予め対策について協議し、体制づくりを進めるものとする。

(4) 流出油等防除資機材の整備

ア 資機材の整備

市、高知海上保安部、四国地方整備局、石油事業者団体及び船舶所有者は、オイルフェンス、油処理剤、油吸着マット等の流出油等防除資機材を重油等の種類に応じ、整備する。

イ 資機材保有状況の把握

高知海上保安部は、会員、海上災害防止センター及び近隣の流出油等災害対策協議会が保有する資機材の状況を把握し、会員に周知するものとする。

(5) 情報の分析

ア 専門的な知識の習得

市、県及びその他の防災機関は、国にあるいは高知県流出油等災害対策協議会等が開催する研修会等を活用し、職員が専門的な知識を修得できるよう努める。

○専門的な知識

- ・ 県周辺の海上交通の現状と危険性に関すること
- ・ 重油等が流出した場合における県沿岸への漂着の可能性に関すること
- ・ 重油等が流出した場合における回収、運搬、処理の方法に関すること
- ・ 補償請求に関すること
- ・ 環境への影響に関すること

(6) 広域連携

ア 市、県及びその他の防災機関は、近隣市町村、県との連携体制を確立する。

イ 「高知県流出油等災害対策協議会」は、近隣流出油等災害対策協議会との連携体制を確立する。

- ・ 徳島県流出油等災害対策協議会
- ・ 和歌山県流出油等災害対策協議会
- ・ 大阪湾流出油等災害対策協議会
- ・ 播磨灘流出油等災害対策協議会

(7) 防災訓練の実施

ア 市、県は、国の実施する防災訓練に積極的に参加する。

イ 市、県は、防災訓練を実施する際、海上災害を想定した訓練を盛り込

- むよう留意するとともに、想定被害を明らかにする等、実践的なものとなるよう工夫する。
- ウ 「高知県流出油等災害対策協議会」の会員は、流出油等事故を想定した実践的な防災訓練を実施する。

## 2 災害応急対策

市、県、海上保安部及びその他の防災関係機関の流出油等災害に対する応急対策について定める。

### (1) 流出油等防除活動マニュアル

ア 「高知県流出油等災害対策協議会」の会員は、それぞれの機関が防災計画等で定める活動のほか、安芸地区協議会が策定する流出油等防除活動マニュアルによる役割分担等に基づき応急対策を実施する。

イ 市は、予め定めた流出油等防除活動マニュアルにより対応、活動を実施する。

### (2) 情報の収集・伝達

大規模な流出油等事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は、関係機関は次により情報の収集・伝達を行う。

#### ア 高知海上保安部の情報収集

○事故船舶又は現認者等からの情報及び航空機・船舶による調査

- ・ 事故発生の日時及び場所
- ・ 事故原因や事故船舶
- ・ 事故船舶の名称、乗組員等の人数、積載する危険物等の種類、量等
- ・ 危険物等の流出状況
- ・ 気象、海象の状況
- ・ 今後予想される災害
- ・ その他必要な事項

#### イ 県の情報収集

○消防防災ヘリコプターによる情報収集活動

#### ウ 警察の情報収集

○警察ヘリコプター及び警備艇による情報収集活動

#### エ 情報の伝達

○各機関等は、「高知県流出油等災害対策協議会」において予め定めた連絡網により情報を伝達する。

### (3) 「高知県流出油等災害対策安芸地区協議会」の活動

ア 安芸地区会員に対する防除活動の要請

○安芸地区会長は、協議会会長（高知海上保安部長）から要請があった場合、その指示及び「安芸地区流出油等防除計画」に基づき、各会員に対し防除活動を実施するよう要請する。

(4) 事故現場における防除活動

ア 高知海上保安部

- (ア) 事故原因者に対する流出油等の拡散防止、除去等の防除措置についての指導及び措置命令
- (イ) 海上災害防止センターに対する防除措置の指示
- (ウ) 緊急に実施する必要がある場合の防除措置の実施
- (エ) 現場海域における火災等の発生防止、船舶の航行禁止又は避難勧告

(5) 安芸沿岸域における防除活動

ア 市、県

- (ア) 漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測に関する情報の収集
- (イ) 必要な油防除資機材の調達
- (ウ) 防除措置の実施

イ 警察

- (ア) 漂着油に関する情報の収集
- (イ) 地域住民に対する流出油等、石油ガスに関する情報提供
- (ウ) 地域住民の避難誘導
- (エ) 立入禁止区域の警戒
- (オ) 交通規制の実施

ウ 消防機関

- (ア) 防除措置の実施
- (イ) 地域住民の避難誘導
- (ウ) 火災警戒区域の設定

(6) 陸岸における回収作業

市と県は、その他防災関係機関等と連携して、陸岸における漂着油の回収作業を実施する。

ア 県

- (ア) 陸岸における重油等の回収方針を策定するものとする。
- (イ) 市の回収作業を支援するものとする。
- (ウ) 廃油等の処理方法については、海上災害防止センター等を通じ事前に原因者（船舶所有者）・保険会社と協議するものとする。
- (エ) 原因者（船舶所有者）等の実施する回収作業等に対する指導を行うものとする。

イ 市

県と連携して漂着油の回収作業を実施する。

ウ 原因者（船舶所有者）及び海上災害防止センター

漂着油の回収、運搬及び処分を実施する。

（7）ボランティア活動

ア 市

ボランティア活動のための拠点の提供や必要な資機材の貸し出しを行う。

イ 県

ボランティア活動支援本部の構成員として、ボランティア活動の調整や支援を行うものとする。

（8）現場作業者の健康管理

ア 市

（ア）漂着油の回収作業を行う場合の、健康管理上の注意事項を回収作業従事者に周知する。

（イ）必要に応じ、現場作業者の健康相談を実施する等の対策を講ずる。

イ 県

市の行う健康相談等について必要に応じ保健師を派遣する等の支援措置を講ずるものとする。

## 第8節 陸上における流出油災害対策

陸上における貯油施設等からの油の大量流出による火災や著しい汚染等に対する予防対策と応急対策について定める。

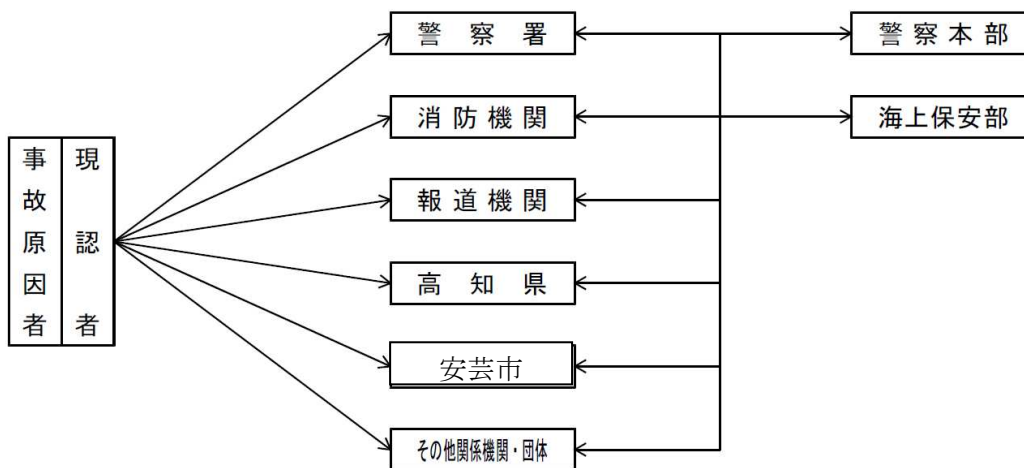
### 1 予防対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での流出油災害に対する予防対策について定める。

#### (1) 情報の収集・伝達

陸上において流出油災害が発生するか又は発生するおそれがある場合の情報の収集と伝達経路について、体制を整える。

通報連絡系統（陸上における流出油事故発生時）



#### (2) 市と関係機関等の活動

市は、関係機関及び民間の企業等と連携して、次のことを行う。

- ・危険物等保管施設の状況把握
- ・防除活動に必要な資機材等の状況把握
- ・応急対策計画の検討

### 2 応急対策

市、県及びその他防災関係機関の陸上での流出油災害に対する応急対策について定める。

#### (1) 防除活動

ア 事故原因者及び消防機関等の関係機関は、流出油の拡散防止、回収及び中和処理、火災の防止等の措置を講ずる。

- イ 防災関係機関は、必要に応じ第4章第1節に定める措置を実施する。
- ウ 流出した油が海上に達したとき又はそのおそれがある場合は、最寄りの海上保安官署に通報し、連携して対策を実施する。

(2) 住民の安全確保

市は、流出した油により、住民の生命及び保健衛生上に危害が生じた時、又はそのおそれがある時は、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の応急対策を実施する。

## 第9節 危険物等災害対策

危険物等災害に対して、市、県等の防災関係機関が実施する予防及び応急対策について定める。

この計画において危険物等の定義を次のとおりとする。

- ①危険物 消防法第2条第7項に規定されているもの
- ②高圧ガス 高圧ガス保安法第2条に規定されているもの
- ③火薬類 火薬取締法第2条に規定されているもの
- ④毒物・劇物 毒物及び劇物取締法第2条に規定されているもの

### 1 危険物災害予防対策・応急対策

市は、危険物による災害の発生を防止するために、関係機関と連携して保安体制の強化や、施設の適正な維持管理等を図るとともに、保安教育及び訓練の徹底等を図る。

また、災害発生時の応急対策に努める。

(1) 規制

危険物施設内における危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格をもった者の立会を徹底する。

(2) 指導

ア 予防規定の策定

予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 定期点検の実施

危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

エ 拡大の防止

災害発生時における災害の拡大防止のための施設、設備の整備及び緊

急措置要領の策定など、当該危険物施設の実態に応じて必要な措置を講ずるよう指導する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 防災体制の確立

大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進するとともに、活動要領を策定するなど、自主的な防災体制の確立について指導する。

イ 実施手法の指導

危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

ウ 備蓄の指導

危険物に応じた消火薬剤、流出油処理材等の防災資機材の備蓄について指導する。

エ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

危険物の取扱い作業に従事する危険物取扱者の有資格者に対し、取扱い作業の保安に関する講習会、研修会を実施し、危険物取扱者の資質向上、保安意識の向上に努める。

(5) 危険物災害応急対策

ア 県

県警察は、危険物災害が発生し、又は火災等の災害が危険物施設に及ぶ恐れのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

関係機関と密接な連携を図り、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を行う。

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため自衛消防組織による災害状況把握と安全措置を指導するとともに、消火、救出、医療・救護活動、警戒区域の設定、避難、広報等の応急対策を実施する。

(6) 施設管理者

ア 状況の報告

市に被害状況、応急対策の活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 保管場所等の報告

消防機関の到着に際しての車両誘導、爆発、引火、有毒性物品の品名、数量、保管場所等の報告を行う。

エ 拡散の防止

大量の危険物が河川、海等に流出した場合は、必要な資機材を用い、危険物の拡散防止等の流出を最小限に抑える措置を講ずる。

2 高圧ガス災害予防対策・応急対策

市は、高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律をはじめ関係法令の周知徹底・規則を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図り、高圧ガスによる事故防止に努める。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

ア 法令の適合

施設の位置、構造及び設備の状況、取扱方法が、法令上の技術基準に適合しているかどうか立ち入り検査及び保安検査を実施し、適切な指導、措置を行う。

イ 保安意識の高揚

警察と連携して、高圧ガス積載車両の転倒、転落及び高圧ガス容器の落下防止等のため、路上での一斉取締りを実施し、保安管理の徹底及び保安意識の高揚に努める。

(2) 指導

ア 危害予防規定の策定

危害予防規定の策定を指導する。

イ 施設の維持管理

高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。

ウ 巡回保安指導

販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、巡回保安指導を実施する。

(3) 自主保安体制の確立

ア 自主保安活動

自主的な防災組織である高圧ガス関係団体の実施する自主防災保安

活動が、より一層充実するよう指導する。

イ 防災資機材の整備

高圧ガスの種類や量に応じた消火薬剤、保護具等の防災資機材の整備について指導する。

ウ 緊急連絡体制の整備

緊急時の情報連絡を密にするため、無線設備、重要電話回線その他の方法による緊急連絡体制の整備、手段の確保を指導する。

(4) 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、防災訓練等の実施を含め関係者の保安意識の高揚を図る。

(5) 高圧ガス災害対策の応急対策

ア 県、四国経済産業局

県及び四国経済産業局は、関係機関と密接な連携を図り、必要に応じて施設の使用一時停止等を命じる。

警察は、施設管理者や市と連携して、負傷者の救出、避難指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害の拡大防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(6) ガス施設管理者

ア 状況報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急対制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

ウ 防災活動の実施

消防機関の到着に際しての車両誘導等を行うとともに施設等の状況について報告し、消防機関の指示に従い防災活動を実施する。

3 毒物劇物災害予防対策・応急対策

市は、毒物及び劇物取締法はじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

また、災害発生時の応急対策について定める。

(1) 規制

立入検査により、適正な保管管理等、法令上の技術基準の順守が徹底されるよう指導する。

(2) 指導

ア 立入検査

立入検査を実施し、適正な貯蔵量、設備とするよう指導する。

イ 関係機関との連絡

管理者等に対し、毒物劇物の飛散等により住民の生命及び保健衛生上に危害を生じる恐れがあるときは、福祉保健所、警察署、又は消防機関への届出及び危害防止のための応急措置を講ずるよう、関係機関と連携して指導する。

ウ 毒物劇物営業者に対する指導

(ア) 毒物劇物の容器及び収納棚等の転落防止

(イ) 容器の損壊等による飛散の防止

(ウ) 収納場所の整理整頓

(エ) 初期消火用資機材の整備

(3) 啓発

各種の研修会又は農薬危害防止運動月間等を通じ、毒物劇物に関する知識の普及など関係者の保安意識の高揚を図る。

(4) 毒物劇物災害応急対策

ア 県

県は、他の施設及び住家等に災害が及ぶおそれのある場合は、施設管理者に危険防止のための応急措置を講ずるよう指示するほか、市と連携して、危険区域を設定し、交通遮断、緊急避難、防毒措置、広報等の必要な措置を講ずる。

警察は、毒物劇物災害が発生し、又は火災等の災害が毒物劇物貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者や市と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等、災害の波及防止、保安措置等の救助協力等災害防止の措置を行う。

イ 市

施設管理者と密接な連携を図り、災害の拡大防止を図るため、消火活動、負傷者の救出、警戒区域の設定、避難の指示、広報等の必要な応急対策を実施する。

(5) 施設管理者

ア 状況の報告

市及び県に被害状況、応急対策活動、対策本部設置状況等を報告する。

イ 拡大の防止

速やかに、職員の動員配備、情報収集・連絡、応急体制の確立等、災害の拡大防止のための必要な措置を行う。

#### ウ 見張人

毒物・劇物等を安全な場所に移す余裕のある場合には、これに移し、かつ見張人をつけ、安全な防火の措置を講ずる。

### 4 住民の安全確保のための体制整備

市、県をはじめとする防災関係機関は、事業者や地域住民と連携して、危険物等災害に対し安全を確保するための体制整備に努める。

#### (1) 情報の提供

事業者は、危険物の防除方法など必要な情報を、あらかじめ市に提供する。

#### (2) 防災知識の普及

市は、地域の防災的見地から危険物等災害に係る調査を行い、危険物の防除方法や災害発生時にとるべき行動などの防災知識を地域の住民に普及し、必要に応じ県に調査の協力を要請する。

#### (3) 避難訓練の実施

市は、地域住民の避難誘導計画を作成するとともに、防災関係機関、事業者及び住民と連携した避難訓練を実施する。

#### (4) 情報の提供

事業者は、災害発生時に地域住民に提供すべき情報についてあらかじめ整理しておき、災害発生後は、迅速に市等関係機関に情報提供する。

## 第10節 その他の災害対策

### 1 健康危機

食中毒や感染症、飲料水、有害物質等を原因とする市民の健康被害が発生した場合は、知事から指示に基づき対策を実施する。

健康被害の規模が大きく、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

### 2 その他の原因による災害

この防災計画に定めるもの以外の原因により大きな被害が発生し、市長がその必要を認めるときは、災害対策本部を設置し、総合的な応急対策を実施する。

## 第5章 災害復旧・復興計画

### 第1節 復旧・復興の基本方向の決定

#### 1 基本方向

- (1) 迅速な原状復旧を目指すか、又は中長期的な課題の解決を図る計画的な復興を目指すかについて早急に検討を行う。
- (2) 復旧・復興の基本的方向を決定する。
- (3) 必要な場合には、これに基づき復興計画を作成する。

#### 2 計画的復旧・復興

- (1) 被災地の復旧・復興に当たっては、住民の意向を尊重し、計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のあらゆる場、組織に女性の参画を促進する。併せて、障害者、高齢者等の災害時要配慮者の参画を促進する。

#### 3 財産措置等

- (1) 応急対策、復旧・復興においては、多大な費用を要することから、国等に必要な財政支援を求める。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

#### 1 被災施設の復旧等

- (1) 物資、資材の調達及び人材の確保に努めるとともに、必要に応じて県等に要請し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本に行いつつ、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- (3) 地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所については、二次的な土砂災害防止の観点から、土砂災害防止対策に努める。
- (4) ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示するよう努める。
- (5) 警察は、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

#### 2 災害廃棄物の処理

- (1) 災害廃棄物の処理処分方法を確立する。

- (2) 仮置場、最終処分地を確保する。
- (3) 計画的な収集、運搬及び処分を図り、円滑かつ適正な処理を行う。
- (4) 適切な分別を行い、リサイクルに努める。
- (5) 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行う。
- (6) 環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を行う。

### 第3節 公共施設災害復旧計画

災害により被災した公共施設の災害復旧は、応急措置を講じた後、災害復旧事業の実施責任者において、各施設の原形復旧にあわせて、再災害の発生防止のため、必要な施設の新設又は改良を行う等の事業計画を確立し、民心の安定及び経済的、社会的活動の早期回復のため、迅速に実施する。

#### 1 災害復旧事業の種類

- (1) 公共土木施設災害復旧事業
  - ア 河川災害復旧事業
  - イ 海岸災害復旧事業
  - ウ 砂防設備災害復旧事業
  - エ 林地荒廃防止施設災害復旧事業
  - オ 地すべり防止施設災害復旧事業
  - カ 急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業
  - キ 道路災害復旧事業
  - ク 港湾災害復旧事業
  - ケ 漁港災害復旧事業
  - コ 下水道災害復旧事業
- (2) 都市施設災害復旧事業
  - ア 街路災害復旧事業
  - イ 上水道施設災害復旧事業
  - ウ 公園施設災害復旧事業
  - エ 堆積土砂排除事業
- (3) 農林水産業施設災害復旧事業
- (4) 災害関連農村生活環境施設復旧事業
- (5) 公営住宅災害復旧事業
- (6) 公立文教施設災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業

- (8) 公立医療施設災害復旧事業
- (9) 公営企業施設災害復旧事業
- (10) 公有財産災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業

#### 第4節 災害復旧に伴う財政援助及び助成計画

災害が発生した場合は、速やかに公共施設の災害実態を調査し、緊急災害査定に備えるとともに、場合によっては「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用が受けられるよう、所要の措置を講ずる。

##### 1 激甚災害にかかる財政援助措置

###### (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

- ア 公共土木施設災害復旧事業
- イ 公共土木施設災害関連事業
- ウ 公立学校施設災害復旧事業
- エ 公営住宅等災害復旧事業
- オ 生活保護施設災害復旧事業
- カ 児童福祉施設災害復旧事業
- キ 老人福祉施設災害復旧事業
- ク 身体障害者厚生援護施設災害復旧事業
- ケ 知的障害者更生・授産施設災害復旧事業
- コ 婦人保護施設災害復旧事業
- サ 感染症予防施設災害復旧事業
- シ 感染症予防施設事業
- ス 堆積土砂排除事業
- セ 湛水排除事業

###### (2) 農林水産業に関する特別の措置

- ア 農地の災害復旧事業
- イ 農業用施設の災害復旧事業
- ウ 林道の災害復旧事業
- エ 農業用施設の災害関連事業
- オ 農林水産業共同利用施設の災害復旧事業
- カ 開拓者施設の災害復旧事業
- キ 水産動植物養殖施設の災害復旧事業

- ク 天災融資法による融資
- ケ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業
- コ 土地改良区等の行う湛水排除事業
- サ 共同利用小型漁船の建造
- シ 森林の災害復旧事業

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ア 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- イ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例
- ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助
- エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ア 公立社会教育災害復旧事業に対する補助
- イ 私立学校施設災害復旧事業に対する助成
- ウ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する負担の特例
- エ 母子及び寡婦福祉法による貸付の特例
- オ 水防資材費の補助の特例
- カ 被災者のための住宅建設事業に対する補助又は融資の特例
- キ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等（公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道の小災害復旧事業に対する措置）
- ク 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

## 第5節 災害復旧に対する融資、資金計画

被災事業者の早期復旧を図るための資金の融通及び被災者の生活確保の措置を講じることにより、社会経済活動の早期回復に努める。

### 1 災害復旧に対する融資

#### (1) 農林水産業関係者への融資

天災融資法、株式会社日本政策金融公庫法に基づき、被災農林水産業者・団体に対する以下の措置について、対象者に対する内容の周知・指導を行う。

- ア 天災融資法第2条第1項の規定に基づき、融資を行う金融機関に対し、利子補給を行う。
- イ 株式会社日本政策金融公庫法に基づき融資を行う株式会社日本政策金融公庫に対し、貸付条件緩和等の要望を図る。
- ウ 農業災害補償法に基づく農業、漁業共済団体等の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう措置する。
- エ 漁船損害等補償法等に基づく、漁船保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期の保険金の支払いができるよう要請する。

#### (2) 中小企業への融資

県の担当部局と協力のうえ、対象者に対する指導・斡旋を行う。

- ア 県中小企業制度融資による、緊急融資を行う。
- イ 日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について関係機関に要請する。

#### (3) 災害復興建築物資金

独立行政法人住宅金融支援機構の災害復興建築物融資の対象となる災害の場合、借入手続きの指導、融資希望者の家屋の被害状況調査及び被害認定を早期に実施するとともに、当該融資が円滑に実施される制度の内容について周知を図る。

### 2 被災者の生活の確保

#### (1) 更生資金の貸付

- ア 災害救助法等が適用された自然災害による被災者に対して、災害弔慰金、災害傷害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付を行う。
- イ 災害により被害を受けた低所得者の自立更生のため、生活福祉資金貸付制度に基づく災害援護資金の貸付を行う。

### 3 国税等の徴収猶予及び減免の措置

国、県及び市は、被災者の納付すべき国税及び地方税について、法令などの規定に

に基づき、申告又は納入期限の延長、国税、地方税の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて講ずる

## 第6節 復興計画

### 1 復興計画の進め方

#### (1) 復興計画の作成

- ア 可及的速やかに実施するため、復興計画を作成する。
- イ 関係機関の諸事業を調整し、計画的に復興を進める。
- ウ 復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（県及び他市町村との連携、広域調整）を行う。

#### (2) 災害に強いまちづくり

- ア 災害に強く、より快適な都市環境整備
  - (ア) 住民の安全と環境保全等にも考慮した災害に強いまちづくりを実施する。
  - (イ) 計画作成段階で都市のあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めよう努める。併せて、障害者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
- イ 復興のための市街地の整備改善
  - (ア) 被災市街地復興特別措置法等を活用する。
  - (イ) 住民の早急な生活再建の観点から、災害に強いまちづくりの方向についてできるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
  - (ウ) 土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等の実施により合理的かつ健全な市街地の形成と都市機能の更新を図る。
- ウ 河川等の治水安全度の向上等
  - (ア) 河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等に努める。
  - (イ) 都市公園及び河川公園（緑地を含む）等の確保は、単にオープンスペースの確保、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資するだけでなく、避難場所として活用可能な空間、臨時ヘリポートとしての空地の活用など防災の視点からも十分検討し、その点を住民に対し十分説明し理解と協力を得るよう努める。
- エ 既存不適格建築物
  - 防災とアメニティの観点から、その問題の重要性を住民に説明し、市街地再開発事業等の適切な推進によりその解消に努める。
- オ 新たなまちづくりの展望等
  - 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、計画策定にあたっての種々の選択肢、施設情報の提供等を行う。

## カ 復興計画の作成

復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分に配慮する。

## 2 被災者等の生活再建等の支援

### (1) 災害ケースマネジメントの実施

- ア 平常時から、被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取り組み）などの被災者支援の仕組みの整備に努める。
- イ 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会やきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### (2) リ災証明の交付等

- ア 各種の支援措置を早期に実施するため、速やかにリ災証明を交付する。

### (3) 災害弔慰金の支給等

- ア 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付や生活福祉資金の貸付により、被災者の自立的な生活再建の支援を行う。
- イ 自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた被災者に対して、経済的理由によって自立して生活を再建することが困難な被災者に被災者再建支援金制度に基づく支援を行う。
- ウ 市は、各種の支援措置を早期に実施するため、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

### (4) 税及び医療費等負担の減免等

- ア 税についての期限の延長、徴収猶予及び減免、国民健康保険制度等における医療費負担の減免及び保険料の減免等の被災者の負担の軽減を図る。
- イ 災害により就労できなくなった被災者のうち、生活保護法に基づく保護の必要に至った被災者に対しては、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、自立に向けた支援を行う。

### (5) 住宅確保支援策

- ア 被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設、公営・公団住宅等への特定入居等を行う。
- イ 復興過程における被災者の住宅の確保を図るため、公営・公団等の空家の活用や仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援する。
- ウ 住宅に被害を受けた被災者に対する復興のため、独立行政法人住宅金融支援機構法に基づく、災害復興住宅融資を受けるための支援を行う。

## (6) 広報連絡体制の構築

- ア 被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。
- イ 被災者の自立に対する援助・助成措置について、広く被災者に広報を行い、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。
- ウ 被災地域外への疎開等を行っている被災者に対しても広報に努めるなど、生活再建にあたっての広報・連絡体制を構築する。

## (7) 災害復興基金の設立等

- ア 被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等きめ細かに、かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等の手法について検討する。

## (8) 精神保健支援対策

- ア 被災者の精神的な不安を取り除くために精神保健福祉センターに相談窓口を設け、精神的支援を行う。

## (9) 義援金の配分及び配布

第3章第29節参照

## 3 被災者生活再建支援制度

自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

### (1) 対象となる自然災害

- ア 災害救助法施行令第1条第1項又は第2項に該当する被害が発生した市町村
- イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村
- ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）。

### (2) 対象となる被災世帯

- ア 住宅が「全壊」した世帯
- イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支援金は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(ただし、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 ((2)アに該当)	解体 ((2)イに該当)	長期避難 ((2)ウに該当)	大規模半壊 ((2)エに該当)
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修する）場合は、合計で200（又は100）万円

(4) 支援金の支給申請

申請窓口は市

ア 申請時の添付書類

基礎支援金：り災証明書、住民票等

加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等

イ 申請期間

基礎支援金：災害発生時から13ヶ月以内

加算支援金：災害発生時から37ヶ月以内

(5) 基金と国の補助

ア 国の指定を受けた被災者生活再建支援法人（財団法人都道府県会館）が、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、支援金を支給。

イ 基金が支給する支援金の1/2に相当する額を国が補助。